

政経研究

第五十四卷 第一号 2017年6月

論 説

M・ニーダムの政治原理に関する一研究
——利益理論を中心に——

倉島 隆

研究ノート

RAS法による投入係数の修正と
生産技術構造の分析

武繩 卓雄

論 説

ALIBABAの光と影、躍進と諸問題

——高成長、偽造品売買、賄賂、粉飾と政治・投資家リスク——

築場 保行

日本の Democratic Capital への
所得との相互関係に関する研究

坂本直樹
坂井吉良

政経研究 第五十三卷第三号 目次

論 説

外国為替資金特別会計の一般会計資金調達への貢献と
同特別会計積立金制度廃止について …… 横 溝 えりか

研究ノート

韓国の在外同胞政策と課題 …… 孔 義 植

資 料

ヘレン・テラーとJ・S・ミル『自伝』 …… 川 又 祐

政経研究 第五十三卷第四号 目次

論 説

BREXITの政治学 …… 渡 辺 容一郎
——イギリス保守主義の現状と課題——

日本企業における定年制度の実態と問題点 …… 谷田部 光一

国際通貨基金におけるG5各国の投票力と
融資資金提供量との相関について …… 横 溝 えりか

持分法に関する一考察 …… 小 阪 敬 志

政党システム変化の分析枠組み …… 荒 井 祐 介

Internet Privacy and Tax Havens in Our Sophisticated
Globalized Information Society: From the View Point of
CSR (Corporate Social Responsibility) or Business Ethics …… 築 場 保 行

雑 報

政経研究 第五十三卷 索引

M・ニーダムの政治原理に関する一研究

——利益理論を中心に——

倉 島 隆

□目次

- 第一節 序論
- 第二節 ニーダムの古典的共和主義
 - [1] 古典的共和主義問題
 - [2] ニーダムの古典的共和主義
- 第三節 ニーダムの利益理論の形成
 - [1] ニーダムと利益理論の特徴
 - [2] ニーダムの利益理論の形成
- 第四節 結論

第一節 序論

われわれは近年、イギリス政治思想史において、イングランド革命期の政治思想研究が極めて盛んであったことを経験してきた^①。この研究動向は、典型的にはJ・ポーコックによるハリントンの共和主義史研究などによって刺激されてきたからである^②。しかしながらわれわれは今、更に高まった政治思想史研究段階に至ったことに気づかされる。例えば、この共和主義研究の展開は、当時の革命期に関するポーコック以後の有力な歴史家にして思想研究者である、B・ウォーデンによる数々の共和主義研究が近年に、出版されてきたことにかかわる。特に、M・ニーダムの著作（最近では、ニーダムの『自由国家の優秀性（一六五六）』（以下、『優秀性』と略記）の改訂版「二〇一一」に代表される）は、そのうちの一つである^③。従ってわれわれは現在、この『優秀性』の出版が幅広く普及され、かつより精密化されたことを重視する。本稿は、イギリスの政治思想史においてニーダムの政治原理の評価が高まりつつあるがゆえに、彼の基礎原理を正確に位置づける段階に共和主義研究分野があると思なすものである。

まずわれわれは、ニーダムの共和主義原理が古典的共和主義原理と利益原理からなると仮定する。特に本稿は前者の原理を第一原理とみなすが、後者の原理も基本的であるにもかかわらず、前者と比較して十分に位置づけられぬがゆえに、利益理論にも焦点をあてることとなる。このニーダム理論について明確に「二つの原理」として設定したのは、J・スコットである。これも革命期の政治思想史研究において徐々に論じられつつある原理である^④。更に言えばニーダムが、かなりの頻度にわたって自らの「利益」概念を当時の論説に使用していることにも注目すべきである。『優秀性』議論に戻れば、ニーダムの代表作であるこの文献は内容面で、ニーダムの他のものよりもよく論理立て

られている点において評価できる。しかし『優秀性』は、それ以前の『イングランド共和国擁護論』（一六五〇）や一六五〇年から一六五二年までにおけるニーダムによる政治週刊誌論説をほぼそのまま整理したものに過ぎない側面もある。いずれにせよニーダムは、ハリントン（二六五六）よりも四、五年以上早く古典的共和主義思想および利益理論に基づき、イングランドの主要なジャーナリズムなどを通じて当時の政治問題を論じたのである。従って本稿は、ニーダムの『優秀性』の基となる資料を中心に検討することにかかわる。⁵⁾

更にこの理論的な二つの基礎事項は、ニーダムとハリントンが詳細において異なるとしても、公益 (public interest) 理論において両者が共通するものである。従って本稿は両者における二つの基礎概念を念頭に、共和主義理論史上においてニーダムの位置づけを行うことにかかわる。しかしながら、われわれは、ニーダム問題全てに決着がついたという立場にはないし、数々の問題を提起するものである。例えば、ニーダム事項のうちの難問はまず、彼の政治的立場の変節（ないし日和見主義）事項に関わる。即ち、ニーダムは最初の内戦期（一六四二―四八）に議会派の政治週刊誌の陣営につき、それから次の内戦期（一六四八）に王政派につき、かつウースターの戦いの前後期に再び議会派についたという「変節」問題であった。それにもかかわらず、われわれは、ニーダムのイングランド共和主義史においてハリントンよりも数年早く、鋭い政治論理を展開していたことなどを評価しようと試みることとなる。

従ってわれわれはまず、このニーダムの基本思想である古典的共和主義問題事項を定めることとなる。続いて本稿はニーダムが自らの先行論理を、ハリントンと同じ公益理論を基礎にして論を展開するがゆえに、ニーダムの利益理論の形成を検討することを主に目的とする。

- (1) 例¹⁾ J. Scott, *Commonwealth Principles*, Cambridge, 2004, etc.
- (2) J.G.A.Pocock, *The Machiavellian Moment*, Princeton, 1975, etc.
- (3) M.Nedham, *The Excellencie of a Free State*, London, 1656; B.Worden, ed., *Marchamont Nedham: The Excellencie of a Free State*, Indianapolis, 2011; P.A.Rabe, *Against Throne and Altar*, Cambridge, 2008, etc.
- (4) J.Scott, "The Rupture of motion", in N.Phillipson et al.eds., *Political Discourse in early modern Britain*, Cambridge, 1993.
- (5) J.G.A.Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, Cambridge, 1977.

第二節 ニーダムの古典的共和主義

本稿はまず、ハリントンよりも先行して古典的共和主義を展開するニーダムの論陣から説き起こすこととなる。われわれはこれも、ハリントンと共通な傾向から開始する。前記のごとくニーダム研究に比較的早く取り組んだ一人であるウォーデンも認めるが¹⁾、イングラッド革命前後期においてマキヤヴェッリによる『リウイウス論 (*The Discourses*)』における古代ローマ史や共和主義がかなり浸透していたことから、われわれは発する。²⁾従って本稿は、ニーダムがハリントンと共通するマキアヴェリアン(古典的)共和主義から開始する必要がある。というのはウォーデンなどもイングラッド革命期のポーコックによるマキアヴェッリの研究業績に基本的に依拠し、説き起こし、かつそれを進展させるからである。³⁾

われわれは、ハリントンに先立つニーダムの鋭い共和主義論に説き及ぶ前に、ニーダム研究の主要な問題点に言及しておかねばならぬ。というのはニーダムが、当時の主要政治ジャーナリストにして自らの支持陣営を変える、変質

(日和見主義)者であるという問題などがあるからである。この変質者事項についてウォーデンによれば、ニーダムは第一次内戦期には「議会派」陣営で週刊誌論説(主に『イギリス報知(Mercurius Britannicus)』誌において)を書き、第二次内戦期には「王政派」陣営に立つて書き(主に『法実務報知(Mercurius Pragmaticus)』誌において)、「かつ国王殺害後に再度「残部議会」陣営の出版社から政治論説(主に『政治報知(Mercurius Politicus)』誌において)を書いたからである。⁽⁴⁾とはいえニーダムによる革命期の政治週刊誌などの論説活動がその大半にわたって、共和主義陣営に立脚したことを、われわれは重視する。われわれは、ニーダムの自らの立場を変える変質事項についてかなり頻繁に論及することとなるため、この最初の段階において言及しておかねばなるまい。

(1) 例えは、B.Worden, "English Republicanism", in J.H.Burns et al.eds., *The Cambridge History of Political Thought, 1450-1700*, Cambridge, 1991, etc.

二〇世紀半ばの古典的共和主義研究における先駆的論者のうちの一人であるZ・フィンクでさえ、このニーダムをハリントンの『オシアナ共和国』の出版について「変節者であるM・ニーダムは、『政治報知』誌「No 350」でこれ『オシアナ』を嘲笑しようとした」としてしか、注目していなかった。われわれは、いかにニーダムの共和主義思想史における位置づけが不十分であったことも記せざるを得ない(Z.Fink, *The Classical Republicans*, Evanston, 1945, p.85)。

確かにウォーデンは、自らの初期の単著である『残部議会(The Rump Parliament, 1648-53, 1974)』において当時の政治ニュース週刊誌のニーダム論説に言及している。しかし彼は、当時においてニーダムを日和見主義者と記し、古典的共和主義者としても利益理論家としても示していなかった(B.Worden, op.cit., p.228)。

(2) N.Machiavelli, *The Discourses*, ed. Barnard Crick (Hammondsworth, 1985), etc.

(3) B.Worden, Marchamont Nedham and the Beginnings of English Republicanism, 1649-1660, in D.Wootton, ed., *Republicanism*,

Liberty and Commercial Society, 1649-1776, Stanford, 1994, etc.

(4) M.Nedhan, editor, *Mercurius Britannicus*, London, 1645-1646, nos. 72, 86, 91, 92, 93, 99, 107, 108, 119, 126;— editor, *Mercurius Pragmaticus*, London, 1647-48, nos. 4, 8, 14, 20, 25;— editor, *Mercurius Politicus*, London, 1650-1653, nos. 1-120; 1657, nos. 352-4.

〔1〕 古典的共和主義問題 (J・ポーコック説をめぐって)

われわれは、ニーダムが上記のごとくハリントンらの古典的共和主義の先行論者であることを仮定するものである。従って本項はまず、ニーダムが一六五〇年に刊行した文献(『イングランド共和国擁護論』以下、『共和国擁護論』と略記)によつてマキアヴェッリの共和主義を念頭に置いた部分から、言及することとする。これは、ニーダムが再度議会派陣営に立つて論陣を開始するものである。

その『共和国擁護論』における文節は、ニーダムが当時の王政派陣営を批判し、かつ自らの共和主義をマキアヴェッリの立場に立脚して論及する部分である。これは「われわれの現統治者と、先きの国王の息子とのいかなる調和の媒介もあり得ぬ」としてニーダムによる王政派からの離別からの立場を明確にする。更に彼は「たとえ国王が国家の所有者となるとしても、これは剣による征服および権力によるに違いなからう」として君主批判を続ける。その結果はイングランドの過去にあつたごとく、僭主政となるという。ニーダムは、「マキアヴェッリは次のように適切に語る。即ち、僭主政ないし君主制の束縛を棄て、(マキアヴェッリの言葉ではこの二つ用語は、同じことである)かつ新しく自分達の自由を得た一国民は、国王ないし僭主の親友ないし家臣であつた敵に全て属する者であるとみなさねばならぬ。こうした家臣達の拔擢優先権を失つた支配者らは、自由の崩壊の上に自らを再度樹立し、かつ僭主政へと再

度切望するようにあらゆる機会に努める以外に決して基づかならう。国王らは恣意的権力を行使することによって、思い切つて自由を主張する以外になさぬ人々に反対して猛烈な仕返しをなすかもしれないのである」¹と記した。

これは、典型的な議会派に抗する専断的君主制に対するニーダムの態度であつた。われわれはかくして、ニーダムがマキアヴェツリの共和主義原理をとると仮定する。われわれはこの文を、古典的共和主義としての象徴的な事例として示した。

まずわれわれは、こうした立場からニーダムの古典的共和主義原理問題を、「宗教純化的」清教徒革命と「社会的な変化も含む」イングランド革命の視点から複眼的に設定することとなる。「ホッブズの」諸個人の自己保存の積極的な目的（主体的参加）は、千年王国を置くことによつて「一六四九年およびそれ以後の数年における、支配的な言葉によつて最もよく定めることができる視角から論じ始める。即ち、当時の第五王国派などは、千年紀において人々が最大限の最終的解放および贖い（神の民による現実との切断事項）へと、自国史を通じて行動することによつて神により呼び出されるのである。「共和国」用語（共和国において人々は、「民主政の主体としての」市民参加の枠組みにおいてよき生活能力を理解する）は、あまり容易に参加し得ぬがゆえに、時代の優位的な宗教的関心事に適應する必要があつた。とはいへこの共和国用語は、利用可能であつた。しかしこうした千年王国説的民主政は、レヴェラーズやディッカーズ「政治的な民主主義を主張する党派」との関係が独立派の勝利によつて断たれた。従つてこのより宗教原理主義的な第五王国派は、キリストの到来を予想する場合を除きいかなる統治にも関与しないという。キリストの到来は、少しの予想の必要もないほど確かであるとみなした人も、少なくとももいたという。ゆえに千年王国説的民主政は当時において以下のように新政府を、一部に積極的に推奨しようとするもう一つの様態の必要に応えたかもしれ

ない。即ち、共和主義理論は、自然主義的根拠による事実上の政府への服従の急進的提唱に、別の形で知られる作者によつて、ニーダムによつて一六五〇年から一六五二年までに使われはじめた^②。

われわれは、この古典的(ないしマキアヴェツリ的)共和主義によつて、ニーダムの共和主義が展開されていることを前提として論じられている(一六五〇—一六五二)とみなす。われわれは、以下でニーダムによる民衆中心型共和主義を、更により原資料にそつて論究する段階に入る。

このジャーナリストは、「金づくで動く行為」を極めて示唆的様態によつて一度以上にわたつて「基盤的陣営を変えた」。ニーダムは、自らの賛成の重要性と、プロパガンディストの誠実さを混同する誤りに反対する古典的警告者であつた。ニーダムは、自らの王政主義段階の活動のゆえに投獄されたため、新政府への服従を主張する任務の約束の自由をもたらしした。この立場の上記の『共和国擁護論』は、一六五〇年の前半に登場した。ニーダムは、以前の(以下のニュース週刊誌に先行する)経験をもつがゆえに、新政府の『政治報知』誌編集者に任命された。最初に彼は、主に論説を『共和国擁護論』から引用し、かつ供給した。これらは第一次的にマキアヴェツリ的根拠(武装市民的前提)で、剣の所持者に対して誰であれ許可を主張する。こうした根拠は、政府全てが剣に根差され、かつ諸個人の最初の義務が自己保存であり、あるいは破壊し得る人が剣をもたぬ人からの服従を命じるといふ論理においてニーダムの主張における征服論や、随伴する決疑論(casusistria)^③の諸要素がある。ニーダムは議会派の立場に立ち、国王が混合政体論争において国王の役割を不当に主張する剣に頼つたと批判し、神が容認もするといふ決闘審判(のたとえ)に敗北させられた結果によつて、勝者(議会派)全てを侵したと主張するものである。しかし剣が政府すべてに先行し、政府は全て権利に先行するとニーダムは言う。ニーダムは、ホップズを引用する事実上の作者達のものを支える

結論に独立的に到達したごとく、「主権行使の権力による裏付けの」是認をもってホッブズを引用する事実上の作者達のうちの一人である。⁽⁴⁾

次にわれわれのニーダム論は、このホッブズの現実主義を受け、ピューリタンの視角とリアリスト的視点を絡ませる。まずそれは、変節を金づくで動く論者としてニーダムのリアリスト的視点で受ける。これはマキアヴェッリ名を使って国王と民衆の対立を示し、古代の共和制ローマの対立のものと、当時の国王と民衆の対立の武装的類似によって説明しようとする。これは民衆が国王の専制や腐敗に抗する「神も認めるが故に」決闘審判にたとえ、前者「市民」の公的正当性をもつ勝利としてホッブズ的な自己保存（第一原理）的立場を示す。

更にニーダムの『共和国擁護論』は、「自由国家の優秀性論」結論章を含む。この結論章は、『政治報知』誌の他の論説から形成された著作を出版する際に、ニーダムによって使われた表題であった。これは大部分、一六五一年九月から一六五二年八月までに現れた『優秀性』にある。一六五六年の『優秀性』に含まれた資料のうちのあるものは、一六五一年二月頃に明らかにされた。しかしこの論調の決定的な変化は、『政治報知』誌の九月の第三号に起こるように思える。⁽⁵⁾それは、ウースターの戦いの「神からの最高の恵み」による勝利後にまもなく起こったことは、まったく偶然かもしれぬ。ニーダムは論説で使い得る『共和国擁護論』からの資料の終わりに、簡明に到達し得たかもしれない。後の『優秀性（二六五六）』となった極めて体系的な資料の性格は、ニーダムが原稿版で既にニーダムによる後の著書をなすもので示唆したのである。王政派の敗北時が何時であれ『政治報知』誌は、ホッブズの順行の説明から、マキアヴェッリの「最愛の民衆」概念に基づく「急進共和主義」の詳細設定へと変化した。「最愛の民衆」というイデオロギーは、以前のイングランドで明確に表現しなかった。この政治週刊誌の存在は、ハリントンの『オシアナ

『The Commonwealth of Oceana』共和国（一六五六）「たとえばこれが一六五三年前後に主に構成されたとしても」（以下、『オシアナ』と略記）の主要な先駆としてニーダムを位置づける。こうした政治パンフレットにおけるニーダムの論説は、確かに一六四〇年代から一六五〇年代初期にかけて多く流布したからである。^⑤

このニーダム論についてわれわれは、かなり具体的に示すこととなる。『共和国擁護論』に続き、ニーダムの『優秀性』が政治週刊誌に最初に出た年月によつてハリントンのものよりも数年早く流布し、かつウースターの戦いでの議会派の勝利前後とあわせて刊行されたことにわれわれは言及した。更にニーダムがマキアヴェッリ主義と共通する基本原理である急進共和主義概念によつて記述したことなども、マキアヴェッリの用語を示すことによつてわれわれは、ハリントンの共和主義の先駆であることも併せて論及した。

われわれにはこれを受け、ハリントンの先駆者としてのニーダムの共和主義論をより徹底的に位置づける必要性が求められる。ゆえにわれわれのニーダムの古典的共和主義論を続ければ、剣の事実上の保持者「議会派の幹部」（征服者「の権威」は、決闘審判のようなものにおいて没収によつて復帰した。この征服者は民衆に擁護を与え、かつ服従を強いた）は、最大限の集合的な軍であった。これは理論上、征服的、参加的、あるいは選出的エリート、または他の共和主義公式の多数者ないし民衆として定義づけることができよう。ニーダムは今、『政治報知』誌が一六五一年から一六五二年にかけて、自らの選挙目的は言うまでもなく、武装する多数者によつて支配されるのに民主政的共和国のため、意識的にマキアヴェッリの青写真である点まで他の共和主義公式の多数者ないし民衆の立場を採用した。ニーダムの意図は、民衆の剣への服従を説くことにこの場合にあるのではなく、剣をそれ自体で、立てる方法を教えることにある。ニーダムは次のような二つの理由で民衆による頻繁にして定期的選挙を確保するために軍を取り上げ、かつ

精力的に追求する。というのは軍は、市民が政治の原動力であり、その市民の独立的自由を保障するが故であり、軍は反動を阻止するが故である⁽⁷⁾と積極的に進める。革命は小さな私益グループの支配下に入ることが認められれば、彼ら（マキアヴェッリが『リウイウス論』で警告した）「ブルトゥスの息子」のような、あるいはバラ戦争期のキングメーカーのウオリックのような、彼ら独自の目的のために、古き貴族の支配家族に戻ることにいつも誘惑されてしまおう⁽⁸⁾。更にわれわれは、ニーダムが馴染みな「ブルトゥスの息子」表現などを受け、前の軍と民衆による武力的優位について征服論や決闘審判（のたとえ）のみで、自ら論理を正当化するわけにはいかぬことにまず言及する。即ち、民衆の主体性を第一義に説明するならば、その議会選挙を前提とすることも併せてここでは検証する。ここでのニーダムは、有力者ないし貴族による強力な排他的権力機構の復活を阻止することも付け加えることとなった。

ゆえにニーダムにとって次のような君主ないし貴族中心型の堅固な権力形態論は、民衆の自由に脅威と批判する。即ち、こうした少数者による権力機構は、多数者にとって危険である。『政治報知』誌は、「国王」権力ないし「排他的」権力機構（この二つの用語は、民衆による監督から離れた権威行使を意味するのに事実上、同義語となる）の復活に反対する長い運動を継続する。至るところでこの標的は、世襲貴族制の復活ないし確立した貴族制の樹立なのである。これをニーダム（マキアヴェッリよりもはるかに厳格に）は、ローマの貴族と民衆間の主要な対決原因とみなす。実のところ、ニーダムの古典的なイタリア資料の使用は、マキアヴェッリの急進思想に定期的に置く。ニーダムはツキジデスによって記録されたコルクキュラ島の寡頭者の虐殺を、マキアヴェッリが共和国のメリットと全体的にみなした、「復讐の多くの憎悪、大きな記憶および大きな願望」事例とみなすものである⁽⁹⁾。ニーダムは、スパルタを犠牲にしてアテナイの民主政を定期的に称賛する（しかしこの説は古典的共和主義理論には稀である）。ニーダムはヴェネツィアを、より

通常でないけれども、定期的に共和国として仮面舞踏会を行う腐敗した「排他的」寡頭制にほかならぬとして非難する。¹⁰ ヴェネツィア人、流動化されたコルクユラ人およびアテナイの三〇人僭主は、敵としての有力者「grantees」としてしばしば言及される。¹¹ しかし空位期の主題において極めて有力な方法にもかかわらず、ニーダムがイングラントで恐れることがどんな「排他的貴族制」機構を意図したのかは、不明確である。古き貴族の反ノルマン的濫用もあつたが、多くなかつた。封建土地保有要件 (feudal tenure) の消滅のハリントンによる主張の影を覆う全てが以下のスコットランド征服の一連のコメントなのである。即ち、スコットランド征服の一連のコメントは、彼らの領主 (lords) および首長 (chiefs) の遺産相続が可能な管轄権からスコットランドの借地人「封土権者」 (tenants) を解放するのに大いに必要性を構成する (というコメントである)。¹³ 「排他的貴族制」に反対して論争術が議会における揺るぎなくして自己保存的な (寡頭制機構としての) 残部議会に対する増大する軍の不満を信じることは容易であろう。しかしながら、確かなことはすべて以下のことである。即ち、『政治報知』誌は、共和主義理論が上院の憲法的意味における世襲的形態ないし他の形態で確立した貴族制に抗してどのように効果的に展開されるのかを初めて表示する「ことなのである」。頻繁にして継続的議会、選挙による定期的「公職交代制」[rotation] (これをニーダムは「公職全交代制 (revolution)」と呼び、かつハリントンは、公職輪番制と呼んだ) は、僭主政に抗する唯一の防波堤である。この言葉の使用は、貴族院が君主と民衆との「仕切りにして防波堤」として仕えたと『一九箇条の提案への回答』に見出される、主張の拒否を含意するかもしれなからう。¹⁴

われわれのニーダム論は前の国王の『一九箇条への回答』を受け、共和主義的な自由を確保するための障害の除去の視点から開始する。ニーダムは、国王権力およびこの性質に近い排他的権力機構を標的にし続ける。この共通項は、

強大な世襲制の国王と貴族権力であったという。更にニーダムは、ローマの貴族と民衆による対立図式を想定させ、民衆の優越状態を描くこととなった。次にニーダムはそれを標的とするのに類するものならびに、アテナイの三〇人僭主やスコットランドの封建土地保有要件の廃止を唱えるなどによってハリントンの主張を展開する。更にニーダムは、残部議会の寡頭支配にまで批判を広げる。われわれはニーダムがこれらの弊害を除去するため公職輪番制を唱えるに至るところまで進める。最後にニーダムは、混合政体「民衆議会と貴族院による」論における貴族院の拒否にまで高める可能性を想定させる論理を展開することも加える¹⁵。

更にわれわれは、ニーダムのマキアヴェッリの共和主義の核心に論究するに段階に至る。ニーダムによれば、頻繁な民衆選挙「popular elections」(これをもとに民兵の剣「民兵主義」による支配は、本質的な前提条件である)は、常設貴族制機構の増大をたんに抑制するばかりでないのである。頻繁な民衆選挙は腐敗および徒党の増大、同じ者の手に立法権および執行権の集中を抑制しよう¹⁶。独占化しかつ抑制なき権力形態全ては、民衆の憎悪を育み、かつ民衆の理性を禁じることによつて民衆の理性を破壊する¹⁷。ニーダムにとつて、民衆選挙はマキアヴェッリが極めて多く言った「基本原理の更新」「公職の定期的交代任期制」(renewal of basic principles)をもたらずとして示される、共和主義理論の本質的な前提条件に近づく。ニーダムは、共和国の均衡に必要な先見の明のある少数者が与える民衆の選択にそれを委ねよう。ニーダムは基本的要素にそれ自体関わり、多数者の良識ほど「国家の秘密(arcana imperii)」を扱う、少数者の智慧を与えるほどまでに差し迫っていないと主張する¹⁸。人々が支配し、かつ当然ながら権力を追求するために生まれるがゆえに、唯一の安全な統治形態はすべての者が支配において交代し、かつ権力が規定されたグループにも集中しない形態である¹⁹。

この『政治報知』誌部分は短いけれども、内容において最も重要な部分のうちの一つである。前の民衆選挙による公職輪番制を受け、マキャヴェッリによる権力の抑制および腐敗防止制度に従い、民衆の基礎を民兵に置くことを確認し、排他的貴族制による害悪の阻止を措定する。これは、貴族制の少数者支配原理に反対する多数者の支配原理を、民衆選挙による「基本原理の更新」「公職の定期的交代任期制」と表現するに至った。最後にニーダムは、「国家の秘密」を扱う従来の少数者支配原理よりも民衆の有徳によつて、排他的貴族制よりも優越する論理を定立することとなる。

引き続きわれわれは、ニーダムの『優秀性』の第五章「あらゆる正当な権力は民衆にある」章に関わる。これは、君主神授権説に抗する、自らの古典的共和主義的立場からの反論から論を展開する。われわれは人々が（ニーダムはR・フィルマー卿に言及せずに）家父長の権威に自然的に服する議論を、ニーダムがホイッグ党の心性に反するとして清教徒「神の民の純化」に最も有効な可能的議論によつて退ける。ニーダムはモーセからサムエルまでイスラエルが、掟の摂理 [a dispensation of law]（その権威はたんに家族の権力ばかりでなく）を通じて神によつて支配される神政政治（現実政治からの切断論理）であつたと指摘する。しかしユダヤ人が自らを、（少しも国王を選出しない）排他的（あるいは「常設的」な権威機構および使命の不平等な行使を示すがゆえに、キリストは約束を再開するようになり、かつ約束を普遍的にアクセス可能にせしめるようになったのである。しかしながらキリストは、神政政治を更新「再開」しなかつた。とはいえキリストは、時代の終わりに自らの支配下に救いおよび祝福形態で神政政治を約束した。そして神の王国が現世ではなく、かつ教会の聖職者達において政治的権威を奪おうとするいかなる試みも、その当初から反キリストの仕業であるということになつたのである。²⁰この民主政的共和国（その国民は全て区別なくして権力を行使した）は、偽り「君主神授権説」の主張に対する最も完全な想像し得る否定であつた。ニーダムの共和主義は、ハリントン

の共和主義のごとく、約束された聖人「聖職者」達（彼らの結果はカトリック教徒と同様に長老制派を決定的に示すように「かつ批判するように」²¹ 思える）間における決闘審判のたとえば神の掟の權威に抗する反キリスト的にして偽りの要求の仕業であつたとして、スコットランドでのキャンペーンにおけるものに負うたのである。全ての「排他的貴族制」機構のうちの最悪の者は、教会聖職者達であつた。こうした聖職者達はあるべき共和国を不可能にしたと措定する。共和国は、キリストの先驅者として行動するのに最も要件づけられる統治形態とみなされる適切な主張（ニーダムと別な作者に登場するような）を有した。²¹

ニーダムはここでまず、当時のピューリタニズム「政治主体としての神の民による徹底的純化」的争点によつてフィルムマー的絶対主義を標的として論を開始する。この神の解釈は、神の支配下にある君主への絶対服従を意味するのではなく、神から直接的に民が救われ、かつ神の意志に沿つて主体的に行動することを含意する。こうした解釈が基本であつて、これが民主政的共和主義の基礎である。君主神授権説は、この民の救済にそぐわぬものとして一蹴される。ここから当時の教会聖職者に基づくもの（排他的貴族制）も、神による民の救済を害するものとして徹底的に批判される。従つてニーダムの古典的共和主義原理は、キリスト教共和主義に合致した論理として主張されるものである。

ゆえにこのニーダム問題を、われわれは次のようにポーコック説を踏まえ、結論づけることとなる。

これらの議論の方向の多くは『オシアナ』において繰り返される。われわれはニーダムの『政治報知』誌の論説を、共和国の必要への共和主義的適用における開拓者の著作とみなさなければならぬ。共和国は、聖職者達などによる貴族制的な少数者権力支配を阻止するための問題に対する一つの可能なる回答であり、非正統化の時機を定めかつこの

非正統的なものからの出口を求める一つの途であった。しかしニーダムは多分、事実上のホッブズ的な議論の性質を極めてよく理解したがゆえに、次のように認識した。即ち、共和主義理論は、一六四七年の民主政的・千年王国説的希望を復活させる（しかし聖職者エリートでなく、民兵のエリートに限定される方法である）のに更に使い得ると「認識した」。これは、ニーダムが古きよき大義の支持者に抗して自らの不本意を認識し、かつ一八世紀の共和主義者のためのホイッグ党の聖典の支柱として死後に理解された理由なのである。ニーダムの著作は、極めてマキアヴェッリ的な共和主義的ブランドがイングランドの共和主義者「コモンウェルスメン」の政治的語彙に入る様態をわれわれに示した。これが「護国卿制に反対する主張の様態となるのかは依然として、解決されない」という。⁽²²⁾

ポーコックによれば、このニーダムのマキアヴェッリ的な解釈は、確かにそのハリントンの共和主義の少なくとも数年早い開拓者であったという。確かにニーダムは、残部議会による寡頭制および単独者支配優位型の護国卿制に極めて批判的な視点が認められる。しかしニーダムのそれは、ハリントンの急進共和主義と全てにおいて同一であるわけではない。ニーダムにはむしろ、ホッブズ的なリアリズムの視点を示す問題点が残るとして、ポーコックはこの主題を結ぶ。

われわれはかくして、有力な論者から発するニーダムの古典的共和主義原理問題を、原資料を踏まえつつ設定したこととなる。これは、以下におけるわれわれに対する課題も託することとなる。

(1) M.Nedham, *The Case of the Commonwealth of England*, London, 1650, pp. 41-42.

この『イングランド共和国擁護論』の副題は、「イングランド共和国の本擁護論は、現政府への服従に関する衡平・効用・

ならびに必要性のためにある。本擁護論は王政派、長老派、スコットランド人、ならびにレヴェラーズといったわれわれと反対の諸党派の懐疑および要求全てに抗して、聖俗の両方の業績から明らかにされる」という。

従つてこのニーダムの一六五〇年版は、以後の共和主義的立場に立脚するものとしてわれわれにとつて重要となる。

- (2) J.G.A.Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, Cambridge, 1977, p.33.
- (3) M.Nedham, *The Case of the Commonwealth of England, Stated*, London, 1650; — *Mercurius Politicus*, nos.17 (26 Sept.-3 Oct.1650), pp.278-8,23 (7-14 Nov.1650), pp.373-4,26 (28 Nov.-5 Dec.1650), pp.426-5,27 (5-12 Dec.1650), pp.439-440,30 (26 Dec.1650-2 Jan.1651), pp.487-88; T.Hobbes, *Leviathan*, etc.
- (4) M.Nedham, *MP*, no.17 (8 Sept.-25 Sept.1651), p.278.
- (5) *MP*, no.18 (3-10 Sept. 1650), pp.293-6.
- (6) 上記をみよ参考をなす (Pocock, ed., 1977, *op.cit.*)。
- (7) *MP*, nos.75 (6-13 Nov.1651), pp.1189-9,35 (30 Jan.-6 Feb.1651), pp.567-8.
- (8) *MP*, no.37 (13-20 Feb.1651), pp.591-2.
- (9) *MP*, no.83 (1-8 Jan.1652), pp.1319-21.
- (10) *MP*, nos.84 (8-15 Jan.1652), pp.1333-8,86 (22-29 Jan.), pp.1367-8,100 (29 Apr.-6 May), p.1572.
- (11) *MP*, no.84 (8-15 Jan.), pp.1333-8.
- (12) *MP*, no.18 (3-10 Oct.1650), pp.293-6; and see no.20 (17-24 Oct.), pp.325-6.
- (13) *MP*, nos.4 (27 Jun.-4 Jul.1650), p.55,5 (4-11 Jul.), p.63; 65 (28 Aug.-4 Sept.1651), pp.1033-4,73 (23-30 Oct.), p.1161.
- (14) King of England Charles 1, *His Majesties Answer to the Nineteen Propositions of Both Houses of Parliament*, Cambridge, 1642, pp.1-20.
- (15) *MP*, nos.18 (3-10 Oct.1650), pp.293-6,20 (17-24 Oct.), pp.325-6.
- (16) *MP*, nos.75 (6-13 Nov.1651), pp.1189-91,78 (27 Nov.-4 Dec.), p.1237,79 (4-11 Dec.), p.1255.

- (17) *MP*, no.87 (29 Jan.-5 Feb.1652), pp.1381-5; no.89 (12-19 Feb.), pp.1409-13.
- (18) *MP*, no.94 (18-25 Mar.1652), pp.1473-6.
- (19) *MP*, nos.75,78,79,87 and 91 (26 Feb.-4 Mar.1652), pp.1441-6.
- (20) *MP*, no.98 (15-22 Apr.1652), pp.1537-40; no.99 (22-29 Apr.), pp.1553-6; no.114 (5-12Aug.), pp.1785-7.
- (21) J.G.A.Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, 1977, p.37.
- (22) J.G.A.Pocock, ed., *op. cit.*

〔2〕 ニーダムの古典的共和主義 (B・ウォーデン説をめぐって)

われわれは前項において、ニーダムがハリントンに先行する古典的共和主義論を展開したという通説を定めた。本項は前項を踏まえ、ニーダムに対してより広範な視角および多様なニーダム資料を導入するものである。^① こうした理由は、ニーダムがその『政治報知』誌において象徴的に論じる文章によって古典的共和主義の一端を示すことができるからである。即ち、

「グイッチアルディーニが肯定する如く、自由国家は、他の統治形態よりも必ず神に気に入れられるに違いないという。というのは自由国家は、他の形態よりも大いなる尊敬が共通善に払われるからであり、公平な正義の貢献のことで大いなる配慮がなされるからである。人々の心性は、荣誉愛と有徳愛にかくすることによって大いに刺激され、かつ他のいかなる統治におけるよりも宗教愛に一層多く熱心となる。他方において次のような君主制では別な形で事実である。君主制の楽しみは、共通善を低下させるからである。ローマ人は国王と君主制の追放後に、全ての想像力を超えたように、この高み「富と国力において最も繁栄した」に達したのである^②」。

われわれは、こうしたニーダムによる最も高い古代共和制ローマの評価のうちの一つを例示した。本稿は、そうしたニーダムの古典的共和主義原理を更に検証することとなる。

ニーダムの共和主義論説はこの「マキアヴェッリらの方式に従い、かつこの議論の多く」を繰り返し、かつ適応した。各論説はニーダムによる『リウィウス論』の引用の各章にあつた如く、ニーダムが理性（ローハン説）から推論し、かつイングラントの状態に（活発な知的樂觀主義によって）あてはめた印象的な一連の歴史「事例」によつて例示した、「一般的な歴史法則」を知らせたのである^③。

ニーダムを、われわれはかくして広範にして実証的観点から論じたウォーデンによるニーダムのイングラント革命説を共和制ローマの発展史にたとえる視角の一端から切り出した。更にわれわれは、ニーダムの古典的共和主義観の要点を先取りして彼の結論に予め言及し、かつそれを念頭に置きつつ、われわれのニーダムの古典的共和主義論を整理することとなる。

ニーダムによるマキアヴェッリの『リウィウス論』擁護の範囲は、マキアヴェッリのものよりも広範である。しかしニーダムによる最も豊潤な資料は、マキアヴェッリの資料のごとく、「共和政ローマ」である。けれどもニーダムは、広範な一連の古典古代およびヨーロッパ史にわたることを確認する。ニーダムはこうすることによつて、一七世紀の共和主義が探る道を開く。ニーダムの後継者「ハリントンら」の主張を検討するとき、どれくらい頻繁にニーダムが開拓者であつたのかが分かる^④。

ニーダムは、イングラントの君主制および貴族支配の崩壊を、ローマの共和制成立史（特に民衆による集会に主権的地位を与える）と重ねることによつて、イングラントの民衆ないし民衆による議会（Parliament）の優位を論じる。こ

れは、前節のポーコックによるニーダムの問題設定を踏まえ、ニーダムの選挙による民衆議会の優位論に関わる。しかしながら、ニーダムの民衆優位の思想は、民主政 (democracy) 用語を否定する (悪しき意味として) 側面もある「ハリントンは否定しない」。しかしこれはマキアヴェッリに当てはまるけれども、イングランドの思想において新しくないという意味で民主政的である。この事例は『優秀性』において古典古代史を引くことによって、「民衆代表の手における正当にして秩序だった代々の最高権威が、僭主政による侵害および強奪から民衆の自由を最もよく確保する⁽⁵⁾」という。その理由は、「自由の生命は権限および人々の継続にある」が故である。権力を定期的に一方の人々から他方の人々へと移譲する「運動」(「継続的権威の公職全交代制」[revolution] (公職輪番制))は、腐敗および徒党を阻止するからである。マキアヴェッリにとって腐敗と徒党は、政治的病の兆候であったからでもある⁽⁶⁾。

いずれにせよわれわれは、『政治報知』誌がマキアヴェッリの共和主義観および(リルバーンやオーバートンのような)レヴェラーズの民衆の優越観の結合であることを確認しなければなるまい。ニーダムの論説は、一六四九年に(急進思想をもつ)レヴェラーズがクロムウエルの独立派に敗北させられたが、レヴェラーズのプログラムを再開し、かつこれに古典的次元を与えた。『政治報知』誌は、残部議會を表面上称賛し、かつ暗黙裡に批判する。これは一六五一年から一六五二年までにおいて、残部議會の有名な議員であるオリヴァー・クロムウエルに対する論じ方において同じ戦略を使った。そのジャーナリストは、前記「ポーコックの問題提起に対する」のクロムウエルに抗するニーダムによる反対の様態問題に対してウオーデンの回答から発する。レヴェラーズを破壊し、かつレヴェラーズを裏切ったとみなされた、クロムウエル不信は、レヴェラーズの思想(ないしレヴェラーズに近い思想)が下士官達の中で、かつ急進的会衆間の中で生きるところで尖鋭であった。これは、クロムウエルの社会改革行為によって一部に引

き起こされた。この社会改革についてクロムウェルは、民衆の自由を推進し、かつ恵まれぬ人々の負担を軽減させるイメージを表明しつつ、水面下ではそれを挫こうとしたことよって、急進派を激怒させたからである。更にニーダムらは、クロムウェルの個人目標に対する懐疑もあつた。一六五一年後半にクロムウェルは、憲法における君主制的要素の復活を提案することよって、自らの追隨者達のうちのある者を失望させた。⁸一六五二年中にクロムウェルが自らを国王にさせる本当の可能性があるように思えた。ニーダムの『政治報知』誌は、クロムウェルの軍功を通常的に煽つた。しかし同時にニーダムは「国王の切望者達」に抗して自らの読者に警告しようとして試みた。⁹『政治報知』誌は、読者にクロムウェルが国王に、よき成功ないし役務サービスによつて決して十分に値するものでなかつたが、「あまりにも重大すぎ、あるいは人気がありすぎる事」から、あるいは権力「を強奪」する「誘惑」をもたらせぬように助言した。¹⁰ニーダムは、王政派に書く一六四〇年代後半に、クロムウェルの野心および、次のようなシユラクサイのディオニシオスの野心と類似を辿つた。即ち、ディオニシオスは自らへと「政府を強奪」したと。ニーダムは今、クロムウェルの人格と、マキアヴェッリの『君主論』におけるアラゴンに帰された容赦なき性格との類似を辿つた。¹¹ニーダムは、『政治報知』誌においてこの類似点を再び用いた。ニーダムは今、この類似点を明示的にし得なかつた。しかしこの専制的な標的は、依然として誤り得ぬ状態にある。ニーダムは、クロムウェルにおけるディオニシオスのように、クロムウェルが「民衆の自由の見せかけによつて自らを装いつつ」¹²あることを明らかにする。この論点は、古代史と近代史における野心的將軍および僭主との更なる類似によつて、かつ野心なき者との対照によつて補完される¹³というものである。

次にわれわれは、ニーダムによるマキアヴェッリの共和主義における混合政体論へと移行する。ニーダムは、古代

の混合政体論の長所の均衡ないし組み合わせによって調和させることを主張する。しかし彼は、その欠点である純粹形態を欠陥として使う。即ち、ニーダムは、残部議会の寡頭制支配を純粹統治として非難する。ニーダムは、混合統治形態を導入すべきであると暗黙裡に要求する。¹⁴ ニーダムの『政治報知』誌は、多数者と少数者の支配を調和しようとした。即ち、ニーダムは、「共和制ローマが単独人物支配に属さぬがゆえに」、元老院の支配下でローマを「自由」「な統治」として説明する。¹⁵ しかしローマの民衆は、「轡」が「元老院ないし貴族権力、および野心を抑制するとみなされるときのみ、実のところ自由」になると説明される。即ち、民衆が「必要な護民官職」を確保した時であり、かつ「法が同意なしに民衆に押しつけることができなかつたとき、最初に必要な護民官職が民衆の議会にあつた¹⁶」と説明されるものとなる。

ニーダムが古典的共和主義に関わる論理でいえば、イングランドは、一院制残部議会を放棄し、かつ独自の護民官ならびに民衆議会、あるいはそのようなものを樹立した時のみ、自由を達成するということである。¹⁷

ニーダムは、共和政ローマ史がニーダムの最も革新的思想を促したという。しかしニーダムは、多くの継承者達がローマのものを自国と融合する如く、大胆なイングランド史観および、ヨーロッパ史観に自らの共和主義を加える。ニーダム以後の他の共和主義者(例えば、A・シドニー)のように、ニーダムは、多様化するイングランドの君主制史批判のなかで交互する。¹⁸

ニーダム思想に見出される以下のようなもう一つの自然法的な要素は、後のイングランド共和主義の展開に大きな役割を果たすことになるものである。『政治報知』誌において共和制の主張は、同意と自然権といったよそよそしくない言葉と融合する。ニーダムは、民衆の「権利」(特に頻繁な議会選挙を行う民衆の権利)を至るところで書く。ニー

ダムは、「自由国家（共和国）」を、最も「自然的な統治方法にして形態とし、かつ人類の理性に適合のみでできる民衆の自然権にして自由」と指し示す。⁽¹⁹⁾「権利と自由」語彙は、一六六〇年以後の共和主義（例えばシドニーやネヴィルのごとき）に中心となろう。共和主義は、次に執行部に対して敵対的にして懐疑的である一連の「地方党」に入ろう。ここでもニーダムは、イングランド革命以後の共和主義の道筋を示す。⁽²⁰⁾われわれは、ニーダムの古典的共和主義原理を、その中心概念に沿ってニーダムのイングランド革命として辿っている。

われわれは、ニーダムの基本概念との直接的関連事項に戻ることにする。

本稿は、ハリントンの共和主義理論の中心に「戦争と有徳」⁽²¹⁾「われわれは古代の有徳が、公共心と愛国心が中核である」とみなすものである。理性的にして勇敢な市民兵主義による国防精神がこの概念の基礎にあるに考えられる」を設定する。われわれは、マキアヴェッリの中心概念との関連でニーダムの「積極的自由」論を検討する段階に達している。われわれは、マキアヴェッリの「有徳」理念（近代の専門用語における「積極的自由」と同一概念）のニーダムによる採用に沿って、「消極的自由」のより通常的な主張が展開するとみなす。ニーダムは、市民達にマキアヴェッリの方向で促すことによつて、共和政への参加にのみ委ねると約束する。ニーダムは、「安全と財産」「自由と財産」「生命と財産」の確保の主張を繰り返しほめかすことによつて、以下のように主張しよう。即ち、イングランドは、真に自由国家となるならば、「誰も民衆を心配させぬ」ところで、かつ「民衆の自由と安全」の保護が民衆の統治者達における恣意性を予防するところにおいて、静穏な居住地「空間」となるという。「同意」は、市民的有徳を促進するためよりもむしろ僭主に抗して安全を提供するために、ニーダムの主張において重要なのである。⁽²²⁾

しかしマキアヴェッリは同意に関心をもたなかった。ニーダムは、人々が自らの「少ない財産」⁽²³⁾を想定するとき、

しつかりと戦うと信じる。しかしニーダムは財産権に関心をもたなかった。ニーダムの関心は、国家の安全保障の確保にあった。われわれは、次のようなアリストテレスによって想定された原理をもつ二人の古典的共和主義作者(マキアヴェッリとニーダム)による論法を比較するとき、両者の視点の相違を見る。即ち、権力の任期は、人々が命令権と服従方法の両方を知るが故に輪番制にすべきと、ニーダムが訴えるときにその「相違を見る」。マキアヴェッリは、人々が命令方法を学ばねばならぬと論じるため、この輪番制原理に訴えた政府に責任をもたせ、かつ僭主政の不都合を阻止するために唯一の手段としてこの公職輪番制度を推奨した。⁽²⁴⁾ マキアヴェッリの支配者は、市民(市民本位への変換は、市民に命じるようになる)に抗して恣意的に行動することを躊躇させるからである。⁽²⁵⁾ ニーダムは、自国に使命感をもつ兵士が傭兵軍よりもよく戦うというマキアヴェッリの主張を是認する。他方で、ニーダムは市民軍が傭兵軍と異なり自国が独自の「同意」によって統治すべきと主張するという省察を加えた。⁽²⁶⁾ ニーダムは、平和と変換の定着を切望した戦争で、引き裂かれたイングランド国家のために書くことによって中央政府に対する恐れを明確に警告した。即ち、中央政府の恐れは、一七世紀イングランド史を通じて行き渡り、かつ王政復古後に、イングランド共和主義が活動する勢力のうちの一つとなるものを明確に主張した。類似な懸念は、各国が中央執行部の介入を制限する自治権限によって「小さな共和国」となるべきであるという、ミルトンの一六六〇年提案に反映されるかもしれぬ。⁽²⁷⁾

ニーダムも地域自治の必要性に示唆を与え、かつ近代ヨーロッパの君主制の僭主起源を根絶にまで辿った。⁽²⁸⁾ 引き続きわれわれは、ニーダムの古典的共和主義論へと移行する。ニーダムによるマキアヴェッリ主義は、イングランド国内政治へのより通常的な処方方の最大の関心事によって(イングランド国内のアピールが補強されるとして)対外局面が薄められるかもしれぬ。とはいえニーダムのマキアヴェッリ主義は、自らの外交政策によって希薄化されぬ。

ニーダムによる外交政策および以下のような拡大政策への称賛は、最も雄弁となる。²⁹ ニーダムはマキアヴェッリとミルトンのごとく、「規律」「勇氣」「自制」「節制」「平明さ」「古来の有徳」「勤勉」「誠実な貧困」の果実としての「自由」を描写し、かつ「僭主政」を「放縱、贅沢」「男らしさの欠如」の所産と解釈し、かつ対照する。³⁰ ミルトン、ハリントンおよびシドニーにとってのように、ニーダムにとって「諸国家は諸国民が独自の欲望の奴隷」となるとき、政治的墮落を被る。³¹ 共和主義者全てにとってのごとく、ニーダムにとっても厳格すぎる特性は、平時の特性を腐敗させ、戦時に栄えるという。ニーダムによれば、共和国において人々は「寛大で」「度量があり」「積極的」となるという。市民達は、こうした「精神」を少しずつ「進め」かつ、自らを「エキサイト」させ、「自由愛」へと「精神の勇ましさ」によってもたらされる。³² 市民は、権力が少数者よりもむしろ、多数者にあることによって、真に自由国家のために勇敢に戦う。というのは自由国家が征服に達するとき、「各人は、自由国家を独自のものとするからである」³³。自由国家は君主制と異なり、民衆の武装を恐れぬ。自由国家は、「有給軍隊の継続」も「傭兵」³⁴も「民衆」の軍隊としてそれ自体をみなし、「単なる傭兵軍でない」とみなすクロムウェル軍の切望と一致する原理)、ニーダムにとってハリントンと同様に受け入れられぬ。³⁵ これは、マキアヴェッリの民兵主義に沿うものである。

引き続きニーダムのマキアヴェッリ主義論が、イングラント兵士の懸念と同じように合わせられるのは、市民の勇氣が市民の「昇進」「登用」の希望次第なのである。自由国家において「昇進」「登用」は、例外なくして全てに開かれなくてはならぬ。昇進「登用」は、かくして「価値や有徳」の報奨でなければならぬ。「名誉と信頼の地位」はかくして「分け隔てなく能力をもつ人々に明らかにされ」なければならぬ。³⁶ この見解は「自らの能力に従って各人の昇進」「登用」を確実にする公職への就任」の「公開アクセス」によって特徴づけられる「自由な共和国」とみなしたハ

リントンによつて共有され、かつミルトンによつても共有される⁽³⁷⁾。共和制ローマにおいてニーダムは、「最も貧しい運命しか持たぬ人々がどれくらいの数の愛国者と征服者であつたのか」⁽³⁸⁾を熟考したのである。ニーダムは次のような一六五〇年代前半のイングランドとの類似性に悩む必要などなかった。即ち、当時のイングランドにおいてクロムウェルが認めた如く、低い身分の生まれの下士官達は、自分達が相応の賞罰に報いられぬと、かつ「自分達が政府に利益をもたず、かつ登用されず、かつ地位にもつけぬ」と不満を言っているという⁽³⁹⁾。

最後にわれわれは、ニーダムの有名なマキアヴェッリによる「拡大のための共和国」説に言及して、ニーダムの古典的共和主義の検討を終えたい。マキアヴェッリにとつてもニーダムにとつても最も健全な自由国家は、この「拡大のための共和国である」というものである。この理想もニーダムは、直接的な同時代の適用を与える。というのはイングランド国内の残部議会の失敗がどうであれ、アイルランドやスコットランドを従属させ、かつオランダの海上権力を破壊した軍功は、スチュアート朝前期下の外交的宥和および、軍事的にして海上的恥辱のイングランドの記録と明らかに対照されるからである⁽⁴⁰⁾。

いずれにせよ、われわれは、イングランドの古典的共和主義の最も象徴的な言葉によつてニーダムのマキアヴェッリ主義を示そう。即ち、われわれは、ニーダムによる国内政策についてと同様に外交政策についての熟考において、ミルトンのイングランド像を「西洋におけるもう一つのローマ」が実際上の形成をなすとみなす。

かくして後のハリントンらの先行研究者としてニーダムの古典的共和主義を、われわれはウォーデンの研究を踏まえつつ⁽⁴¹⁾、ニーダムの原資料に沿つて総括してみた。次節において本稿は、もう一つのハリントンらの先行原理研究としてのニーダムの利益理論を、検討することとしたい。

- (1) 例えば、以下の文献はこうした立場を採用する。B. Worden, *Literature and Politics in Cromwellian England*, Oxford, 2007, pp. 24-25.
- (2) B. Worden, M. Nedham and the Beginnings of English Republicanism, 1649-1660, in D. Wootton, ed., *Republicanism, Liberty and Commercial Society, 1649-1776*, Stanford, California, 1994, p. 62.
- (3) B. Worden (1994), op. cit.
- (4) M. Nedham, *Mercurius Politicus*, London, no. 68, p. 1178 (Plutarch, *Life of Marcus Cato the Elder*, VIII. 7-8, etc.).
- (5) M. Nedham, *The Excellencie of a Free State*, London, 1656, opening page.
- (6) *Mercurius Politicus*, nos. 78-95 (4 Dec. 1651-1 Apr. 1652), pp. 1237, 1271, 1288, 1446, 1506.
- (7) B. Worden (1994), *ibid.*, p. 66. 同様に M. Nedham, *The Case of the Commonwealth of England*, 1650, pp. 69-79 (B. Worden, *ibid.*, pp. 66-7).
- (8) *MP*, no. 98 (22 Apr. 1652), p. 1537; *MP*, no. 105 (10 Jun. 1652), p. 1642.
- (9) B. Whitelocke, *Memorials of the English Affairs* (Oxford, 1853), vol. 3, pp. 373, 471-72, etc.
- (10) *MP*, no. 90 (16 Feb. 1652), pp. 1394-96.
- (11) [M. Nedham], *A Parallel of Governments* (London, 1647), pp. 11, etc.
- (12) *MP*, no. 95 (1 Apr. 1652), pp. 1490-1; no. 113 (5 Aug. 1652), pp. 1769-73.
- (13) *MP*, nos. 95-105 (20 Nov. 1651-5 Aug. 1652), pp. 1205-7, 1238, 1304-5, 1336-37, 1409, 1643-44.
- (14) B. Worden (1994), *ibid.*, p. 68.

ウォーデンはこの注において、ニードムの混合政体観を論じた。即ち、議会主権が「他の形態との混合から解放される」べきであるという一六五二年一月のニードムの要求 [MP, no. 83 (8 Jan. 1652), p. 1320] は、「ニードムの反君主制的主人達のうちのある者を気に入らせたであろう条件であり、憲法への君主制的要素の復活へのクロムウェルの願望に抗して多分向けられた

のだろ」と (Ibid., p.419n.)。ウォーデンによればこの要求は、論説が『優秀性』(1656, p.46) という形で発表し直されるとき、静かに撤回された。ポリュビオスの混合政体の説明を含み (かつまだ英訳されなかった)、ポリュビオスの『歴史』第六編のニーダムの知識は、『共和国擁護論』 (*The Case of the Commonwealth of England, Stated*, 1650, p.75) に示される (B.Worden, ibid., p.419n.)。

- (15) M.Nedham, *A Second Pacquet of Advices* (London, 1677), pp.18-19.
- (16) *MP*, nos.70-111 (9 Oct.1651-27 Jun.1652), pp.1110,1289,1490,1596,1610-11,1738.
- (17) B.Worden (1994), ibid., p.68.
- (18) B.Worden (1994), ibid.
- (19) *MP*, no.88 (5 Feb.1652), p.1382; *MP*, no.98 (22 Apr.1652), p.1539.
- (20) *MP*, nos.85-96 (15 Jan.1652-8 Apr.1652), pp.1338,1349,1368,1442,1460,1442,1507.
- (21) D.Wootton, ed., *Republicanism, Liberty and Commercial Society, 1649-1776*, Princeton, 1994, pp.99-110.
- (22) *MP*, nos.85-96 (15 Jan.-8 Apr.1652), pp.1338,1349,1368,1383,1442,1460,1507.
- (23) N.Machiavelli, *Discourses*, bk.3 chap.25.
- (24) N.Machiavelli, *op.cit.*, bk.3 chap.22.
- (25) *MP*, nos.91-103 (4 Mar.-27 May 1652), pp.1446,1474,1609-10.
- (26) *MP*, no.103 (27 May 1652), pp.1609-10.
- (27) R.W.Ayers, ed., *Complete Prose Works of John Milton*, New Heaven, 1974, vol.7, p.383.
- (28) *MP*, no.98 (22 Apr.1652), p.1540; no.109 (8 July 1652), p.1708.
- (29) B.Worden (1994), ibid., p.71.
- (30) *MP*, nos.70-105 (2 Oct.1651-10 Jun.1652), pp.1093-95,1303-05,1333-38,1641.
- (31) *MP*, no.70 (2 Oct.1651), p.1094.

- (32) *MP*, nos.68,82,98(25 Sept.1651-15 Apr.1652), pp.1079,1303-04,1333-49,1524.
- (33) *MP*, no.82(22 Jan.1652), p.1349.
- (34) *MP*, no.86(9 Feb.1652), 1368; no.103(27 May 1652), p.1611.
- (35) A.S.P. Woodhouse, ed., *Puritanism and Liberty* (London,1986 ed.), p.404.
- (36) *MP*, no.72(23 Jan.1652); *MP*, no.82(1 Jan.1652), pp.1303-6.
- (37) R.W.Ayers, ed. (1974), *John Milton*, vol.7,p.383.
- (38) *MP*, no.82(1 Jan.1652), p.1304.
- (39) Bulstrode Whitelocke, *Memorials of the English Affairs*, Oxford,1853, vol.3, p.470 (D.Wootton,ed.,*Republicanism*...,1994, p.71).
- (40) B.Worden (1994), *ibid.*,p.72.
- (41) B.Worden (1994),*ibid.*,p.74.

第三節 ニーダムの利益理論の形成

われわれは、前節において主要なイングランドの共和主義者であるハリントン「主に『オシアナ(一六五六)』が、この年の夏の議会選挙によって新議会が生み出され、かつ議会政治に影響を与えることが期待されるために刊行されたともいわれる」と同じ理論的基礎をもつ、ニーダムのマキアヴェッリ「古典」的共和主義学説「一六五〇年から一六五二年前後の共和主義」を検証してきた。本節はニーダムのもう一方の基礎原理を検討する段階にある。

イングランド革命期の利益理論は、ニーダムが既に一六四七年五月に『王国擁護論 (*The Case of the Kingdom, Stated*)』¹「しかしこれは王政派に立つ文献」(一か月後に刊行される)を書いたことから発する。この利益学説の提唱者である、J・レイモンドによれば、ニーダムの利益理論は、宗教的寛容の大義の関与を提案するパンフレットに発するという。レイモンドによれば、ニーダムのパンフレットは、最善の希望が国王の大義にあることに対する懐疑であったという。こうした週刊誌の商業的成功は、ニーダムが編集者である『イギリス報知』誌において暗黙の政治分析様態を前面に置いたという。こうした背景が与えられれば、これらすべてに最も満足のいく解決のうちの一つを明らかにできるとわれわれはみなす。ニーダムの古典的基本原理は、マキアヴェッリやグイッチアルディーニから引き出される。しかし後述のH・ローハン公 [*Duc de Henri, 1579-1638*] によって公式化された利益理論を引くことによつて、はじめてこの方式を使って状況分析をニーダムは行った。ニーダムは将来の行動と結果を予測し、かつプロパガンダとしての自らの助言を公表した。これは、ニーダムが何度も何度も使う方式であった。ニーダムはこの方式を社会に広めたのであろう。¹かくしてわれわれは、ニーダムの論法における政治原理をこの利益理論に基づくものとして想定することとなる。

われわれはまず、一七世紀イングランドの主要な利益理論史家であるJ・ガンの所説を叩き台としてニーダムに論究することとする。

ガンは、自らの『一七世紀の政治と公益』(一九六九)において革命期の利益理論を再検討する。彼はその序論の冒頭において「公益 (*public interest*) 観念は、体系的政治思想の基本である、重要性和曖昧さとともに、最近の十年「一九六九年当時」において十分に論じられた」と説き起こす。ガンの著作の意図は「伝統的利益論議のいくつかの

局面を明らかにする」ことにある。この一つの伝統を詳細に調べるとは、公益概念一般について多く言及することを含む。この公益主題の最も学術的な論法において、公益表現の使用上、十分に定義づけられる類型が歴史的に存在したという事実に言及できないからである。公益からの議論史に言及する作者は、奇妙な公益思想を抱くという。更に「近代 (modernity)」仮定は、二〇世紀における語彙にまで特に拡張する公益主題著作を彩る。公益という表現は、ローマ法によつて支持されるスコラ哲学や「民衆の安寧」を一七世紀中葉までに、徐々に入れ替えることに馴染みであつたとはほとんど評価されないのである。ガンによれば、イングランド革命期において、国王大権も一般意思の概念についても異国情緒的な類似なものなど求める必要はかくしてないという^②。

確かに最も有名な公益思想の集合は、「イングランドの個人主義の集合」であり、「私人の利益に関して社会の安寧を考察した自由主義的・急進的伝統」の流れにもあるという。この個人主義的理論の名声は、容易に説明されるかもしれぬ。この種の個人主義者達は、具体的な政策の実体的記述に自らを限定する代わりに、一般的用語における公益を記述するのに極めて率直であつたという。特定の利益 (goods) の集約である共通益 (common good) の紛らわしいけれども、簡明なスローガンは、次のような数多くの社会理論の研究者に安らぎを与えた。即ち、こうした研究者は、公益が何であれ、そう「特定利益の集約としての共通益説」でないことに一致したという。ガンによれば、かくして最もよく知られた公益コメントは、公益概念に万事を言うことに対して、必要な準備として拒絶される^③ことがしばしばであるという。

従つてガンは、前記の諸疑問があるため、その公益概念を「具体的な文脈によつて」^④判断せねばならぬというものである。いずれにせよ、われわれは、こうした問題状況から持論を展開するガンによる革命期のニーダムおよび、ハ

リントンの理論に沿って共和主義における利益理論の基盤を系統づけねばならぬ。われわれは、以上の視点を前提としてニーダムの公益理論に焦点をあてる。

「1」 ニーダムと利益理論の特徴

前記のごとくわれわれは、ニーダムにおける利益理論に関する象徴的な文章を示すことによって本項を開始する。というのはわれわれは、ここではニーダムの原資料を基本とするが故である。

ローマが富と国力において最も繁栄した理由には特別な理由がある。というのは「自由国家において特殊利益よりも国家命令全てにおいて公益 (public interest) が貴いことは通常である」⁽⁵⁾ からである。

この文章は短いが、ニーダムによる上記の「公益 (国益)」概念のうちで最も明確な表現のうちの一つである。これを、まさにわれわれが以下で整理しようとするものの核心にいたる一部分として文頭に記した理由である。

われわれは更に、本論へと移行せねばならぬ。本項は、最初にニーダムが使用したイングランド革命期における背景から入ることとなる。「イングランド内戦期中において、公益を書く最も重要な人物」は論客にして、「政治的カメレオンの最も柔軟性をもつ」⁽⁶⁾ ニーダムである。ニーダムの「共和国の公的弁明者」としての議論は、重みをもたらずときもある。ニーダムは以前の大部分の作者達よりも「洗練され、かつ抑制」⁽⁷⁾ されていた。これは、ニーダムが「権を擁護しつつ」あつたためでもある。しかしニーダムが他の共和国の擁護者から逸れた主要点は、より「詳細な政治制度や政策の論法」から生じたからである。ニーダムは「特定利益の擁護が公益全体」を構成すると想定しなかつた。ニーダムは「公共善には重要でないが、別の局面がある」⁽⁷⁾ ことを評価した。それは前出のごとく、社会の安全のために「国家の秘密」の使用を構成した。⁽⁷⁾ この国家領域は、「執行部」に委ねられた。国家執行部は「国家管理」の

ことで立法部に直接責任を負うという。ニーダムは「公」「一般」的安定および公「一般」的衡平」の政府の政策目的があると云った。ニーダムは、この相違を詳細に説明することを怠ったが、明らかに「公的安定を国家の安全保障」と関係づけたのである。⁽⁸⁾

ニーダムは「公的安定」主題を導入する際に、「市民独自の利益の理解」から公共善を引き出す意図をもつ、他の諸理論の欠如を明確にした。しかしニーダムは同時に、「公共善の対外的局面の従属的性格」を主張した。薄められた民主政的性格を擁護さえしようとするいかなる者も、この政体形態が「国防や外交の伝統的責務」を果たし得ぬ責めを論駁する気でないければならなかった。⁽⁹⁾ ニーダムは、立法部によって可決される法が以下のものであるというとき、最も多くの民主政論者の基本的前提を控えめな形態で述べた。

「立法権の法と命令は」：共和国の不幸に対しての如く、安寧 [well-being] に対して最も影響を与えるためにある。：苦情事項が良識事項であり、かつこうしたことは痛いところをよく知っている民衆にとって明らかであるがゆえに、安心と改善のために法を可決したり、あるいは法を適用するのに特別な技能や判断などなくともよいのである。このことは、民衆の最高議会における民衆の業である。例えば、通常の各知性は、自然の光によって命じられることにある⁽¹⁰⁾。より優れた官吏の技能を必要とするこうした小事項は、適合可能な監督下で各人に委ねられるかもしれぬという。⁽¹¹⁾

次に公共善の主要部分を、ニーダムは一つの必要事項（人々の独自の事情の理解）をなす経験を積んだ人々を構成する、最もよく管理できる事項と関連づけたのである。ニーダムによれば、共和国のために人々からなる個人自らの主要な誇りのうちの一つは、人々の事情の理解のみが「あらゆる財産を保全する唯一の手段である」ということであ

る。¹²これは、「政府による民衆の利益」の安全から続き、かつ議会において「各々の特定利益が相当程度にわたって与えられねばならぬ」¹³事実から続いた。一般に共和国は、私益と公益の間に緊張がないことを意味した。ニーダムはこれを、「各特定の人が公益に自身で直接に享有する理解」から生じると説明した。¹⁴ニーダムによれば、この個人の財産は確保されたばかりでなく、あらゆる国民的成功における利得者と自ら感じたに違ひなからうという。その個々の市民は、ここでの心理的満足および直接的な個人的利得をとにもつた。¹⁵

確かに私益と公益とを最も密接に関係づけられたとニーダムは、主張した。ニーダムが最も好む公益声明は、特定利益に公益を関連づける問題に生じた。ニーダムは共和国の利益を、「継続的民衆議会の過程における自由」¹⁶と呼んだ。この共和国利益でなく、かつ特定利益でないことは、徒党を識別するための基準であった。これは、同時代の多くの公益定義に重要であった。しかしまさに重要であるのは、このアプローチがイングラッド革命期の典型であったがゆえに、特定利益を含むコメントであった。ニーダムによる最も記憶に残る単一コメントは例えば、オランダの連盟諸州のごとき共和国事項であった。ニーダムは、「…民衆の利益の大部分が民衆の手に置かれる」¹⁷状況に支持的にコメントした。例えば、J・ハリントンやW・ペンのような優れた人物は、このテーマに呼応した。実のところニーダムの公益意見の多くは、ハリントンによって論じられた。このハリントンの意見は利他心と公益に関するものである。しかしハリントンの意見は、この先行論者よりも曖昧さがより明らかであったのである。¹⁸

われわれは、ニーダムが国内事項における民衆議会の公益と、外交事項の公益との関連を識別しつつ、現実に即して慎重に公益（国益）問題を精査したことを、本項において検証した。

- (1) J. Raymond, "Marchamont Nedham", in *The Oxford Dictionary of National Biography*, Oxford, 2004; J. Raymond, "Marchamont Nedham", in L.L. Knoppers, ed., *The Oxford Handbook of the English Revolution*, 2012, p.382.
- (2) J.A.W. Gunn, *Politics and Public Interest in the Seventeenth Century*, London, 1969, pp.ix-x.
- (3) J.A.W. Gunn, *op. cit.*, p.x.
- (4) *Ibid.*, p.xii.
- (5) M.Nedham, *Mercurius Politicus*, no.16 (19-26 September 1651), p.262.
- (6) Gunn, *ibid.*, p.34.
- (7) *MP*, no.94 (18-25 Mar.1652), p.1474.
- (8) *MP*, no.16 (19-26 Sept.1650), p.262.
- (9) Gunn, *ibid.*, p.34.
- (10) *MP*, no.92 (4-11 Mar.1652), pp.1456-58.
- (11) *MP*, no.85 (15-22 Jan.1652), p.1349.
- (12) *MP*, no.92 (4-11 Mar.1652), pp.1458-59.
- (13) *MP*, no.92 (4-11 Mar.1652), pp.1456-58.
- (14) Gunn, *ibid.* p.35.
- (15) Gunn, *ibid.*
- (16) Gunn, *ibid.*
- (17) *MP*, no.70 (2-9 Oct.1652), p.1100.
- (18) Gunn, *ibid.* p.35.

〔2〕 ニーダムの利益理論の形成（B・ウォーデン説を中心に）

第三節の前半を、われわれは公益理論家によるニーダムの利益理論史上の位置づけに沿って国益問題を整理してきた。本節の後半はそれを受けることとなる。

本項は上記のごとく、ニーダムの主題原文を示すことから開始する。われわれがニーダムを重要とみなす利益概念は、以下の『政治報知』誌における文章に象徴的に表現される。

「ローマ人は国王の僭主政から自分達を正しくして立派に解放され、かつ自由の利益 [interest] が最高民会 [Supreme Assemblies] の正当にして秩序だった継続から成り立つと理解されるときもあつた。このことは、国王の復帰に抗する唯一の障害として、かつ国王の気まぐれならびに国王のずるい強奪の陰謀による破壊に抗する、民衆の主要な安全として、共和国の防衛を固め、かつ民衆の利益 [Interest] の自由な享受に民衆を置くために、適切なあらゆる方法および手段によってローマ人に配慮させたからである」⁽¹⁾。

この文章は、『優秀性』の立憲制 [Right Constitution of a Commonwealth] 章の冒頭にも使われたものである。ここではニーダムが自らの古典的共和主義政治原理の基礎を明確に措定するものである。ニーダムはこの文章においてまず古代ローマ共和制の成立と、王政の欠陥に言及した。彼は国益や民衆の利益「公益としての規範」によって自らの目的「民衆の自由」を示すものとなっている。われわれは、こうしたニーダムの論理に沿って利益理論を展開する。本項は、その前にニーダムの利益理論の論理関連から論を進める。

本項の目的は、ハリントンらの先行研究者としてのニーダムの総括を行うためである。本「利益理論の形成」項は、前記のごとく広範なニーダム研究における有力な学説を踏まえつつ、ニーダムの原資料を渉猟し、利益理論を検討す

る。

まず『イギリス報知』（議会派の週刊誌）誌が共和主義に慎重であったとすれば、もう一つの共和主義政治理論の前面で大胆であったらうとわれわれは仮定する。それは、ニーダムという変節「日和見主義」論者としての著述面からの視点を据えようとするものである。これは、「一六四五年にニーダムは、『廷臣報知』（王政派の週刊誌）誌が自らを断つたがゆえに、かつ『イギリス報知』誌による攻撃が小さな目的にしか役立たなかつたがゆえに、公的注目を捉える他の方法を求めた」として、最も早い議会派的立場の時期から論理立てる。これは一六四五年に新型軍がチャールズ一世軍をネーズビーの戦いで破り、かつ捕えられた国王の書簡のコメントに対し、ニーダムによる一つの回答であった。もう一つのニーダムの回答は、新奇な政治状況観へとニーダムの読者を導入することにあつた。一七世紀中葉のイングランドは、政治が倫理や権利によって治められるのではなく、政治参加者達の「利益 (interests)」によって治められる範囲の理解の増大を見た。作者達はこうした利益を認識し、かつ利益が作用する方法ないし作用すべき方法を示そうと努めた⁽²⁾。前出の J・A・W・ガンは、一六五〇年代の利益理論の発展に関する二人の開拓者のうちの一人としてニーダム（チャールズ・ハールとともに）を描いた⁽³⁾。一六五〇年代に開始するのではなく、『イギリス報知』誌（他のニュース週刊誌のように、たとえ後の散文においてより精緻化されるようになったとしても）にニーダム自らの利益理論を開始したために、ガンが認めるよりも早くニーダムは、利益理論の開拓者であつたのである⁽⁴⁾。ニーダムは、自らの利益理論において政治行動および政治言語の外見的な偽装に入り込ませるもう一つの手段を知つた⁽⁵⁾。

ニーダムの利益モデルは、前記のローハン公というフランスのユグノーの有力者の学説から発した。ニーダムは自らの生涯の終わりに近い頃、ローハンの英訳版が『キリスト教界の君主国および共和国の利益論』として一六四〇年

と一六四一年に再度出版されたことについて「あの優れた君主」により、かつ「短いが重厚な著書」を称賛したのである。諸国家が「自国の独自の利益に従い、…成功したり、失敗したりする」と述べるのは、ニーダムによって引用される、ローハンの前提であった。⁷ ローハンが主張する如く、「利益」は「理性」の要求であったのである。利益の欠如は「情念」への降伏であった。「われわれの固有の利益」は、「われわれの活動全ての支配であるべきである理性」によつてのみ導かれる⁸ からである。ニーダムは次に、「理性」と真なる「利益」（あるいはニーダムが「公」益と呼ぶこと）とを同一視した。「虚偽的」利益ないし「私」益を、ニーダムが極めて多くの自らの標的と関連づけたごとく、「幻想」と同一視した。⁹ 『イギリス報知』誌におけるニーダムはローハン論文のごとく、自らの党派の使用に哲学的前提を置いた。ローハンは、ハプスブルク家の脅威に敢然と立ち向かうことが、フランスの利益（国益）および、あり得る同盟者の「利益」であると例示することを目指した。ニーダムは『イギリス報知』誌において、救済が海外から王政派に達するような希望をもって、議会派に抗して守り抜く、王政派に語りかけたのである。つまりニーダムは、多様なヨーロッパ諸国の条件および優先事項を「週ごと（週刊）」¹⁰ に検討することによつて、チャールズ一世の支援にもたらすことなどいかなる者の利益でもない論じたのである。¹¹

「国家自体の利益に厳格な傾向以外に国家にとつていかなる安全もない」ということが、ニーダムの著作の基本原理のままである。¹² ニーダムの革新は、「利益」論理が国際政治に適応可能であるばかりでなく、国内政治にも適用可能であるという認識にあつた。一六四〇年代のイングランドの政治分裂は、ニーダムが王政主義派、長老制派、独立派、スコットランド人、ロンドン人などに対する支配のために競う国家の「諸利益」の展開を説明することを可能にさせた。『イギリス報知』誌が「内戦」¹³ に十分に試したこのアプローチは、数多くの後の優れたパンフレット「な

いし週刊誌」の特徴となる。ここにニーダムは、多様なグループの利益を説明し、かつグループに促して利益に従わせよう。ニーダムが論じる如く、政治的智恵への過程は人々の利益の理解ばかりだけでなく、敵ないしライバル、あるいは同盟者ないし隣国人の利益の戦略的理解にあつたのである。¹⁴ ニーダムが海外と同様に国内においても記述した利益は、ニーダムがいずれかの党派の大義で多様に書く、といった諸党派の目的と一致することを便宜的に証明した。¹⁵

ニーダムによる利益（国益）支配の主張は、懐疑的にして悲観的傾向もある。ニーダムが主張したように、「利益は各国（every state）および各人の真なる頂点である。この頂点に従つて各国および各人は宗教、正義および必要性に関する最も特定の装いによつて「決して多く装わぬが」、確かに理解されるかもしれない」という。¹⁶ ニーダムが宣言したごとく「この腐敗した人類国家において、人々が権力によつてのみ国民の諸点全ておよび観察全てを計る限り、諸国の相互の手續が通常の礼儀および友情のルールによつて規制されぬことは、厳格な格言なのである」¹⁷。ニーダムは、イングランドの多様な利益団体に語りかけることによつて、「良心的な人々と俗人達」といった、二種の読者を念頭に置いた。この俗人達こそ、「良心の命令よりも便宜的にして有用なものへの欲望によつて多く導かれる世界のより多数の人々に」¹⁸ ニーダムの大いなる関心の主張（claim）を与えるのであつた。しかしそこには積極的にして願望的な展望もあつた。人々が自らの利益に忠実なだけであり、かつ自身から利益を曖昧にした情念を鎮めるだけであるならば、政治は害毒および暴力に対する能力を失おう。不可避的な政治生活の事実のために諸利益の競争の均衡を図ることは、国際政治と国内政治の両方に可能であるという。¹⁹ われわれが推論させられるごとく、なお対立があろうけれども、合理的な対立であろう。ニーダムは、自らが正義に対する団体の敵意が情念よりも利益について説明されると知るとき、自らが書く団体にはより親切である。ニーダムがわれわれに教える如く、人は団体を「責める

こと」ができないのである。⁽²⁰⁾ ニーダムでさえ、「良心」と「正邪を考慮すべきこと」がわれわれをしてわれわれの利益を追求させ、かつわれわれが彼らに取って代わる、「特定の」ないし「面白半分な要求」を捨てるように義務づけられることを暗示する。⁽²¹⁾

ニーダムによる大抵の事項の主張は、一貫して維持されるわけではない。ニーダムは、より日常的な有徳政治に自らの主張を譲歩するときもある。⁽²²⁾ 気高い「宗教利益」ないし「自由の利益」の主張は、われわれに自らの利益用語の理解に不確実性を与える。⁽²³⁾ ニーダムは、より日常的な作者や人前において清教徒革命を、共同体的な「公益」と、利己的な「私益」との闘争としてしばしば示す。この言葉は、自らの円頂党様態および共和主義様態におけるニーダムにとって特に有用である。この様態においてニーダムは、君主制の「私益」ないし「特定利益」と、「民衆の利益」ないし「共通善」あるいは「民衆の共通善」とを対照する。⁽²⁴⁾ しかしこの対照は、ニーダムを満足させぬ。われわれはより革新的アプローチへとニーダムがグループ化するのを見る。ハリントンの『オシアナ』を、極めてしばしばニーダムが予期する如く、ニーダムは私益の除去ではなく、私益と公益の調和における政治的健全性への鍵を見る。われわれは、支配者達（「自身の利益」と「公益」と一致する）にのみ、かつ公益とこうした彼ら自身の利益とを一体とさせた人々にのみ頼り得る。⁽²⁵⁾

多分、われわれは、地主階級の領分を優位的として、一七世紀の先進的政治理論の知識を考える傾向がある。この地主階級の文書および備忘録において、最も生き活きとした証拠がしばしば見出される。しかし『政治報知』誌の共和主義の主張のごとき、『イギリス報知』誌における利益理論の主張は、こうした「地主階級の領分の優位性」仮定を問うのである。古代ギリシャ・ローマ史をゆつくりと見渡す、ニーダムの共和主義論説はこの点において特に示唆

的である。特にグラマースクールの少年達は結局のところ、リウイウスやプルタルコスを読むのである。一六四七年の帕特ニーにおける選挙権論争は、以下のようなリッチ大佐の介入によって批判された。即ち、このリッチ大佐は、古代ローマの民衆への政治的権利の是認が、帝國的僭主に社会的基盤を与えたことをニーダムの読者に想起させたという。⁽²⁶⁾一六五九年に広範な読者を念頭にして明らかに書かれた、ニーダムのニュース週刊誌と別なニュース週刊誌も、彼らの読者における基本的な知識を想定した。⁽²⁷⁾ウォーデンによれば、ニーダムの著作も、政治的にも思想的にも警戒心をもつ、一七世紀のイングリッド選挙民に、大いなる近年の著作によって与えられる印象を強めるとして締めくくられる。⁽²⁸⁾

かくしてわれわれは、ウォーデンのニーダムの利益理論説（特に公益を理性の視座から高める説）を踏まえ、ニーダムの原資料を検討してきた。ある意味で最も進んだニーダムの利益理論研究の一つとしてウォーデン説を本稿は、評価できる。しかしながら、われわれはこのニーダムの利益学説において、問題を指摘しなければならぬ。例えばウォーデンにおいて、あまり断定的な判断を下していないという問題である。これは、彼の実証主義的慎重さに帰されるかもしれない。とはいえ、他の彼の論文に比してかなり断定が少ない印象がある。更にわれわれには、一九九五年のウォーデンによるニーダム研究論文以来、ニーダムの利益理論を他の革命期の事項と比較して十分に論じられていない課題も出てくる。というのは当時においてクロムウェルをはじめとして利益概念はよく使われたため、利益問題を幅広く検討する課題もあるからである。

いずれにせよ、従来においてかならずしもニーダムの利益理論は、イングリッド共和主義思想史において十分総括されていなかった。従ってわれわれはニーダムの利益理論を、ハリントンらの先行研究論としてかつ利益理論として、

本節において整理しようを試みたのである。

- (1) M.Nedham, *Mercurius Politicus*, London, no.77 (22-27 November 1651), p.1221.
 - (2) B.Worden, “Wit in a Roundhead: The Dilemma of Marchamont Nedham,” in S.Amussen et al. (eds.), *Political Culture And Cultural Politics in Early Modern England*, Manchester, 1995, pp.301-334.
 - (3) J.A.W.Gunn, *Politics and the Public Interest in the Seventeenth Century*, London, 1969, pp.33-5, 43-4, 52.
 - (4) J.Gunn, *ibid.*
- しかしながら、ウォーデンによれば、ニーダムが『*Good English*』という「利益」を論じる一六四八年のパンフレットを多分書いたのである。このパンフレットは、明確にニーダムの著作である。ニーダムの初期の著作をこのパンフレットは勝手に使っている。ガンは『*Mer. Pragmaticus* no.5 (2 May 1648), p.[8]』においてこの著作を推奨した。一六四八年にニーダムは『*A Venice Looking-Glasse* (1648)』 cf. *Mer. Prag.* no.23 (29 Aug.1648) を書いたかも知れない (Worden.1995. *ibid.*, p.334n.)。
- (5) B.Worden (1995), *ibid.*, p.315.
 - (6) [Nedham], *Christianissimus Christandus*, London, 1678, section IV, p.67.
 - (7) [Nedham], *The Case of the Kingdom Stated*, London, 1647, preface.
 - (8) *A Treatise of the Interest of the Princes and States of Christendom, ... the Duke of Rohan* (Paris, 1640), pp.338-9.
 - (9) Nedham, *The Excellencie of a Free State*, 1656, p.60.
 - (10) *Mer. Brit.*, no.74 (3 Nov.1645), p.920.
 - (11) *Mer. Brit.*, no.104 (3 Nov.1645), p.920.
 - (12) J.Selden, *Of the Dominion of the Seas*, trans. and ed. M.Nedham (London, 1652), sig. dl.
 - (13) *Mer. Brit.*, no.74 (3 Nov.1644), p.920.

- (14) See especially M.Nedham, *Interest will not lie*, London, 1659, preamble, p.3.
 ニーダムの国内利益の十全な議論は、このパンフレット『利益は嘘をつかぬ』（イングランド）陣営の真の利益観」ならびに『王国擁護論』（一六四七）にあり、かつ『グッド・イングリッシュ』（一六四八）と『共和国擁護論』（一六五〇）にある。
- (15) *The Case Stated between England and the United Provinces*, London, 1652, p.23.
- (16) *Mer.Pol.*,no.161 (7 Jul.1653), p.2560.
- (17) *The Case of the Commonwealth*, 1650. p.4.
- (18) ニーダムの国際的「均衡」への重要な関心については、*Good English*, 1648, p.5; *Mer.Pol.*,no.26 (5 Dec.1650), p.443,etc.を参照されたい。
- (19) *Mer Prag.*,no.27 (21 Mar.1648), London.1648 p.2; *Mer.Pol.*,no.59 (24 Jul.1651), p.945.
- (20) *Interest will not lie*, 1659, London, p.10.
- (21) B.Worden, “Wit in a Roundhead”, p.319.
- (22) *Lawyer of the Lincolnes-Inn*, 1647, p.9; *Independencie no Schisme*, London, 1646, p.8.
- (23) *Mer.Brit.*,no.105 (24 Nov.1645), p.944, etc.
- (24) *A True State of the Case of the Commonwealth*, London, 1654, p.49, etc.
- (25) *Interest will not lie*, 1659, p.49, etc.
- (26) (S.Amussen et al., eds., *Political Culture...*, 1995), p.319.
- (27) *The Faithfull Scout*, no.7 (10 Jun.1659), pp.49-50.
- (28) B.Worden (1995), *ibid.*, p.319.

第四節 結論

本結論節は、本論の本体がかなり絡み合っているがゆえに、全体的な論理に言及しつつ、かつ若干の補足を加えることによつて結びとしたい。

本稿は序論において、ハリントンに代表されるイングランドの共和主義におけるニーダムの先行研究問題から開始した。われわれにとつてここ数年来において顕著となった研究課題のうちの一つは、イングランド革命中期におけるニーダムの政治原理説についてであった。このニーダムは、一六四〇年代後半から一六五二年にかけて主要な政治ニュースにおいて論壇をリードした者のうちの一人であった。しかしニーダムはこの期間において、自らの立場を議會派（この立場は、十四年にも及んだ）から王政主義派（この立場は二年足らずでしかなかった）へ、そして新政権側へと変えた。とはいえニーダムの鋭い共和主義的筆致は、政治原理において当時の読者の政治認識に一定の影響を与えたと評価された。

従つてわれわれはイギリス共和主義分野の研究者達が指摘する如く、ニーダムがハリントンらの主流の共和主義を原的に先取りした側面に注目した。しかしながら従来のニーダム研究は全てにおいて総括し尽くされたとは言い難い状況にもある。例えば、われわれの課題は、ニーダムによる護国卿制に対する態度や、ニーダムによる読者への影響力などの問題状況に関わるものであった。ゆえに本稿は、先行する近年のニーダム研究を整理しつつ、彼の政治原理を定めることを示そうとしてきた。われわれはニーダムの基礎原理を、古典的共和主義と利益理論にあるとみなしてきた。

ニーダムの第一原理に属する古典的共和主義について、本稿はまずJ・ポーコックらの学説などを踏まえ、マキア

ヴェツリ的共和主義問題を設定した。というのはポーコックは後身のウォーデンらのニーダム研究に、古典的共和主義の論点や枠組みなどを基本的に提供したからである。ウォーデンらはそのニーダム研究を踏まえ、より詳細な資料によつてニーダム研究を従来よりも一段階上に引き上げたのである。

ニーダムの第二の原理的な方法論的基礎は、利益理論であつた。これについてポーコックは論究しておらず、かつウォーデン本人も十分に整理しているとは言い難い。しかしながらこの利益理論をわれわれは、ニーダムにおいて古典的共和主義原理の主要論者よりも先行すると解釈できた。特にわれわれはニーダムの第一原理と比較して論究することがやや少ない、第二原理に焦点をあて、より幅広い視点を導入した。第一に、本稿は、J・ガンがニーダムの公益理論（一九六九）「私益概念との関連で」を採用した。これは、ウォーデンによつて後に採用されたものから発する。ガンの公益理論は、一七世紀のイングラントに主に限定しているが、現代の公益論理を含む広範にして論理的な研究でもある。ガンは、ニーダムの公益理論が一六四〇年頃（英訳版）のフランスのH・ローハン公による「イングラントの利益（ないし公益〔国益〕）」概念から発するなどの視角を採用するものであつた。更にわれわれは、ニーダムの利益理論が従来の一般的な利益用語的使用法から一歩進め、あるべき公共的安寧利益原理へと高めたと評価するものであつた。しかしガンの研究は、抽象理論としてニーダムを評価するものであつて、徹底したニーダムの歴史的研究ではなかつた。ウォーデンによるニーダムの利益理論は、ガンの公益議論を踏まえ、歴史的・思想的に原資料によつて検証するものであつた。¹ 例えば、公益理論に理性「ローハン説」概念などを導入することによつて、ガン説を前進させたのである。とはいえわれわれは、ニーダムの資料の検討によつて、ウォーデン説が十分に理論的に展開されなかつた局面もあることを指摘せざるを得なかつた。

第二に、われわれは、J・レイモンドのジャーナリズム研究史的視点による利益理論も評価した。レイモンドのニーダム像は、われわれが今日において新聞によって厳しい政治家の結果責任を質す論理にあるものに類似する。例えば、ニーダムが厳格な民衆議会主義の立場に立つことによつて、寡頭制的残部議会体制、ならび護国卿の単独者優越的成文憲法体制を批判する論調において明らかである。しかしながらレイモンドも、それ以後（二〇〇四）においてニーダムのジャーナリズムにおける利益理論業績を示していないのは惜しまれる（二〇一二年論稿は、ほぼ二〇〇四年論稿と同じである）。これについてわれわれは、広範にわたるニーダム資料の検討を通じて、レイモンド説が体系づけられていないことを指摘せざるを得なかった。

しかしながら、こうしたウォーデンとレイモンドおよび他の主要なニーダム研究のおかげで諸々の発見や課題（例えば、ローハン公による利益（フランスの国益）理論の起源や、C・ハールを含めたニーダムの利益理論家としての位置づけなど）も明らかにすることができた。いずれにせよわれわれは、こうした二人による異なった視角（歴史的・思想史視点と、ジャーナリズム的視点）など「P・A・レイヒのニーダム研究も含む」からのニーダム研究のごとく、進展された研究を踏まえ、進める必要がある。

(1) 前期の初期のウォーデン論文において『残部議会』研究が、ウォーデン自身の基礎となっていることも確認しておかねばならぬ。例えば、この残部議会期間において極めて急進的な選挙改革が提起されたことなどを、第一次資料によつてこの先駆的な歴史家は力説した（B.Worden, *The Rump Parliament 1648-53*, Cambridge, 1974, pp. 139-160, etc.）。

(2) 例えば J.Raymond, "Marchamont Nedham", in L.L.Knopfers, ed., *The Oxford Handbook of Literature and the English Revolution*, 2012.

□参考文献

- Nedham, M. (1656), *The Excellencie of a Free-State, or The Right Constitution of a Commonwealth*, London.
- Nedham, M. (1650), *The Case of the Commonwealth of England, Stated*, London.
- Nedham, M. (1654), *A True State of the Case of the Commonwealth*, London.
- Nedham, M. (1650-53, 1657) [editor], *Mercurius Politicus*, London.
- Nedham, M. (1645, 1646) [editor], *Mercurius Britannicus*, London.
- Nedham, M. (1659), *Interest will not lie*, London.
- Nedham, M. (1647, 1648) [editor], *Mercurius Pragmaticus*, London.
- Milton, J. (1991), *John Milton: Political Writings*, ed. Martin Dzelzainis, Cambridge.
- Milton, J. (1952-82), *The Complete Prose Works of John Milton*, ed. Don M. Wolf et al., 8 vols., New Heaven and London.
- Machiavelli, N. (1997), *Discorsi sopra la prima Deca di Tito Livio*.
- Machiavelli, N. (1996), *Discourses on Livy*, trans. H.C. Mansfield et al., Chicago.
- Hobbes, T. (1994), *The Collected Works of Thomas Hobbes*, ed. W. Molesworth, 12 vols., London.
- Marvell, A. (1972), *The Complete Poems*, ed. E.S. Domo, Harmondsworth.
- Worden, B. (1977), *The Rump Parliament, 1648-1653*, Cambridge.
- Worden, B. (2007), *Literature and Politics in Cromwellian England*, Oxford.
- Harrington, J. (1977), *The Political Works of James Harrington*, ed. J.G.A. Pocock, Cambridge.
- Scott, J. (2004), *Commonwealth Principles*, Cambridge.
- Scott, J. (1993), "The Rupture of motion: James Harrington", in N. Phillipson et al. eds., *Political Discourse in Early Modern*

Britain, Cambridge.

- ・ Burgess, G. (2009), *British Political Thought, 1500-1660*, Basingstoke.
- ・ Gunn, J.A.W. (1969), *Politics and the Public Interest in the Seventeenth Century*, London.
- ・ Rohan, H. (1641), *A Treatise of the Interest of the Princes and States of Christendom... by ...the Duke of Rohan* (Paris, 1640), translated by Henry Hunt (London).
- ・ Raymond, J. (1993), *Making the News: An Anthology of the Newsbooks of Revolutionary England, 1641-1660*, Oxfordshire.
- ・ Rahe, P.A. (2008), *Against Throne and Altar*, Cambridge.
- ・ Raymond, J. (1996), *The Invention of English Newspaper*, Oxford.
- ・ Norbrook, D. (1999), *Writing the English Republic*, Cambridge.
- ・ Raab, F. (1964), *The English Face of Machiavelli*, London, etc.
- ・ 倉島隆 『ハリントンの急進主義的共和主義思想研究』(八千代出版、二〇一五年)。
- ・ 倉島隆 『イギリスの政治制度』(時潮社、二〇一六年)。
- ・ 大澤麦 「クロムウェル護国卿体制における共和派の政治理念」(『法学会雑誌』第五九巻第二号、二〇一七年一月)。
- ・ 竹澤祐丈 「ハリントンの統治機構」(『経済論叢』二〇一三年—一四年) 他。

△抄録

本論文は、イングランド革命期(内戦期と空位期を含む)における共和主義研究の一部をなす。従来、その共和主義は主としてJ・ハリントンの代表されてきた。しかし近年の研究の進化によって、それ以前の先行研究が一定程度、政治ニュース誌として浸透したことが重視されるがゆえに、M・ニーダムの論説を評価しようという研究動向が注目されるようになった。本稿は政治ジャーナリストであるニーダムを、先行論者に値すると認め、その業績を検証する。

RAS 法による投入係数の修正と 生産技術構造の分析

武 縄 卓 雄

<目次>

はじめに

- 1 投入係数の変化要因と使用データ
- 2 RAS 法による投入係数の修正
- 3 生産技術構造の変化に関する分析

結びに代えて

参考文献・参考資料

はじめに

産業連関表を作成する場合、アンケート調査を用いた1次データの収集が十分にできないことが多々ある。その結果、産業連関表を完成できないことになり、産業構造の把握に代表される実証分析や、波及効果の計測に代表される経済予測が不可能になる。

総務省を中心に原則5年おきに作成されている日本の産業連関表（全国表）の場合、投入および産出についての大規模な調査を行い、その調査結果に基づいて産業連関表が作成されている。このような作成方法をサーベイ法という。しかし、全国表以外の作成では、予算と人員が不足していることから、投入係数を予測可能にする情報は限られてしまうのが現状である。そのような場合には、予測時点における部門ごとの中間投入の合計、付加価値額、最終需要額および生産額などの間

接的な情報を用いて、機械的に投入係数を予測する方法がある。このような作成方法をノンサーベイ法という。

ノンサーベイ法には、RAS法⁽¹⁾以外にもいくつかあるが⁽²⁾、本稿では、まず、RAS法というノンサーベイ法によって投入係数の推計を行い、次に、その推計結果を用いて産業技術構造の変化に関する分析を行う⁽³⁾。先行研究は多数ある。むしろ、RAS法を用いて多くの産業連関表が作成されているのが現状である。本稿の貢献は、平成12年から平成23年にかけての11年間において、投入係数がどのように変化しているかを推計することにある。

注

(1) RAS法は、1984年にノーベル経済学賞を受賞した、イギリスの経済学者 John Richard Nicholas Stone (1913年8月30日－1991年12月6日)によって、ノンサーベイ法として最初に提案された方法である。投入係数Aの予測法を提案した Richard、Stone という語呂合わせから、RAS法と名付けられた。

なお、宮沢 (1995、p.131)によれば、「わが国最初のRAS方式の適用の報告は、「宮沢健一「産業連関モデルのテストとシミュレーション」経済審議会企画部編『中期経済計画・計量経済モデルによる日本経済分析』経済企画庁、昭和41年にあり、その後もかなり適用例があります」となっている。

(2) 金子敬生 (1977.7.1、p.93)「RAS法式のほか、投入係数を予測する方法として、OD表予測のさいに用いられる平均増加倍率法、フレーター法などがあり、また、ラグランジュ未定乗数法による解法も考えられる。平均増加倍率法は、1975年の東北地域産業連関表の予測に実際使用されており、ラグランジュ未定乗数法については、これとほぼ同様の方法が、アメリカで1980年の予測産業連関表の作成にさいして使用されている」

丸山佐和子 (2009.3、p.2)「主なノンサーベイ・アプローチとして挙げられているものにはつぎのものがある。RAS法、RECRAS法、ラグランジュ未定乗数法、平均増加倍率法、変化率の適用」

(3) 井出眞弘 (2003.3.28、p.188－p.189)「技術構造の変化を経済学的視点から説明する場合、他の方法に比べて明確であり、政府の「中期経済計画」で用いられたのをはじめ、従来のRAS法に実質付加価値投入を導入したVARs方式の開発など応用範囲も広い」

1 投入係数の変化要因と使用データ

原則5年おきに公表されている投入係数表を時系列で見ると、投入係数が安定しておらず、むしろ変化しているのが通例である。投入係数を変化させる要因としては次の事由が考えられる。

① 生産技術の変化

投入係数は技術構造を示しているから、技術構造が変化すると投入係数も変化する。

② 相対価格の変化

技術構造に変化が無い場合でも、個々の投入物の相対価格の変化が、代替効果を経由して、投入構造を変化させ、その結果、投入係数を変化させることがある。そこで、技術構造のみの変化を示すものとして投入係数の変化を分析するためには、投入係数は名目値ではなく、実質値で計測しなければならない。

③ プロダクトミックスの変化

国内で取引される全ての財・サービスを、平成23年版の産業連関表は518行×397列の部門に、同じく接続産業連関表は510行×389列の部門に基本分類している。接続産業連関表の場合、この基本分類された財・サービスを、統合小分類で184部門、統合中分類で105部門、そして、統合大分類で37部門に統合している。

このように統合が進むと、1部門に多数の財・サービスを含むことになる。時系列で見ると、例えば、同じ小分類であっても、1部門を構成する財・サービスの内容が異なることは十分にあり得る。その結果、投入係数を変化させることになる。

④ 生産規模の変化

各部門は、それぞれ生産規模の異なる企業・事業所から構成されている。したがって、同一の財・サービスを生産する場合でも、生産規模別構成が時系列的に変化することが考えられる。その結果、生産規模の変化による投入費用の変化をもたらし、投入係数を変化

させることになる。

本稿で使用するデータは、「平成 12 - 17 - 23 年接続産業連関表（実質値）」である⁽¹⁾⁽²⁾。まず、実質値で評価されている産業連関表であるため、相対価格の変化が与える影響を排除できることになる。次に、接続産業連関表であるため、どの統合分類表であっても、同一部門のプロダクトミックスは同一に組み替えられている。つまり、プロダクトミックスの変化はこの 11 年間には生じていないため、プロダクトミックスの変化が投入係数に与える影響を排除することが可能になる。

以上より、接続産業連関表をデータとして採用することで、投入係数の変化要因を、生産技術の変化と生産規模の変化の 2 つに絞り込むことが可能になる。

注

(1) 総務省（2016a、p.37）「産業連関表は、関係府省庁の共同事業により初めて作成した昭和 30 年（1955 年）産業連関表以降、西暦の末尾が 0 又は 5 の年を対象に作成してきた。しかし、平成 23 年（2011 年）表は、重要な基礎資料となる経済センサス活動調査が平成 23 年（2011 年）を対象年次として実施されたことを受け、平成 23 年（2011 年）を対象とする表として作成した」

なお、次回公表される産業連関表は、西暦の末尾が 5 の年の平成 27 年（2015 年）版である。

(2) 統計資料は総務省（2016b）を参照。

2 RAS 法による投入係数の修正

RAS 法は、基準年次の投入係数 A、予測年次における部門ごとの中間投入計、予測年次における部門ごとの中間需要計および予測年次における部門ごとの産出高の値が所与とされた場合に、予測年次における投入係数 A^t を推計する方法である。

RAS 法では、基準年次の投入係数 A、代替効果乗数 R、加工度変化乗数 S を用いて、予測年次の投入係数 A^t が次のように表される。

$$A^t = R \cdot A \cdot S \quad (1)$$

(1)式の基準年次の投入係数 A は既知である。しかし、代替効果乗数 R および加工度変化乗数 S は未知である。この R と S の値を計測する方法が RAS 法である。以下では、United Nations (1999、p.201) の数値例 (雛形) を用いてその解法の手順を示す⁽¹⁾。なお、林 (2005、p.37) もこの United Nations (1999) の数値例を採用して RAS 法の解法手順を示している。

① 与件次項

海外取引のない3部門からなる国内経済を仮定し、変化前の基準年次の取引基本表が表1のように与えられたとする。また、表2は表1に対応する基準年次の投入係数表 A で、これは既知である。さらに、予測年次の取引基本表が表3のように与えられたとする。

表1 基準年次の3部門モデルの取引基本表

		中間需要				最終需要	200
		商品1	商品2	商品3	小計		
中間投入	商品1	50	100	0	150	50	300
	商品2	30	50	20	100	200	300
	商品3	20	50	30	100	100	200
	小計	100	200	50	350	350	700
粗付加価値		100	100	150	350		
産出高		200	300	200	700		

資料：数値は United Nations (1999、p.201)、及び林 (2005) より引用 (以下、同様)。

表2 基準年次の3部門モデルの投入係数表 A

	商品1	商品2	商品3
商品1	0.250	0.333	0.000
商品2	0.150	0.167	0.100
商品3	0.100	0.167	0.150

表3 予測年次の3部門モデルの取引基本表

		中間需要				最終需要	産出高
		商品1	商品2	商品3	小計		
中間投入	商品1				160		200
	商品2				150		400
	商品3				120		300
	小計	100	250	80	430		900
粗付加価値							
産出高		200	400	300	900		

② 横行方向の修正

表3においては最終需要と粗付加価値の値が与えられていないが、それらの値は容易に導出できる。しかし、中間取引の9マスの値は不明のままである。そこで、表4のように比較年次の産出高を対角行列にし、それを基準年次の投入係数行列の右側から乗じて、表5のような中間投入（需要）行列を準備する。

表4 予測年次の産出高対角行列

	商品1	商品2	商品3
商品1	200	0	0
商品2	0	400	0
商品3	0	0	300

表5 第1次中間需要行列

	商品1	商品2	商品3	小計
商品1	50.0	133.3	0.0	183.3
商品2	30.0	66.7	30.0	126.7
商品3	20.0	66.7	45.0	131.7
小計	100.0	266.7	75.0	441.7

表5の行列の行和と列和が表3の値と等しいならば計算は終了である。しかし、それらの値は等しくならないのが通例である。つまり、表5の行列の行和と列和が表3の値と等しいならば、

$$A^t = A$$

となるが、それが通例でないのであるから、

$$A^t \neq A$$

というように、予測年次の投入係数表の値 A^t は基準年次の投入係数表の値 A と異なることになる。表 3 に表 5 を組み入れたのが次の表 6 である。

表 6 第 1 次横行推計表

		商品 1	商品 2	商品 3	A 行和小計	B 推計行和 小計	C = A / B 行修正係数 r^1
中間 投入	商品 1	50	133.3	0	160	183.3	0.873
	商品 2	30	66.7	30	150	126.7	1.184
	商品 3	20	66.7	45	120	131.7	0.911
	D 列和小計	100	250	80	430		
E 推計列和小計	100.0	266.7	75.0				
F = D / E 列修正係数 s	1.000	0.938	1.067				

表 6 に示されているように、A 欄の行和小計（例えば、商品 1 の場合では 160）と B 欄の推計行和小計（商品 1 の場合では 183.3）は異なっている。このような場合、例えば、商品 1 について、行和小計（160）／推計行和小計（183.3）という比率を計算し、この値を商品 1 に関する第 1 次横行修正係数 r_1^1 とする。これを表 6 の商品 1 の横行の各要素（50 133.3 0.0）に乗じると、商品 1 の横行の要素が（43.6 116.4 0）と修正され、推計行和小計は表 3 の 160 に一致する⁽²⁾。

以下同様に、商品 2 と商品 3 のそれぞれについて第 1 次横行修正係数 r_2^1 と r_3^1 を求め、それらの値を表 6 の商品 2 と商品 3 の横行の要素に乗じると、商品 2 の横行の要素が（35.5 78.9 35.5）、商品 3 の横行の要素が（18.2 60.8 41.0）と修正され、それらの推計行和小計も表 6 の各値に一致する。各商品の第 1 次横行修正係数は表 6 の右端の C 欄に提示されている。ただし、実際の推計作業では、 r_1^1 、 r_2^1

および r_3^1 を対角行列にした $r^{(1)}$ を表 7 のように準備し、この $r^{(1)}$ 行列を表 6 の中間需要（投入）行列の左側から乗ざると、表 6 の中間需要の値が表 8 のように修正される⁽³⁾。

表 7 第 1 次代替効果修正乗数 $r^{(1)}$

	商品 1	商品 2	商品 3
商品 1	0.873	0.000	0.000
商品 2	0.000	1.184	0.000
商品 3	0.000	0.000	0.911

表 8 第 1 回横行修正値

	商品 1	商品 2	商品 3
商品 1	43.6	116.4	0.0
商品 2	35.5	78.9	35.5
商品 3	18.2	60.8	41.0

③ 縦列方向の修正

表 6 の中間需要の値を表 8 の修正値と入れ替えると、表 9 に示されているように、各商品の行和小計（A）と推計行和小計（B）が一致する。A 欄の行和小計と B 欄の推計行和小計が一致しているため、C 欄の行修正係数は全て 1 である。

表 9 第 1 次横行修正表

		商品 1	商品 2	商品 3	A 行和小計	B 推計行和 小計	C = A / B 行修正係数 r
中間 投入	商品 1	43.6	116.4	0.0	160	160.0	1.0
	商品 2	35.5	78.9	35.5	150	150.0	1.0
	商品 3	18.2	60.8	41.0	120	120.0	1.0
	D 列和小計	100	250	80	430	430.0	
E	推計列和小計	97.4	256.1	76.5	430.0		
F = D / E	列修正係数 s^1	1.027	0.976	1.045			

しかし、D 欄の列和小計（例えば、商品 1 の場合は 100）と E 欄の推計列和小計（商品 1 の場合は 97.4）は異なっている。このような場合、例えば、商品 1 について、列和小計（100）／推計列和小計（97.4）という比率を計算し、この値を商品 1 に関する第 1 次縦列修正係数 s_1^1 とする。これを表 9 の商品 1 の縦列の各要素（43.6 35.5 18.2）に乗じると、商品 1 の縦列の要素が（44.8 36.5 18.7）と修正され、推計列和小計は表 9 の 100 に一致する。

以下同様に、商品 2 と商品 3 のそれぞれについて第 1 次縦列修正係数 s_2^1 と s_3^1 を求め、それらの値を表 9 の商品 2 と商品 3 の縦列の要素に乗じると、商品 2 縦列の要素が（113.6 77.1 59.3）、商品 3 の縦列の要素が（0.0 37.1 42.9）と修正され、それらの推計列和小計も表 9 の各値に一致する。各商品の第 1 次縦列修正係数は表 9 の最下段の F 欄に提示されている。ただし、実際の推計作業では、 s_1^1 、 s_2^1 および s_3^1 を対角行列にした $s^{(1)}$ を表 10 のように準備し、この $s^{(1)}$ 行列を表 9 の中間投入（需要）行列の右側から乗ずると、表 9 の中間投入の値が表 11 のように修正される⁽⁴⁾。その結果、表 12 に示されているように、各商品の列和小計（D）と推計列和小計（E）が一致する。

表 10 第 1 次加工度変化効果修正乗数 $s^{(1)}$

	商品 1	商品 2	商品 3
商品 1	1.027	0	0
商品 2	0	0.976	0
商品 3	0	0	1.046

表 11 第 1 回縦列修正値

	商品 1	商品 2	商品 3
商品 1	44.8	113.6	0.0
商品 2	36.5	77.1	37.1
商品 3	18.7	59.3	42.9

④ 横行方向と縦列方向の再修正

表 9 の中間投入の値を表 11 の修正値と入れ替えると、表 12 に示されているように、各商品の列和小計 (D) と推計行和小計 (E) が一致する。このように D 欄の行和小計と E 欄の推計小計が一致しているため、F 欄の列修正係数は全て 1 である。

表 12 第 1 次縦列修正表

		商品 1	商品 2	商品 3	A 行和小計	B 推計行和 小計	C = A / B 行修正係数 r^2
中間投入	商品 1	44.8	113.6	0.0	160	158.5	1.010
	商品 2	36.5	77.1	37.1	150	150.7	0.996
	商品 3	18.7	59.3	42.9	120	120.9	0.993
	D 小計	100	250	80	430	430.0	
E 推計小計		100.0	250.0	80.0	430.0		
F = D / E 列修正係数 s		1.000	1.000	1.000			

しかし、C 欄の行修正係数の中に 1 以外の数値があるため、再度、横行方向の修正を行う必要がある。以下に表 13 - 2 の第 2 次横行修正表から表 16 - 2 の第 3 次縦列修正表まで 4 つの修正表が示されているが、表 16 - 2 において C 欄の行修正係数と F 欄の列修正係数の全てが 1 となっている。このように、両係数が同時に 1 になるまで修正が繰り返される。

表 13 - 1 第 2 次代替効果修正乗数 $r^{(2)}$

	商品 1	商品 2	商品 3
商品 1	1.010	0	0
商品 2	0	0.996	0
商品 3	0	0	0.993

表 13 - 2 第 2 次横行修正表

		商品 1	商品 2	商品 3	A 行和小計	B 推計行和 小計	C = A / B 行修正係数 r
中間 投入	商品 1	45.3	114.7	0.0	160	160.0	1.000
	商品 2	36.3	76.7	37.0	150	150.0	1.000
	商品 3	18.6	58.9	42.6	120	120.0	1.000
	D 列和小計	100	250	80	430	430.0	
E 推計列和小計		100.1	250.3	79.5	430.0		
F = D / E 列修正係数 s^2		0.999	0.999	1.006			

表 14 - 1 第 2 次加工度变化效果修正乘数 $s^{(2)}$

	商品 1	商品 2	商品 3
商品 1	0.999	0	0
商品 2	0	0.999	0
商品 3	0	0	1.006

表 14 - 2 第 2 次縦列修正表

		商品 1	商品 2	商品 3	A 行和小計	B 推計行和 小計	C = A / B 行修正係数 r^3
中間 投入	商品 1	45.2	114.6	0.0	160	159.8	1.001
	商品 2	36.3	76.6	37.2	150	150.1	1.000
	商品 3	18.5	58.8	42.8	120	120.1	0.999
	D 列和小計	100	250	80	430	430.0	
E 推計列和小計		100.0	250.0	80.0	430.0		
F = D / E 列修正係数 s		1.000	1.000	1.000			

表 15 - 1 第 3 次代替效果修正乘数 $r^{(3)}$

	商品 1	商品 2	商品 3
商品 1	1.001	0	0
商品 2	0	1.000	0
商品 3	0	0	0.999

表 15 - 2 第 3 次横行修正表

		商品 1	商品 2	商品 3	A 行和小計	B 推計行和 小計	C = A / B 行修正係数 r
中間 投入	商品 1	45.3	114.7	0.0	160	160.0	1.000
	商品 2	36.2	76.6	37.2	150	150.0	1.000
	商品 3	18.5	58.7	42.8	120	120.0	1.000
	D 列和小計	100	250	80	430	430.0	
E 推計列和小計		100.0	250.0	79.9	430.0		
F = D / E 列修正係数 s ³		1.000	1.000	1.001			

表 16 - 1 第 3 次加工度変化効果修正乗数 s⁽³⁾

	商品 1	商品 2	商品 3
商品 1	1.000	0	0
商品 2	0	1.000	0
商品 3	0	0	1.001

表 16 - 2 第 3 次縦列修正表

		商品 1	商品 2	商品 3	A 行和小計	B 推計行和 小計	C = A / B 行修正係数 r
中間 投入	商品 1	45.2	114.7	0.0	160	160.0	1.000
	商品 2	36.2	76.6	37.2	150	150.0	1.000
	商品 3	18.5	58.7	42.8	120	120.0	1.000
	D 列和小計	100	250	80	430	430.0	
E 推計列和小計		100.0	250.0	80.0	430.0		
F = D / E 列修正係数 s		1.000	1.000	1.000			

⑤ 予測年次投入係数 A^t の計測～その 1～

このような修正計算を行と列について繰り返すことにより、その行和と列和が予測年次の所与の中間需要計と中間投入計に一致するような中間投入（需要）行列が表 16 のように得られる。この中間投入（需要）行列を表 3 に組み入れることによって、予測年次の産業連関表が表 17 として完成する。

表 17 予測年次の推計取引基本表

		中間需要				最終需要	産出高
		商品 1	商品 2	商品 3	小計		
中間投入	商品 1	45.2	114.7	0.0	160	40	200
	商品 2	36.2	76.6	37.2	150	250	400
	商品 3	18.5	58.7	42.8	120	180	300
	小計	100	250	80	430	470	900
粗付加価値		100	150	220	470		
産出高		200	400	300	900		

さらに、この表 17 から予測年次の投入係数表 A^t は次の表 18 のように得られる。

表 18 予測年次の投入係数表 A^t

	商品 1	商品 2	商品 3
商品 1	0.226	0.287	0.000
商品 2	0.181	0.191	0.124
商品 3	0.093	0.147	0.143

⑥ 予測年次投入係数 A^t の計測～その 2～

先に求めた $r^{(1)}$ 行列、 $r^{(2)}$ 行列および $r^{(3)}$ 行列を掛け合わせるにより、代替効果乗数 R が求められる (表 19)。同様に、 $s^{(1)}$ 行列、 $s^{(2)}$ 行列および $s^{(3)}$ 行列を掛け合わせるにより、加工度変化効果乗数 S が求められる (表 20)。

表 19 代替効果乗数 R

	商品 1	商品 2	商品 3
商品 1	0.883	0	0
商品 2	0	1.178	0
商品 3	0	0	0.903

表 20 加工度変化効果乗数 S

	商品 1	商品 2	商品 3
商品 1	1.025	0	0
商品 2	0	0.975	0
商品 3	0	0	1.053

表 19 の代替効果乗数 R、表 3 の投入係数表 A および表 20 の加工度変化効果乗数 S を上述の(1)式に代入すると、RAS 法による予測年次の投入係数表 A^t が得られる (表 21)。表 18 の A^t が表 21 の A^t と同一であることが確認できる。

表 21 RAS 法による予測年次の投入係数表 A^t

	商品 1	商品 2	商品 3
商品 1	0.226	0.287	0.000
商品 2	0.181	0.191	0.124
商品 3	0.093	0.147	0.143

注

- (1) 計算は筆者が行った。四捨五入の関係で小計と一致しないケースがある。また、本稿では横行方向からの修正を最初に行ったが、縦列方向からの修正を最初に行っても結果に影響はない。
- (2) 修正係数 r_i^t において、上付きの数字は次数、下付の数字は商品番号を意味している。
- (3) 横行方向の修正乗数を代替効果乗数という。このことに関しては後述する。
- (4) 縦列方向の修正乗数を加工度変化効果乗数という。このことに関しては後述する。

3 生産技術構造の変化に関する分析

本節では、前節で整理した RAS 法を利用して、平成 12 年から平成 17 年の 5 年間と平成 17 年から平成 23 年の 6 年間における、生産技術構造の変化に関する分析を行う。

3-1 分析準備

産業連関表の投入係数を予測する際に採用される RAS 法は、投入係数の変化を横行方向の変化と縦列方向の変化の二つの変化に分解して修正する方法である。

横行方向の修正度を示す横行修正係数 r_i は、産業 i の中間需要として

の産出物が全ての産業で r_i 倍されることを意味している。したがって、 r_i が 1 より大きい場合は、産業 i の生産物が全ての産業において、最終財から中間財への需要代替が生じていることになり、産業 i が市場で発展すると判断できる。逆に、 r_i が 1 より小さい場合は、産業 i の生産物が全ての産業において、中間財から最終財への需要代替が生じ、他の財に代替され、産業 i が市場で縮小傾向にあると判断できる。このように横行修正係数 r_i は中間需要と最終需要の需要代替の変化方向を示すところから、代替効果修正係数と呼ばれる。この代替効果修正係数 r_i を対角行列にしたものを、代替効果乗数と呼び、本稿では R で示す。

また、縦列方向の修正度を示す縦列修正係数 s_j は、産業 i から産業 j への中間投入がすべて s_j 倍されることを意味している。したがって、 s_j が 1 より大きい場合は、産業 j の原材料コストが増加して付加価値率が減少する傾向にあると判断できる。逆に、 s_j が 1 より小さい場合は、原材料コストが減少して付加価値率が上昇する傾向にあると判断できる。付加価値部門は原材料の加工部門であるから、縦列修正係数 s_j は加工度変化修正係数と呼ばれる。この加工度変化修正係数 s_j を対角行列にしたものを、加工度変化効果乗数と呼び、本稿では S で示す。

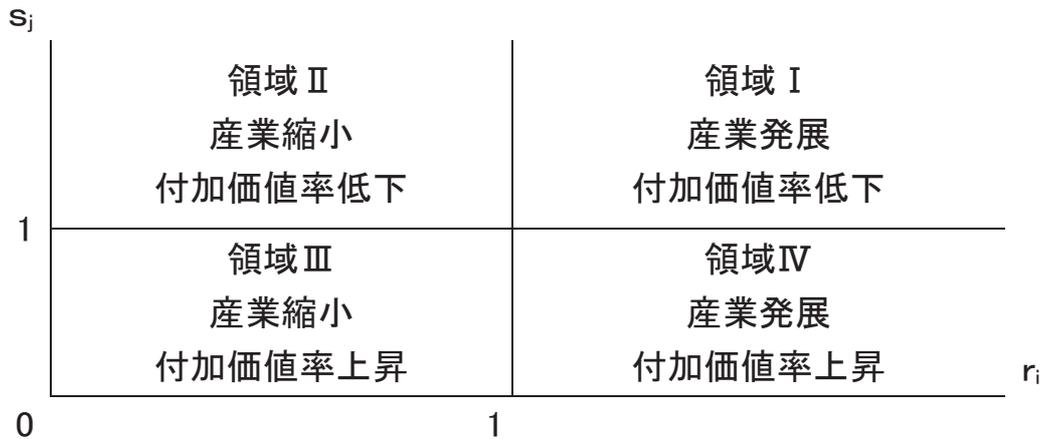
ここで、横軸に代替効果修正係数 r_i 、縦軸に加工度変化修正係数 s_j を測り、両係数が 1 の線によって、 $r_i - s_j$ 平面は図 1 のように領域 I、領域 II、領域 III および領域 IV の 4 領域に区分される。なお、上述の内容と対応して、領域 I から領域 IV の 4 領域の特徴は次のように整理できる。

領域 I は $r_i > 1$ で $s_j > 1$ であるから、そこに属する産業は発展傾向にあるが、付加価値率は減少傾向にある。

領域 II は $r_i < 1$ で $s_j > 1$ であるから、そこに属する産業は縮小傾向にあるとともに、付加価値率は減少傾向にある。

領域 III は $r_i < 1$ で $s_j < 1$ であるから、そこに属する産業は縮小傾向にあるが、付加価値率は増加傾向にある。

領域 IV は $r_i > 1$ で $s_j < 1$ であるから、そこに属する産業は発展傾向にあるとともに、付加価値率は増加傾向にある。

図1 r_i と s_j による領域区分

3-2 13部門表による分析結果

平成12年から平成17年までの5年間と平成17年から平成23年までの6年間における、13部門の代替効果修正係数 r_i と加工度変化修正係数の s_j の値、および各部門が属する領域に関する一覧表が表22である⁽¹⁾。

表22 13部門の r_i と s_j

H12～H17				H17～H23			
部門	r_i	s_j	領域	部門	r_i	s_j	領域
商業	1.079394	1.0368846	I	電力・ガス・水道	1.0064158	1.1212607	I
運輸・郵便	1.018919	1.0138200	I	商業	1.0355142	1.0508215	I
公務	1.747744	1.0589521	I	不動産	1.4717392	1.3180462	I
電力・ガス・水道	0.929312	1.0884993	II	情報通信	1.0463141	1.0129247	I
不動産	0.911851	1.1255427	II	分類不明	1.0915671	1.0836011	I
農林水産業	0.923704	0.9942098	III	農林水産業	0.9885880	1.0460214	II
鉱業	0.990292	0.9584645	III	鉱業	0.9869006	1.1438894	II
建設	0.926024	0.9893433	III	建設	0.8927060	1.0250175	II
製造業	1.000598	0.9901148	IV	公務	0.7719445	1.0166620	II
金融・保険	1.078012	0.9764153	IV	製造業	0.9794653	0.9930649	III
情報通信	1.004944	0.9616899	IV	金融・保険	0.8969358	0.8617130	III
サービス	1.113495	0.9923948	IV	運輸・郵便	1.0558980	0.8953667	IV
分類不明	1.024174	0.9816029	IV	サービス	1.1779603	0.9575613	IV

資料 総務省（2016）より作成

表22を見ると、平成17年から平成23年にかけて、13部門の経済技術構造がどのように変化しているかについて次のように理解できる。領域Iに属していた商業部門は領域Iのままであるが、運輸・郵便部

門は領域Ⅳへ、公務部と領域Ⅱへ移行している。領域Ⅱに属していた電力・ガス・水道部門と不動産部門は領域Ⅰへ移行している。領域Ⅲに属していた農林水産業部門、鉱業部門および建設部門は領域Ⅱへ移行している。領域Ⅳに属していた5部門の内、製造業部門と金融・保険部門は領域Ⅲへ、情報通信部門と分類不明部門は領域Ⅰへ移行し、サービス部門は領域Ⅳのままである⁽²⁾。

以上より、平成23年には、領域Ⅰと領域Ⅱへの移行傾向が強いように感じる。次に、これらの移行状況を領域別に整理したのが表23である。

表23 13部門の産業分布と生産額分布

(単位：百万円)

領域	H12～H17				H17～H23			
	産業数	産業数 ウェイト	生産額 (H17)	生産額 ウェイト	産業数	産業数 ウェイト	生産額 (H23)	生産額 ウェイト
Ⅰ	3	23%	184,418,735	19%	5	38%	242,664,115	26%
Ⅱ	2	15%	91,619,275	9%	4	31%	104,715,621	11%
Ⅲ	3	23%	81,296,350	8%	2	15%	320,815,330	34%
Ⅳ	5	38%	615,405,175	63%	2	15%	262,259,598	28%
計	13	100%	972,739,535	100%	13	100%	930,454,664	100%

資料 総務省 (2016) より作成

産業数ウェイトの側面から表23を見ると、平成17年には領域Ⅳが38%、続いて領域Ⅰと領域Ⅲが23%で、領域Ⅱは15%である。これを見る限り、領域Ⅰと領域Ⅲに差がない。

しかし、生産額ウェイトの側面から見ると、領域Ⅳが63%で飛び抜けており、続いて領域Ⅰが19%、領域Ⅱが9%で、領域Ⅲが8%である。したがって、平成17年の日本の産業は領域Ⅳの傾向、つまり、発展傾向が強く、さらに高付加価値の産業が多かったと判断できる。

同じことを、平成23年時点で見してみる。産業数ウェイトでは、領域Ⅰが38%、領域Ⅱが31%、そして領域ⅢとⅣが15%で、表22で得られたのと同様に、領域Ⅰと領域Ⅱへの傾向が伺える。これを生産額ウェイトで見ると、領域Ⅲが34%、領域Ⅳが28%、領域Ⅰが26%そし

て領域Ⅱが11%であった。したがって、平成23年の日本の産業は領域Ⅳへの傾向を残しつつ領域Ⅲへの傾向、つまり、発展傾向の産業は少数になったが、競争で勝ち残った産業に付加価値が集中する傾向にあったと判断できる。

3-3 37部門表による分析結果

次に、前節と同様に、平成12年から平成17年までの5年間と平成17年から平成23年までの6年間における、37部門の代替効果修正係数 r_i と加工度変化修正係数の s_j の値、および各部門が属する領域に関する一覧表が表24である⁽³⁾。また、表23の37部門版が表25である。産業数ウェイトの側面から表25を見ると、平成17年には領域Ⅰが38%、続いて領域Ⅳが32%、領域Ⅲが16%で、領域Ⅱは12%である。13部門と比較すると、領域Ⅰと領域Ⅳの順位が入れ替わっている。

生産額ウェイトの側面から見ると、領域Ⅰが52%で飛び抜けており、続いて領域Ⅳが29%、領域Ⅱが11%で、領域Ⅲが8%である。13部門の場合は、産業数ウェイトの順位と生産額ウェイトの順位が異なっていたが、37部門では同じ順位であった。しかし、生産額ウェイトにおける1位は、13部門では領域Ⅳが63%、37部門では領域Ⅰが52%で1位と異なっている。37部門の生産額ウェイトの側面からは、平成17年の日本の産業は領域Ⅰの傾向、つまり、発展傾向が強いが、付加価値率が低下する産業が多かったと判断できる。

同じことを、平成23年時点で見してみる。産業数ウェイトでは、領域Ⅱが43%、領域Ⅰが27%、領域Ⅳが22%、そして領域Ⅲが8%である。平成17年から平成23年にかけて、領域Ⅱだけが増加している。

これを生産額ウェイトで見ると、領域Ⅰが40%、領域Ⅱが32%、領域Ⅳが23%そして領域Ⅲが6%であった。したがって、平成23年の日本の産業は領域Ⅰの傾向、つまり、発展傾向が強いが、付加価値率が低下する産業が多かったと判断できる。この傾向は、13部門のものと同じである。つまり、平成12年から平成23年にかけての11年間を通

じて、日本経済は、発展傾向が強いが、付加価値率が低下する産業が多かったと判断できる。

表 24 37 部門の r_i と s_j

H12 ~ H17				H17 ~ H23			
部門	r_i	s_j	領域	部門	r_i	s_j	領域
業務用機械	1.0000054	1.0133748	I	飲食料品	1.0253265	1.0314336	I
建設	1.0000006	1.0000934	I	化学製品	1.0185826	1.0037191	I
電力・ガス・熱供給	1.0000004	1.1136132	I	電力・ガス・熱供給	1.0111453	1.1608445	I
水道	1.0000003	1.0496458	I	水道	1.0100258	1.0187994	I
廃棄物処理	1.0000002	1.1202600	I	商業	1.0333673	1.0610539	I
商業	1.0000001	1.0541541	I	不動産	1.4714662	1.3222024	I
不動産	1.0000000	1.1346481	I	情報通信	1.0455444	1.0283039	I
運輸・郵便	1.0000000	1.0466127	I	医療・福祉	1.7414065	1.0045767	I
公務	1.0000000	1.0689225	I	その他の非営利団体	1.0958584	1.0713493	I
教育・研究	1.0000000	1.2247515	I	サービス			
医療・福祉	1.0000000	1.0244507	I	分類不明	1.0953500	1.1024278	I
対個人サービス	1.0000000	1.0171406	I	農林水産業	0.9510618	1.0501587	II
事務用品	1.0000000	1.0025208	I	鉱業	0.9594300	1.1603511	II
分類不明	1.0000000	1.0103562	I	繊維製品	0.8752622	1.0652368	II
飲食料品	0.9935805	1.0062051	II	パルプ・紙・木製品	0.8838723	1.1325011	II
パルプ・紙・木製品	0.9977351	1.0220794	II	石油・石炭製品	0.9290650	1.0081112	II
プラスチック・ゴム	0.9997334	1.0526156	II	プラスチック・ゴム	0.9824631	1.0160112	II
鉄鋼	0.9999577	1.0722221	II	窯業・土石製品	0.9750045	1.0328418	II
非鉄金属	0.9999895	1.0802513	II	非鉄金属	0.8947632	1.2523115	II
農林水産業	0.9924464	0.9950237	III	金属製品	0.8820366	1.0768923	II
鉱業	0.9920398	0.9961977	III	はん用機械	0.8043404	1.0050364	II
繊維製品	0.9959161	0.9930600	III	輸送機械	0.9471787	1.0209570	II
化学製品	0.9988281	0.9973722	III	その他の製造工業製品	0.8887998	1.0667010	II
石油・石炭製品	0.9994250	0.9816108	III	建設	0.8914205	1.0528377	II
窯業・土石製品	0.9998859	0.9459433	III	公務	0.7587614	1.0283216	II
金属製品	1.0000021	0.9884688	IV	対個人サービス	0.8966146	1.0098910	II
はん用機械	1.0000060	0.9586272	IV	事務用品	0.8979543	1.0588337	II
生産用機械	1.0000063	0.9746254	IV	生産用機械	0.8863218	0.9474027	III
電子部品	1.0000041	0.8240834	IV	業務用機械	0.9599234	0.9532264	III
電気機械	1.0000030	0.9431459	IV	金融・保険	0.8908520	0.8667398	III
情報・通信機器	1.0000021	0.7309021	IV	鉄鋼	1.0450882	0.9891908	IV
輸送機械	1.0000014	0.9556206	IV	電子部品	1.3316000	0.7007683	IV
その他の製造工業製品	1.0000010	0.9296657	IV	電気機械	1.1314781	0.9085561	IV
金融・保険	1.0000001	0.9846181	IV	情報・通信機器	1.3768482	0.6144547	IV
情報通信	1.0000000	0.9820302	IV	廃棄物処理	1.0767951	0.9776721	IV
その他の非営利団体	1.0000000	0.9917250	IV	運輸・郵便	1.0501417	0.9081555	IV
サービス				教育・研究	1.1227918	0.8843771	IV
対事業所サービス	1.0000000	0.9214547	IV	対事業所サービス	1.1963357	0.8926106	IV

資料 総務省 (2016) より作成

表 25 37 部門の産業分布と生産額分布

領域	H12～H17			H17～H23		
	産業数	産業数 ウェイト	生産額 ウェイト	産業数	産業数 ウェイト	生産額 ウェイト
I	14	38%	52%	10	27%	40%
II	5	14%	11%	16	43%	32%
III	6	16%	8%	3	8%	6%
IV	12	32%	29%	8	22%	23%
計	37	100%	100%	37	100%	100%

資料 総務省（2016）より作成

3-4 総合判断

まず、産業数ウェイトと生産額ウェイトでは、生産額ウェイトが経済構造の変化を捉える尺度として適切である。金額ベースは、取引の規模を反映しているからである。

次に、13部門と37部門では、37部門が経済構造の変化を捉える尺度として適切である。小さな生産額ウェイトの部門が大きな生産額ウェイトの部門に統合されると、小さな部門の特徴が大きな部門の特徴の中に吸収されるから、資料が入手可能であるならば、部門数が多い方が良いことになる。

以上より、37部門の生産額ウェイトの側面から総合判断をすることになる。前述したように、37部門の生産額ウェイトの側面からは、平成12年から平成17年の5年間と平成17年から平成23年の6年間における経済構造の変化傾向は、いずれも領域Iという判断で共通していた。つまり、

この点だけから、日本経済が上昇傾向にあるかどうかは判断できない。しかし、この11年間を通じて領域IIのウェイトが前の5年で11%、後の6年で32%という具合に、その値が激増している点が気になる。なぜなら、領域IIは、産業が縮小傾向にあると共に、付加価値率が低下するという傾向のある領域だからである。

注

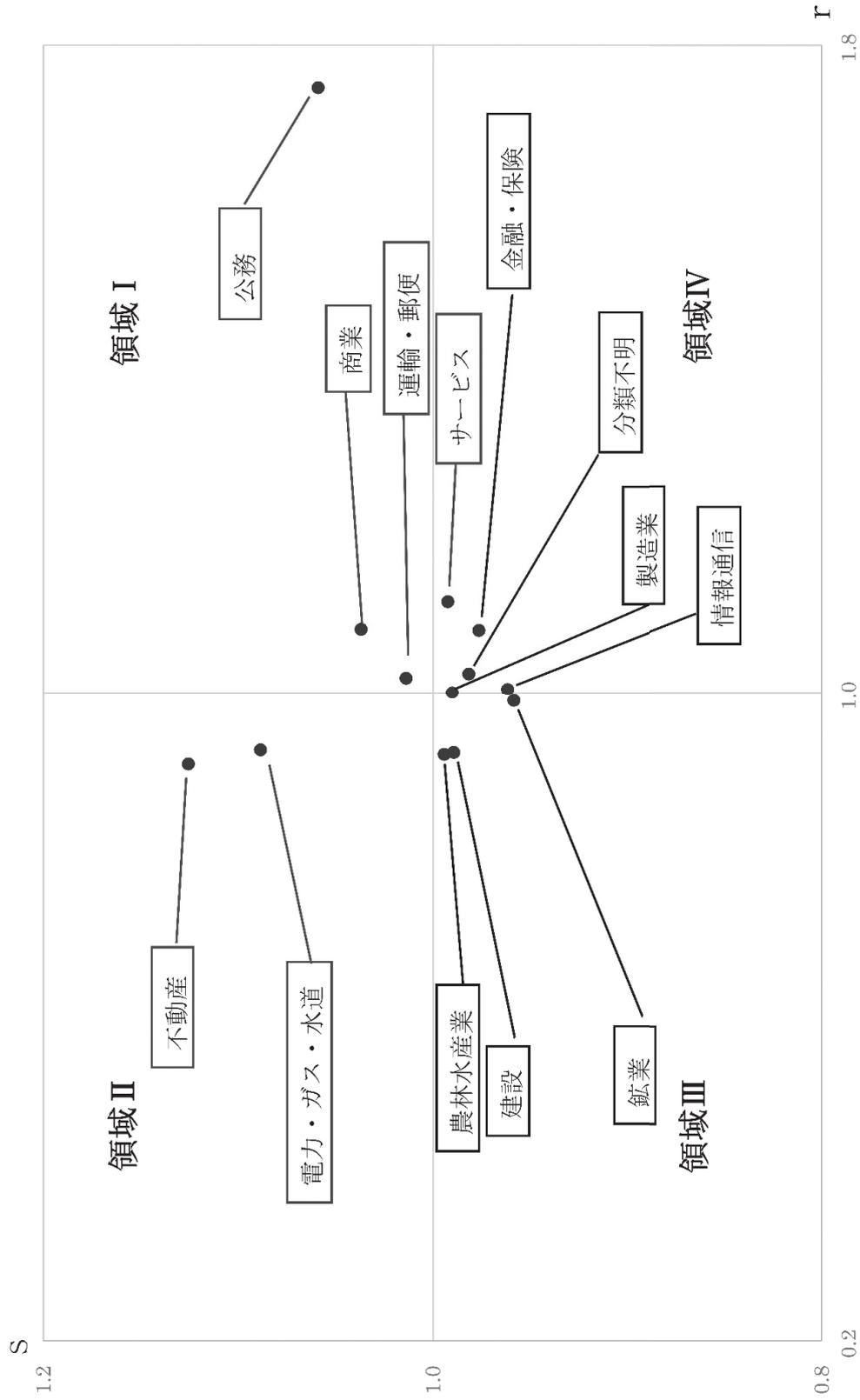
- (1) 13部門表を使った、平成12年から平成17年における収束計算の繰り返しは、代替効果修正係数 r_i 、加工度変化修正係数 s_j それぞれ40回ずつの計80回、同じく平成17年から平成23年の場合は計72回であった。
- (2) 13部門の分布状況を示すグラフを付図1-1および付図1-2として、後掲しておく。
- (3) 37部門表を使った、平成12年から平成17年における収束計算の繰り返しは、代替効果修正係数 r_i 、加工度変化修正係数 s_j それぞれ73回ずつの計146回、同じく平成17年から平成23年の場合は計114回であった。

結びに代えて

まず、平成12年から平成23年までの11年間にいて、日本経済を支えている産業は発展傾向にあるが、付加価値率は減少傾向にあることが、RAS法を通じて得られた。ただし、できる限り、部門数を多くして分析した方が正確な状況が得られるという点を指摘した。本稿では13部門と統合大分類の37部門表で分析を行った。しかし、他にも中分類の105部門表、小分類の184部門表が公表されているので、105部門表や184部門表を用いた場合、本稿と同一の結果が得られるかどうかは不明である。

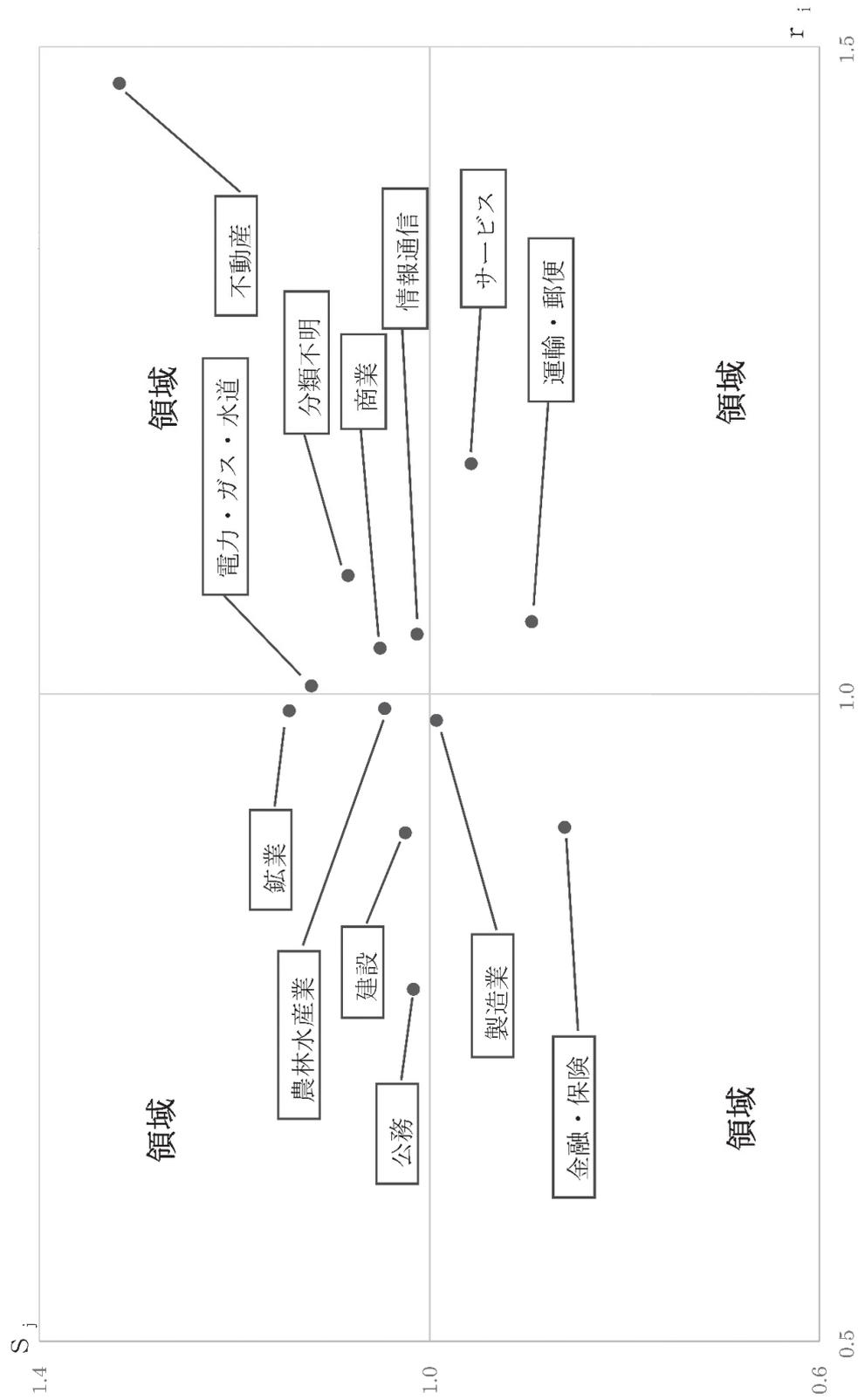
また、本稿ではRAS法で得られた計測値を用いて分析を進めた。しかし、予測された平成23年の投入係数表の値が、本来の投入係数表の値をどの程度正確に予測しているのかという検証を行わなかった。この点は、今後の検討課題とする。

付図 1-1 平成 12 年から平成 17 年にかけての r_i と s_j (13 部門)



資料出所：総務省 (2016) より作成

付図1-2 平成17年から平成23年にかけての r_i と s_j （13部門）



資料出所：総務省（2016）より作成

参考文献

- ・ United Nations (1999), Handbook of Input-Output Table, Complications and Analysis, Studies in Methods, Series, F, No.74, New York.
https://unstats.un.org/unsd/publication/SeriesF/SeriesF_74E.pdf
- ・ 石川良文 (2006)「第4章 産業技術構造変化の長期分析とRAS法の評価」、岡本・猪俣編『国際産業連関—アジア諸国の産業構造 (V)』アジア国際産業連関表シリーズ No.66 (p.79 – p.90)』独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所。
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/pdf/2005_02_03_04.pdf
- ・ 井出眞弘 (2003.3.28)『Excelによる産業連関分析 (p.188 – p.218)』産能大出版部。
- ・ 岩崎俊夫 (1980.3)「産業連関分析と経済予測 :RAS方式による投入係数修正の妥当性について」『経済学研究第30号第1巻 (p.211 – p.142)』北海道大学。
[http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/31484/1/30\(1\)_P121-142.pdf](http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/31484/1/30(1)_P121-142.pdf)
- ・ 岡崎不二男 (1968.9.30)「第4章 基本モデルの応用分析」内田・辻村・宮崎・宮下編『近代経済学講座 計量分析編3 産業連関分析』有斐閣。
- ・ 金子敬生 (1977.7.1)『新版 産業連関の理論と適用 (p.93 – p.109)』日本評論社。
- ・ 二平耕一 (2008)『産業連関分析の理論と適用』(第3章) 白桃書房。
- ・ 谷山新良 (1974.12)「将来経済の産業連関分析」『所報 第29号 p.63 – p.151』生命保険文化研究所。
http://www.jili.or.jp/research/search/pdf/B_29_3.pdf
- ・ 林英機 (2005.3)「<論説>投入係数の更新及び予測について」『新潟大学経済論集 第78巻 (p.25 – p.67)』新潟大学経済学会。
http://dspace.lib.niigata-u.ac.jp/dspace/bitstream/10191/1285/1/5_0007.pdf
- ・ 丸山佐和子 (2009.3)「ノンサーベイ・アプローチによる投入係数の計測と検証」『産開研論集第21号 (p.1 – p.7)』大阪産業経済リサーチセンター。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1949/00103312/ronsyu21-02.pdf>
- ・ 宮沢健一編 (1966.5.20)『産業構造分析入門 (p.79 – p.80)』有斐閣双書。
- ・ 宮沢健一編 (1995.6.9)『産業連関分析入門 第6版 (p.121 – p.131)』日本経済新聞社。

参考資料

- ・ 総務省 (2016a)「平成12 – 17 – 23年接続産業連関表」総合報告書
- ・ 総務省 (2016)「平成12 – 17 – 23年接続産業連関表」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001072119&cycode=0>

生産者価格評価表 統合大分類 (37 部門)

生産者価格評価表 13 部門分類

投入係数表 統合大分類 (37 部門)

投入係数表 13 部門分類

ALIBABA の光と影，躍進と諸問題

—高成長，偽造品売買，賄賂，粉飾と政治・投資家リスク—

築 場 保 行

The purpose of this study is to consider the light and shadow aspect of Alibaba Group, e-commerce company of China. Its holding company which is registered in Cayman Islands listed shares in the NYSE and financed 25 billions dollars. It is the company which aims to make use of preferential treatments policies of China for foreign enterprises and the variable interest entity (VIE) of U.S.GAAP. There are many problems: almost items sold at its website are counterfeits; its structure of corporate governance is a partnership; ownership and control is not transparent; many princelings, the descendants of the Chinese Communist Party's political elites have their shares; if their rivals got political power, Alibaba might lose business power. Therefore, U.S. shareholders face not only investor's risk but also country and political risk.

*Key words: IPO, e-commerce, counterfeit, princelings, VIE, country risk

1. はじめに—アリババのNYSE上場，話題の株価そして度々の不祥事，政治リスクの存在—

本稿では2014年ニューヨーク証券取引所（以下NYSEと略称）上場で史上最高額の25億3000ドルを調達し話題になった中国のECサイト

企業、アリババグループ Alibaba Group Holding Limited（以下適宜アリババと略称）の実像を考察し、いわばその影の部分について光をあて投資リスクについて検討した。先行する学術研究は少なく、米国議会資料、上場時提出目論見書、米国と中国のメディア報道から関連情報を収集整理し分析した。若干の推論をおこなったところもあるが事実にもとづいた推論である。

アリババをあえて検討対象としたのは以下の理由からである。すなわちアリババを含む中国新興企業の多くは改革開放以降、短期間で急成長を実現しただけでなく、今や国際市場に事業展開を進めようとしている。新興中国企業の国際化のスキームとして多くの企業が採用するのは、アリババ同様、タックスヘイブンといわれるカリブ海のケイマンアイランド Cayman Islands 等に名目的な会社を設立し、その実態である中国国内の会社を所有・支配する海外法人の形態をとっていることである。そのメリットは後述のようにタックスヘイブンの簡便な法制度、税制などを利用できること、また海外法人形態を利用することにより中国で優遇税制を適用され節税効果をあげることができることである。

また多くの中国企業が米国株式市場で上場を実現していることである。アリババ社より前に最近数年の間に約 200 社の中国企業が米国市場に上場している。なかでも検索エンジンの百度公司 (BAIDU)、ポータルサイトの新浪 (SINA)、騰訊 (TENCENT)、学習塾最大手の新東方科技教育集団 (EDU) など、中国で最も知名度が高い IT 系大手企業のほとんどはアリババに先行し米国市場に上場している。

さらにアリババを含めこれら中国企業の多くが米国上場に際し米国会計基準の「変動持分事業体」(VIE) 規定を利用していることも共通点である。ただ後述するように中国の法令は不確定性が高く、今後このスキームが違法とされ事業の継続が危ぶまれる可能性も否定できないことである。

問題はこうした多くの中国企業投資に共通するリスクは中国企業に

対する投資リスクの一つにすぎないこと、このほかに多様なリスクの存在することである。アリババより先に米国で上場された複数の会社では粉飾決算が疑われ、現に上場廃止になった企業もある。またアリババについては売買される商品に偽造品が多いことや多数の職員が不正な売買に関与していたことなど事業姿勢に問題が多い。このようにリスク要因は多様でもある。こうした多くの問題の根底には先進国では不正や不法な行為とされる問題が中国内ではまだまだ頻発していること、その解決のためには多くの時間が要することである。

国際社会からみればこうした中国社会の後進性ともいえる問題のほかに、経営の政治リスクともいべきリスクの存在が重要な問題である。それは企業の事業の継続、成長や経営者の生殺与奪が権力との関係と無関係ではなく後者に依存することがあるということである。そして政治権力とその交代にともない激化する「政闘」（中国共産党内の権力闘争）の企業経営や経営者への影響についての懸念である。それは行政権力をつうじて行使され企業経営に対し大きな影響を与える。それは中国独特の政治の構造的な問題に由来する経営リスクであるといえることができる。アリババについても例外でなく等しく懸念されるリスクである。ただ中国民間企業の経営と政治権力との関係、また発生した問題やこれから発生する可能性のある問題について考察するための資料は充分ではない。本稿では上記のNYSEに提出されたアリババの上場目論見書、アリババ関連の米中両国の新聞報道や米議会関係資料などをつうじ重要な事実を確認することができる。本稿でも若干ではあるが事実に基いて考察した。

そもそも民間企業と政治権力との癒着や共存関係、そして発生する贈収賄や利益供与などの腐敗問題などについて明らかにするのは困難な問題であるが、権力の交代後に腐敗が明るみにされることがある。検索エンジンの米グーグル社の中国法人、グーグル中国に代わって急成長したのが百度公司であるが、同社の旧政権権力者との癒着と腐敗が現在の習政権下で度々報道されるようになった。百度公司と同様、

アリババもインターネットを土台に短時間で急成長した新興企業の一方の雄である。百度同様に旧政治権力との癒着と腐敗が問題にされる懸念がないとはいえない。また既述のように両社は多くの中国新興企業同様、NYSE 上場を成功させ中国を代表する新興企業としても注目されている。しかしながら同時にアリババが多くの中国企業と同様に前述のような簡単には解決されない多くの問題とリスク、いわば光とともに影の側面を有するという意味で中国新興企業の一つの典型、成功モデルの光と影を象徴するといえることができる。その意味でアリババについて考察することは重要な意義を有する。

はじめにアリババをめぐる多くの問題点の全容の概略を紹介した。問題が多いため適宜略述したところがある。次に同社の沿革、経営の所有支配構造、上場のために利用された米国会計基準の「変動持分事業体」(VIE)の規定に関わる問題点を紹介し、そして計算できない投資リスクが存在することが否定できないことを論じた。あわせていわばアリババビジネスの影の部分といえる偽造品売買、商標権侵害、偽注文などの問題と不透明な会社支配構造、そして中国独特の政治リスクについて検討し、投資リスクは単純な投資リスクにとどまらないこと、中国の社会的、政治構造的な問題に原因するリスクの存在を論じた。最後にアリババが現在取組む新規の事業戦略や国際化の方向、アリババの発展が中国国内の軌跡とは異なり必ずしも前途洋洋ではないこと、国際社会でその経営実体や経営姿勢が今後問われ国際問題になる可能性があること、その将来リスクを指摘した。

(1) アリババブームのNYSE市場— 2014年IPO \$89, 同年11.13日 最高値 \$120 —

アリババ・グループ Alibaba Group Holding Limited (以下適宜AGHLと略称)は2014年9月19日にニューヨーク証券取引所(NYSE)に上場され、公募価格の68ドルに対して92.70ドルの初値を付け、史上最高の250億3000ドルを調達し大きな話題になった。同年11月には120

ドルと最高値をつける。その後はアリババ社について次々と懸念材料が報道されたためか株価は僅か1年で半減、2015年9月には約57ドルと底値をつけた。2016年前期現在、株価は回復しつつある。

NYSE 上場は米投資銀行や証券会社などにとってもビッグビジネスであり市場がブームになればなるほど関係者の利益がふくらむ。しかし米市場がブームに沸くなか後述の米議会の USCC（米中経済安全保障調査委員会）の報告が中国 IT 企業の上場と投資について警鐘を鳴らしたほか、アリババを含む中国企業幹部の汚職や不正の数々の不祥事、また上場前のデータ捏造や粉飾決算の疑いも報道され株価の勢いも失速した。その後2016年5月にも米証券取引委員会（SEC）からアリババの会計手法について問題が指摘され調査が開始された。

では問題のアリババ株はそもそも何なのかと言うと、アリババが中国の外資規制と優遇税制を利用するため便宜的に中国外のケイマン諸島 Cayman Islands に登記した企業の株式であり、略して AGHL アリババグループ持株会社の株券でありアメリカ預託証券 ADR と同様の ADS アメリカ預託株式である。ペーパーカンパニーともいえる会社の株式であり、その株主は AGHL の実体といえる、連結持分の「変動持分事業体」Variable Interest Entities（以下 VIE と略称）である中国の会社の株主総会に出席できず、また仮に過半数の株式を取得しても買収できない。つまり利益権はあるが議決権はない株式である。前記 USCC の指摘するようにアリババ株の最大のリスクとして、共産党の方針が変わり、こうしたアリババをはじめとする中国企業の便宜的なスキームが中国の法解釈・運用次第で違法になるなどの可能性もある。投資対象としてリスクが高いといわれる理由である⁽¹⁾。

(2) 日常的な不祥事：偽造品売買、偽客・偽注文（ブラッシング、なりすまし）

アリババの EC サイトにおいて売買される過半の商品が偽物であることは多くの調査でも明らかであり、あえて出典を記さないが以下紹

介する事実は多くの事件の一部といえる。国際間でも意匠権の侵害問題などでアリババに対し注目度が高い。

米通商代表部 (USTR) は 2011 年 2 月、意匠権侵害のコンテンツや偽造品の流通を助長しているとする「悪名高い市場」に関する調査結果を公表し、その中で中国の検索大手「百度 (Baidu)」や Alibaba Group 傘下の EC サイト「淘宝网 (Taobao)」など実名を挙げて批判した。

また 2015 年、7 月パリの小売り大手ケリング (フランスの流通大手企業旧 PPR, ピノー・プランタン・ルドゥート, Pinault-Printemps-Redoute) が米国でアリババグループを提訴した。

このように売買される商品の多くは偽造品であるばかりか、後述するようなサイト上で偽客・偽注文による詐欺的商法も度々繰り返されていること、また幹部が不正取引に関与し有罪禁錮判決を受けるなど社内の業務管理に問題があることも報道されている。

(3) アリババの成長性と懸念—中国経済の減速, 政策変更, そして政治リスク—

中国経済の減速が明らかになり、今後アリババに対するその影響も懸念される。それだけでなく中国政府の外資に対する優遇税制を利用し海外資本調達のために外国資本の形態をとるアリババなど中国民間企業に対する政策変更の可能性も否定できない将来リスクである。

また中国独特ともいえる「政闘」(共産党内の権力闘争)の影響は避けることが困難なリスク要因である。広い意味で経済・経営が政治権力、権力者から独立していないことの影響である。後述するようにこれまでアリババはその株式を所有する江沢民派や太子党の中国共産党幹部子弟や解放以前からの共産党高級幹部の子弟の「紅二代」と深い関係にあり、成長してきた面が否定できない。そして彼ら幹部子弟も利益を共有していた関係にあるということが出来る。

問題はアリババの経営に関わり利益を得てきた太子党、とくに江沢民派は、現在の主席・習近平の最大の政敵であることである。アリバ

バは江沢民派との関係・政治力を借り中国で独占的ビジネスを行ってきた。米グーグル Google を退け急成長した百度 Baidu 同様に、政府と太子党の庇護を受けて国内のライバルの多くを駆逐し、また先行企業の米イーベイ社 (eBay) やヤフー社 (Yahoo!) も退けて独占企業になったのがアリババであるといえる。しかし最高権力者が代わり逆に保護を得られなくなれば、行政との関係が微妙になる可能性が非常に高いといえる。将来、訴訟リスク・コスト増大に始まり会社存続も危ぶまれることになるかもしれない。

2. アリババの実像—沿革, 支配構造, VIE とリスク—

(1) アリババ社の沿革と事業

先に会社沿革の概略, 重要事項を以下略述する。

- ・1999年, 創業者の馬雲氏が中国製造業者と海外のバイヤーの取引を媒介する構想を実現するため企業間の BtoB ポータルサイト, アリババ・ドット・コム (Alibaba.com) 開設。
また2003年, ショッピングサイトのポータルサイトである前記の淘宝网, そして2008年, BtoCの「天猫」(Tモール)を開設。
2004年, 決済システム・アリペイ「支付宝」(Alipay), 次いで金融部門アリファイナンス「阿里金融」(Alifinance)を開設。膨大な顧客情報はアリババの持つ最大の資源といえる。金融サービスとして個人向けにMMF(マネー・マーケット・ファンド, 「余额宝」が商品名)も販売している。2005年 Yahoo! 中国を買収。
- ・2007年11月, 香港証券取引所に阿里巴巴網絡有限公司(アリババ・ドットコム)を上場, 時価総額2兆円超を調達。その後, 2013年10月, 香港証券取引所の上場廃止。
- ・2014年9月, 米ニューヨーク証券取引所に上場, 史上最高約250億ドル調達。

以上のように, 元英語教師の馬雲氏が1999年にアリババを設立。「世

界の工場」となりつつあった中国において、中国製造業者と海外バイヤーの取引を媒介する新しい仕組みを立ち上げ、投資家から500万ドルの資金調達に成功した。ただアリババは創業まもなく資金を使い果たしてしまう。そこに現れたのがソフトバンク株式会社の孫正義氏であった。氏は2000年に2000万ドル、04年に6000万ドルを出資し株式の37%を取得することになる。時勢ともいえる中国経済の高成長、ITの世界的な普及が味方し人の縁にも助けられアリババは短期間に急成長した。

上記2003年開設の淘宝网は登録料も出品料も取引手数料も全部無料である。ついでこの淘宝网で育った売り手が新たな市場を生み出す。BtoCモールである天猫（Tモール）の開設である。こうして急速にユーザー数を伸ばし、先行する米eBayから顧客を奪っていった。中国EC市場、特にBtoC市場の急成長を先導したのはアリババであるといえる。

次に決済システムの「アリペイ」、次いで金融部門「アリファイナンス」を開設。アリババによる支付宝（アリペイ）というオンライン決済システムは、顧客が商品に満足したことを確認した上で、販売元に代金を支払う仕組み（エスクロー）である。信用制度が未発展で偽物が多い中国で消費者に利便性と信用を創造した画期的なサービスであるといえる。商品購入以外の各種サービス代金の決済のための、新たなフィンテックサービスのプラットフォームになりつつあり注目される。

またアリファイナンスはサイト利用の中小事業者向けに運転資金を無担保で融資するだけでなく、今後は一般消費者向けの融資を進める。信用制度が事実上、国家独占の中国では民間金融制度が未発展であり、特に高金利を利用する多くの民間事業者にとって比較的低金利のアリファイナンスのサービスは需要が多く、その成長性は高い。中国における金融自由化を先導しているといえる。

さらにアリペイの延長上に金融商品として個人向けにMMF（マネー・マーケット・ファンド、「余额宝」が商品名）も販売している。アリペイのユーザーは余裕資金をわずか一元から余额宝に運用することができる。

以上こうしたサービスをつうじて集積された膨大な顧客情報、大量のデータはIT技術を駆使して顧客管理、商品開発、資金運用と融資に活用されている。また蓄積されたデータはアリババの将来の成長のための最大の資源ということができる。

(2) 特殊な支配構造— 28人のパートナー支配, 氏名一部不祥, 投票権1票—

NYSE 新規株式公開 (IPO) 申請書類 FormF-1 において同社の支配権を実質的に握っている 28 人のパートナーが公表された。以下内容は同様に FormF-1 からの抜粋である。28 人のうち 22 人は同社経営陣, 6 人は関係会社, 子会社の経営陣である。米 Google, グーグル, Facebook, フェイスブック同様, 創業者ら一部の者の支配権が強力であるが, 黄金株などの不平等投票権により支配するグーグルなどと異なり「パートナー制」(合伙契約)により会社の経営を支配する。新パートナーは毎年, 一人1票の投票権を有する馬雲氏と J.C. 蔡氏を含むパートナーの投票により, 会社と利害関係を共有し5年以上勤務し株主権を有する者からパートナーシップ指名委員会の指名を経て75%以上の賛成を得て新たにパートナーに選任される。またこの規定の改正にはパートナーの75%以上の同意が必要である⁽²⁾。ちなみに香港の証券取引所ではアリババ側が求めるこのパートナー制を認めるか否かが主な争点となったがパートナー制の受け入れを拒否した。ニューヨーク上場を決めた一つの理由でもある。

そして取締役, board は三種に分けられる。すなわち株主総会により選任される場合をのぞき9人以下の取締役により構成されるが, a. 上記パートナーがその過半数を指名する権限を有する取締役, b. ソフトバンク代表の1名, c. 取締役指名委員会から指名された取締役候補者が株主総会において過半数の投票によって選任されるその他取締役, である。ちなみに FormF-1 で紹介されている取締役は馬雲, J.C. 蔡氏, 孫正義氏のほか1名だけである。

上記 a. のようにアリババ AGHL の取締役会の過半数は常にアリババパートナーシップのパートナーが指名する権限を有するという規定であるが、同社の定款によりアリババパートナーシップによる取締役選定に関する規定の変更には株主総会で 95% の賛成が必要とされている⁽³⁾。なお IPO 時点でそれぞれ 22.6% と 34.4% を所有する大株主の米ヤフーとソフトバンクは既に 2012 年 9 月、株主総会における取締役選任について、パートナー集団と馬雲、J.C. 蔡氏の決定に反対しないことを協定している⁽⁴⁾。

馬、そして No.2 の蔡氏の持株比率はそれぞれ 8.9%、3.6% と多くはない。また他の執行職員兼パートナーである個人大株主 5 名の持株比率も等しく 1% 以下である。パートナー合計で 17% ほどと推測される⁽⁵⁾。

また執行層は Executive Chairman, Executive Vice-chairman に就任する馬、蔡氏ほか 5 名が紹介されている。このように取締役選出規定と大株主間の協定により取締役会および最高経営は完全にパートナー、わけても馬、蔡両氏に支配されているということが出来る。またその規定を事実上変更することは不可能ということが出来る。

(3) VIE (変動持分事業体) の組織 (Alibaba Group Holding Limited, ケイマンの持株企業と VIE の所有・支配) と投資家リスク

①持株会社をタックスヘイブン (TH) に設置する意味と外資規制の回避

アリババに限らず中国企業でタックス・ヘイブン (以下 TH と略称) に持株会社を設立する企業は多い。TH のケイマン諸島 Cyaman Islands などで会社を設立登記するそのスキームとメリットは以下のとおりである。すなわち a. 中国国内に投資をする, またそのグループ企業として, b. 中国国内で関連会社を設立する, c. その中国国内企業を保有する。こうしたスキームを使うと, 外国から中国国内への投資活動という扱いになり, 中国国内の税金面などが優遇される。またケイマン諸島にかぎらず TH ではその利用のメリットとして会社登記の簡便性,

監査人の選任の不必要、取締役の匿名性ないし秘守性、また会計書類の提出義務の不要なところが多いこと、さらに法人登録後は、利益又は所得に関する租税やキャピタルゲイン税、相続税の非課税など税金面での優遇措置を利用できることである。

ちなみに2016年に「パナマ文書」Panama Papers がスクープされて TH の問題と弊害が広く知られるようになったが TH の利用の歴史は古い。世界の富裕層はもちろん多くの多国籍企業、多国籍銀行、投資ファンドなどにより利用されている。租税回避が多くの先進諸国の財政収入の減少と税負担の不公平を招き、また TH に蓄積された資金の運用が国際金融危機の原因であるとも言われる。G20 や OECD など国際社会において TH 利用を防ぐ取組が現在開始しつつある。

中国企業が TH を利用するようになったのは改革開放を経て中国企業のいわゆる「跨国」海外進出、多国籍化の進行と軌を一にしているが、アリババに先行し多くの中国民間企業が TH を利用している。

アリババに限らず中国企業が海外で会社を設立し、そして上述のように持株会社として中国国内企業を支配するのは資金調達目的と租税回避や匿名性、秘守性を利用するためでもあるが、それだけでなく国内事情のためである。すなわちインターネット、エネルギー、鉄鋼、食品、不動産等の産業は外国資本が中国国内で直接投資することはできない。そのため中国国内企業の形態が必要になるからである。

② VIE (Variable Interest Entities, 変動持分事業体) 規定の利用

こうした中国企業が米国で上場するために利用されるのが FASB 米国財務会計基準審議会の FAS167 及び FIN46 (R) に規定される VIE (持分変動事業体) についての規定である。アリババだけでなく、中国大手ポータルサイトの百度など、1999 年以降に米国株式市場に上場した 200 社以上の中国企業のうち、ほぼ半数が VIE 規定を利用した。

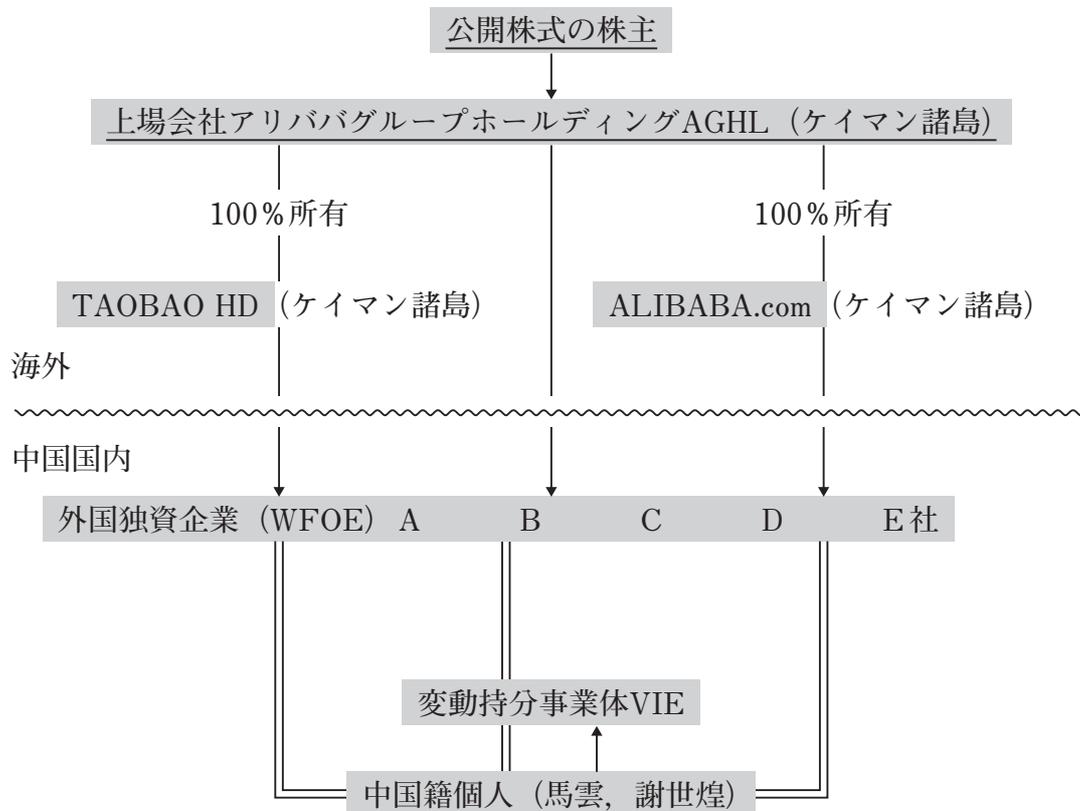
米国の FIN46 (R) 「変動持分事業体の連結」(FASB Interpretation No.46 Revised December 2003) では Variable Interest 変動持分とは、契約上、

所有権上、その他の金銭関係上の権利（持分）をいう。もとより Entities 事業体とは、活動を行い資産を保有する法的構造体であり、法人、パートナーシップ、有限責任会社（株式会社と有限会社等）、譲渡人信託、その他の信託等を指す。そして VIE とは、事業体の純資産の公正価値の過半数を変動持分によって取得されている事業体であり、その事業体から利益を得て、またはその損失を負担している受益者が連結親会社になる。

以上について、米国上場のためにアリババや百度が採用したスキームをアリババの組織に則して説明すると以下のとおりである。

- a : 国外 : TH (租税回避地) に米国で上場する SPC (special purpose company 特定目的会社) アリババグループ持株会社 AGHL を設立登記。
- b : 国内 : SPC が中国国内の子会社 WFOE (完全外国人所有企業 wholly foreign owned enterprise) を所有支配。
- c : そして WFOE はアリババ CEO の馬雲氏などの経営する国内企業 5 社である VIE やその株主 equity holder (VIEEH) に対し技術, 商標管理, サービスなど独占的に提供する契約を締結し支配権を確保し, 対価を受領する。

AGHLと中国VIEの構造



注

- ・ Form F-1 REGISTRATION STATEMENT of SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION Washington, D.C. 20549 より作成
- ・ WFOE5社 (A～E)：タオバオソフトウェア 浙江Tモールテクノロジー 杭州アリママテクノロジー アリババテクノロジー アリソフト
- ・ |： 縦線は所有関係
- ・ 二重線は契約関係，VIEの実体。WFOEそしてAGHLの利益は中国籍個人とWFOEとの間の契約関係（独占技術契約，ローン契約，コールオプション契約，委任状契約，株式質権契約）により担保される。VIEを構成する多数の国内事業会社名は省略。

図で見るように，VIEやVIEEHとWFOEとの間の貸付契約，出資持分担保契約，買取オプション契約，技術サービス契約等の一連の契約，いわば契約の束がWFOE，そしてケイマンの特定会社である親会社（NYの上場会社）に利益を保証する担保になっているということである⁽⁶⁾。

③ VIE の計算できない投資家リスク

持株会社 AGHL と中国国内企業との関係は所有関係と一連の契約関係により所有・支配—被所有・支配の関係である。ただ中国国内企業の利益が契約関係により担保されているとされるが、中国企業が契約を破った場合、外国出資者は中国企業の違約責任しか追及できず、大きな損害を被る可能性がある。

ちなみに米議会・米中経済安全保障調査委員会 US-China Economic and Security Review Commission (以下 USSC と略称) は、中国の法律によれば VIE の仕組みは基本的には法的にグレイゾーンにあるため、米国投資家にはこのような投資に関わらないよう呼びかけた。契約関係そのものが違法になる可能性が否定できないということである⁽⁷⁾。

問題はアリババだけでないということである。1999 年以降米国株式市場に上場した 200 社以上の中国企業のうち、アリババだけでなく、中国大手ポータルサイトの百度をはじめ、ほぼ半数が VIE を利用し上場した。株主保護の立場からはこうした迂回的方法は問題があるということである。本来は直接上場され、株主権が保護されるべきである。

問題となったのは VIE 形態の株主権が法的に十分に担保されない点であるが、リスクはこれに限られるわけではない。あえていえばリスク以上の計算出来ない問題があることである。投資リスクの本質はこうした法的リスクにとどまらず、広い意味で中国の政治リスクないし国家リスクである。本稿であえて以下の問題を指摘しておきたい。すなわち中国の経営環境としての法はあっても法の執行について官僚による裁量権が大きく、恣意的であることである。また司法権、行政権そして立法権もそもそも党の指導に従うことが定められている。したがって党の指導部、指導者のありかた次第で企業、経営者にとっての経営環境としての政治環境が変わり、大きく変われば法的環境も変わるといってよい。

問題の政治権力と経営の関係であるが、前者が変わる場合と経営の関係についてである。経営者が党内の権力者と濃厚な関係を持ち、法を

超越する権力を有する実力者に庇護されている場合と権力者がその政治的地位、権力を失った場合は、経営と経営者の状況は正反対になるといってよい。中国の企業経営のありかたが政治権力のありかたに依存するということである。

いずれにしてもリスクの背景を問題にしなければ中国における企業経営のリスクの特性、直面する問題の困難性を明らかにすることはできないといえる。ひるがえってアリババをはじめ中国企業のIPOがブームとなったが中国株の投資リスクの本質について十分な検討がおこなわれてきたとは思えない。

3. 影の部分とリスク—偽造品問題, 商標権侵害, 偽注文, 不透明な支配構造, 幹部の腐敗, 変わらぬ贈り物文化—

(1) 偽造品問題, 商標権侵害

偽注文とは次のような詐欺行為である。すなわち販売者が偽客を雇い、偽客は販売者から受け取った金を使って商品Aを注文する。販売者は注文を受け取ると単なる空箱を発送する。つぎに偽客は、「Aは最高」、「迅速、丁寧な発送」などといった褒め記事をアリババのEコマース・サイトに投稿する。そしてA商品が注目を浴びるまで上記注文と記事投稿を繰り返しおこなう行為である。これが後を絶たないゆえに管理者の刑事責任が問われる。

また主要な事件、不祥事のみについて略述すると次のとおりである。

- ・2011年アリババBtoB部門のイエン Yan Limin マネージャー逮捕, 懲役7年の事例。100人の職員が2300人以上の販売者と共謀して偽物を販売。
- ・2015年1月SAIC(国家工商行政管理総局)がアリババ職員の収賄, 偽造品売買の監督不十分などを内容とする白書を作成公表。そのため株価下落。アリババは反論し政府と対立。訴訟となれば同社にとってコストがかかるころであったが, まもなく当局が報告の趣旨を一部訂正し, その法的効力を自ら否定⁽⁸⁾。

- ・ロイターやウォールストリート・ジャーナルなど複数のメディアの報道によると、パリの前記の小売り大手ケリング（旧PPR）が米国でアリババ集団を提訴（既述）。オンライン決済サービス「アリペイ（支付宝）」も偽物販売のためにサービスを提供していると訴えられている。

これらは特殊なケースではなく偽物が普遍的になっている中国ビジネス文化を反映した事件であるといえる。それゆえ解決の道は遠い。アリババだけの問題ではないがアリババの責任も大きい。アリババの仲介する商品が多いだけに偽造品の商品も多種にわたる。なかには高級ブランド品の偽物が堂々と正価の30分の1ほどの価格で売られていることもある。サイト管理者の責任は免れない。

またアリペイ社の決済サービスも偽造品を販売する業者のために提供していることにもなり、そのオーナー経営者である馬雲の責任は免れない。さらにアリババの海外向け通販サイト「アリエクスプレス」AliExpressをつうじて海外へ偽造品が流出していることも大きな問題である。

ケリング以外からも訴訟を受けてアリババは知的財産権を守るために同社は多額の投資をし、サイトから偽ブランドを扱う店舗の閉鎖、商品のサイトからの削除に取り組んでいることを主張する一方、ブランド保護国際機関IACC, International Anti-Counterfeiting Coalitionに参加し硬軟両姿勢で応じている。

（単純でない偽造品駆逐）

ところで馬雲氏自身がメディアで偽物の何が悪いのかと発言し国際社会の輿感を買っている。これがアリババと馬氏の本音ではないかと思われる。中国国内では本物以外は買わない高収入層は一部で大多数の人は偽物と知っていて購入しているか無関心である。西欧中心の国際社会の偽造品に対する思想と中国のそれとは異なることが根底にある⁽⁹⁾。

中国政府もアリババに偽造品対策強化を要請するなど、表向きは取り組んでいるように見える。しかし問題は単純ではない。福建省をはじめ全国に偽物を生産する多数の事業者が存在する。偽造品は高級ブランドだけでなく多種多様の製品に広がっており、中国軽工業にビルトインされているとあってよい。その追跡は無秩序かつ重畳的なサプライチェーンを探索することを意味し政府にとって偽造品の追跡には多額の費用がかかるうえ、また取り締まりの強化と中小生産者の経営・雇用の維持の相反する政策のバランスも取らなければならない。ただ国際社会と対立することもできないので表向きは取組まなければならない。偽造品に厳しいのは西欧中心の西欧世界であり、中国をはじめ発展途上段階の国で今後も多くの人々が偽造品を購入するであろう。国際社会に偽造品を輸出するアリババと既存のブランド品企業の対立はそれゆえ今後も繰り返されるであろう。

(2) 不透明な支配構造と政治リスク

前節でアリババのパートナーシップの寡頭支配構造について紹介した。NYSE 新規上場の目論見書 FormF-1 の説明では 28 人のパートナーのうち人名がわかるのは数名だけである。会社組織の取締役、執行役員などの簡単な略歴と持株比率は公開されるのが西欧世界では一般であるが、アリババのパートナー集団は取締役以上の支配権限を有するにもかかわらず不明である。

そしてパートナーと権力者との関係が問題である。権力者とは下記のようにアリババに投資している既述の党高級幹部子弟の太子党や解放以前からの党高級幹部指導者の二代目の紅二代の面々である。

①太子党、紅二代の株式取得の意義

NY タイムズ 2014 年 7 月 21 日号記事によれば 2002 年以降、アリババに投資した中央政治局常務委員歴任者の子弟が 20 人以上である。江沢民元国家主席の孫、江志成 (Alvin Jiang) 氏が設立した「博裕ファン

ド」や、陳雲・元副総理の子息、陳元氏が15年間率いた「国開金融」(CDB キャピタル)、現中国共産党序列5位の劉雲山政治局常務委員の息子、劉楽飛氏や中国共産党の革命元勳、王震・大将の息子、王軍氏に關係する「中信資本」(シティック・キャピタル)などが投資している。他に温家宝の子息の天域資本も投資している⁽¹⁰⁾。

2012年、米ヤフーのアリババ持株をアリババが回収する際に、回収に要する76億ドルの資金を中国の最大の投資会社であるこれらのファンドから調達し、ファンドはその見返りにアリババ株を取得したのが取得に至った主要な経緯である。

その半分を融資した国開金融の三大株主は中国国務院、発展開発委員会、外貨基金投資有限会社である。前二者は中国政府機構、三番目の外貨基金投資有限会社は中国最大の官営金融企業のひとつである。一般に中国では民間企業が政府機関や政府系金融機関から融資を受けることは難しい。これだけでもアリババが並みの一般企業とちがう扱いを受けているということが出来る。いわゆる共産党指導者の二代目の紅二代と太子党がこれらのファンドの指導者であり出資者である。またアリババの株主になり、アリババのニューヨーク証券取引所(NYSE)の未公開株上場(IPO)により莫大な含み益をわずか2年で実現したことは特別な意味がある。

NYタイムズの報道に対して、アリババの馬雲氏は翌日の7月22日に、2012年に融資を受けずで返済したこと、また6月末現在の三ファンドの博友、中信、そして国開は、それぞれ0.5、1.1、0.47%のアリババ普通株を所有しているにすぎないことはすでに報道済みであること、またアリババ経営の背後に権力が存在するとする報道内容は憶測であり、また同社は「市場にのみ依拠する」こと、あわせてこれら三ファンドと「中投」、「淡馬錫」など一般会社は同一条件で株式取得の融資に参加したがアリババの執行経営層、取締役会そしてパートナーシップ中にいかなる役割も演じていないことを微博サイトで公表し強調した⁽¹¹⁾。いずれにしても馬氏のコメントからも、NYタイムズ

の報道内容が事実であり、またファンドとその指導者の面々が莫大な利益機会を有していたことが推論される。

なおヤフーから回収された持株と三ファンドの持株、両者の割合とその異動、また持株比率はファンド全体のそれであり太子党と紅二代の面々の個人持株数・比率は不明のままである。また問題は公表されている馬雲や蔡氏の持株比率を含むこうした数字が真実であれ虚偽であれ、また会社のパートナー、取締役、経営陣に直接参加していないとする馬氏の説明にもかかわらず紅二代、太子党の影響力や権力の存在を否定することにはならないということである。そもそも一般の中国人民が1%所有することと紅二代、太子党の面々が同じ1%所有することは同じでない。持株数、その比率は不明であるが少ないとしても中国においては権力は数字以上の重要な意味をもつことができると考えられる。

②行政との微妙な関係とリスク

彼らの潜在的な影響力が実際に経営に対して効果を発揮するのは行政権が行使される場合であるが、反対に経営が権力の庇護を失うと影響を受けるのも行政の裁量からである。すでに1節で指摘した偽造品販売上のアリババの責任を指摘した SAIC 国家工商層管理総局の白書も、NYSE 上場に影響がないように発表時期を遅らせたものだ。また発表後もわざわざ法的効力がないことを自ら公表する念のいったものでアリババに対する特別の配慮が伺われる。もう一つの事例を紹介する。

すなわちアリババが金融当局と交渉の過程で監督機関から受けた措置によるマイナスの影響についてである。2014年3月、人民銀行が支払い機関に対し個人の口座からのネット決済制限額を一ヶ月1000元、年累計1万元を超えることを不可とする《ネット支払い業務管理措置》を下達した。中国工商銀行、中国農業銀行、中国建設銀行は等しく支払い制限を実施し、アリババのネットオンラインサービスのアリペイ

の決済面などにまずその影響は現れた。アリババのマネーファンドの余額宝の購入金額が制限を受けるばかりか、アリペイをつうじて決済するネット購入と借入返済に影響が出た。アリペイだけでその取引額の78.6%に影響した⁽¹²⁾。

金融部門に新規参入したアリババと既存の国有金融機関とは利害が対立する面が多い。既存の国有金融機関は行政権力と密接な関係をもつ。したがってアリババが監督機関でもある人民銀行の行政措置から負の影響を受けるリスクも大きいということである。これは周近平政権になってからのことであるが、前政権時にアリペイにせよ余額宝にせよその開設に際し太子党や紅二代の庇護と金融行政に対するその影響力なしには実現できなかったと考えると、政権の交代により行政の運用とその裁量次第で経営に大きな影響を受けるということである。

4. むすびにかえて

国有企業中心の中国で民間企業アリババグループがIT技術を駆使し、国内中小企業をはじめ民間企業に国内外の市場を開発しその成長を支援してきたこと、また国内では消費中心の新しい経済発展の途の先導役を現在果たしていることは否定出来ない。ただ今後もインターネットの自由な発展が認められ、アリババの事業が社会的な信用を得なければアリババの革新も実らない。中国社会のさらなる改革開放と中国経済、そしてアリババの発展は無関係ではない。

同社は中国経済の高成長に陰りが見える現在、国内では新聞・映像部門などの買収、農村市場開発投資、そして独自OS開発などのネットサービス基盤への投資など、多角化のため戦略投資を進める一方、東南アジアの同業大手企業買収をはじめ国際化の歩みを進めている。ただその結果、アリババのサイトをつうじて偽造品が海外へ一層流出することになれば、国際社会との対立をより一層招くことになるだろう。

アリババの発展のための課題、ハードルはこれにとどまらない。新規分野に参入するには多くの許認可権限を有する政府、その有力者と

の関係を築かなければ不可能である。そこは中国独特の関係、贈り物が取引・交渉の前提となる文化と共産党政権により築かれた支配構造を受け入れることが前提の社会であり、それは権力との関係に透明性が要求される西欧社会と異なる対立する社会であり、国際化の途と矛盾する途である。

またアリババの会計手法について 2016 年 5 月に米 SEC が調査を開始。これまで公表された売上の集計方法についても関連資料の提出を求められている。粉飾の疑いもたれているからである。またアリババの経営幹部に米国外でも官僚への贈与や業者からの不正なコミッションの取得が摘発されることになれば米国腐敗防止法 FCPA (Foreign Corrupt Practices Act) の適用による莫大な制裁金も免れない。

いずれにしてもアリババの NYSE 上場はその成功を象徴する西欧世界への登竜門であると同時に諸刃の剣である。NYSE 上場直前に米国議会 USSC でアリババ株の投資リスクが問題になったように、再び議会や米 SEC や連邦取引委員会 FTC などの政府機関、そして司法機関の政策や判断次第でアリババの国内経営の経営実体や姿勢が今後問われ国際問題になる可能性を否定できない⁽¹³⁾。

注

- (1) ref.13.AGHL
- (2) *ibid.*, partnership
- (3) *ibid.*, directors
- (4) *ibid.*, related party transactions
- (5) *ibid.*, Principal and Selling Shareholders
- (6) *ibid.*, our history and structure
- (7) ref15.
- (8) 中文 4,7.
- (9) 中文 2,3.
- (10) ref.14, 中文 1.
- (11) 中文 9.
- (12) 中文 10.
- (13) ref.15.

Reference:

1. Shai Oster “Alibaba Clash Spotlights China Political Risk for Business”
www.bloomberg.com/2015/01/29
2. Minxin Pei “Alibaba, Qualcomm, JPMorgan: China is no country for the fainthearted business”
fortune.com/2015/02/20
3. Frank Stroker “How Does Corruption Affect the Alibaba IPO?”
www.cipe.org/2014/05/14
4. C.Custer “China’s Alibaba says zero tolerance on graft”
phys.org › Technology › Business.2012/07/06
5. “Former Alibaba Exec Sentenced to 7 Years for Corruption”
<https://www.techinasia.com/2013/08/08>
6. Tom Risen “Chinese Businesses Like Alibaba Face Trust Gap”
www.usnews.com/.2014/05/16
7. Sun Zhe “Alibaba and the Online Thieves”
www.newschinamag.com/May 2011
8. “China e-commerce watchdog and Alibaba face off over fake goods”
<http://english.sina.com/business/2015/0128/777914.html.2015/01/29>
9. “In the news: GSK accused of corruption, Alibaba registers a film company and State Grid invests in hi-tech power networks”
www.chinalawandpractice.com/2014/05/16
10. “Shareholders suing Alibaba face high bar to prove fraud”
blogs.reuters.com/.2015/02/04
11. Victoria Conroy “Alibaba unveils facial recognition payment tech”
www.paymentscardsandmobile.com/2015/03/17
12. Tyler Durden “Is China Starting To Crackdown On Alibaba’s “Illegal Operations”?”
www.zerohedge.com/2015/01/27
13. See about Form F-1 REGISTRATION STATEMENT of SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION Washington, D.C. 20549
<http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1577552/000119312514184994/d709111df1.htm>
14. Michael Forsythe “Alibaba’s I.P.O. Could Be a Bonanza for the Scions of Chinese Leaders”
<http://dealbook.nytimes.com/2014/07/20>
15. U.S.-China Economic and Security Review Commission “The Risks of China’s Internet Companies on U.S. Stock Exchanges”
July 18,2014 (Adobe PDF)

中文：

1. 「阿里巴巴上市背後的「紅二代」贏家」- 纽约时报中文网国际纵览
cn.nytimes.com/business/20140721/c21alibaba/zh-hant/
2. 「马云：有的假货质量比正品好」
2016年6月15日 www.ftchinese.com/story/001068013
3. 「国际反假联盟取消阿里巴巴会员资格：假货太多」- 网易科技报道
2016年5月14日 tech.163.com/16/0514/
4. 「国家工商总局披露对阿里巴巴行政指导白皮书」- 新华网
2015年1月28日 -news.xinhuanet.com/tec.
5. 「工商总局发白皮书：直指阿里巴巴5大问题」
2015年1月28日 business.sohu.com/2015.
6. 「阿里巴巴回击中国工商总局」- FT 中文网
2015年1月30日 www.ftchinese.com/story
7. 「工商总局局长见马云白皮书深夜被判无效」- 新华网
2015年1月31日 -news.xinhuanet.com/yuqing
8. 「国家工商总局表态“白皮书不是白皮书”，全国网民笑了怒.... 纪委书记任职表态发言」
2015年1月30日 www.aihuau.com/a/25101011/58357.html
9. 「马云携阿里反驳“背景论”：我们唯一的背景只有市场」前瞻网
2014年7月22日 -www.qianzhan.com/indyn.
10. 「阿里巴巴遭遇“背景论”」
2014年07月24日：新京报 -epaper.bjnews.com.cn/html/

以上

日本の Democratic Capital と 所得との相互関係に関する研究

坂 井 吉 良
坂 本 直 樹

1. 序
2. Democratic Capital
3. 日本の Democratic Capital
4. 民主主義と市場の相互依存モデル
5. 実証分析
6. むすび

1. 序

民主主義と所得との関係に関しては、Lipset (1959) や Barro (1966)、(1967)、(1999) の先駆的な研究をはじめとして、豊富な研究蓄積がなされてきた。その多くの実証分析結果は、民主主義と所得とが正の相関関係にあることを明らかにしている。しかし、その因果関係については、明確な結論を得るに至ってはいない。すなわち、所得が民主主義に与える効果と、民主主義が所得に与える効果を識別することは、現在も困難なテーマとなっている⁽¹⁾。その理由として、まず、両変数に同時に影響を与える諸要因をコントロールすることが困難であることがあげられる。また、豊かさの指標である所得とは異なり、現在の民主主義指標は、人民の選好に基づく、人民のための政治が、人民によって実現しているか、どうかの状態を的確に把握しているとは言い

難しい。そして、現代の社会科学は、民主主義（政治）と市場（経済）との相互関係を解明する説得的な分析枠組をもっていない。さらに、「民主主義と非民主主義国は、多くの制度と政策、歴史、文化的な観点において異なっているために、国家間の回帰は、民主主義の成長に与える因果関係を解明する実証分析として、説得的ではないと考えられる」（Acemoglu (2014)、(2015))、等があげられる。

本研究は、時系列的に変化する民主主義指標を構築し、その民主主義指標に基づいて蓄積される日本の民主主義の資本 Democratic Capital (以下 *DK*) を推定し、その *DK* が、物的資本や人的資本と同様に、生産性の上昇に寄与するモデルを構築する。一方、この *DK* は、所得（生産性）に依存して蓄積されるモデルを考える。すなわち、本稿では、民主主義の強固さを表す指標である *DK* は、各国の民主主義の歴史や制度、政策及び文化を反映しているものと考えられるが、所得（豊かさ）にも依存しているものと仮定する。この仮定は、生産要素需要が要素価格とともに、生産水準に応じて決定されていることに基づいている。このように本稿は、民主主義の代理指標である *DK* と、市場の代表的指標である所得とが、相互依存関係にある民主主義のモデルを構築し、民主主義（政治）と所得（経済）との因果関係を解明することを目的としている。

第2節では、*DK* と他の資本ストックとを簡単に対比し、Persson and Tabellini (2006), (2008), (2009) の *DK* について紹介する。本稿の *DK* は、「民主主義について、市民および社会が理解している蓄積量」である。言い換えると、人々や社会が自国と諸外国の民主主義や非民主主義という、歴史的事実に基づく経験や教育を通して得られる民主主義に関する知識の蓄積量である⁽²⁾。この *DK* は、Hall and Jones (1999) の社会的基礎資本 social infrastructure と同様に所得（生産性）を上昇させるだけでなく、毎年蓄積されるとともに減価し、さらには毀損するという特徴を踏まえて、各年の民主主義の状態に基づいて構築される。第3節では、まず、Seabright (1996) の Accountability の定

義に基づいて、民主主義の質の微細な変動を捉えるべく、時系列的に変化する民主主義指標を構築する。本稿の Accountability は、完全に有権者の意向によって政権が選択されるならば、Seabright の意味での Accountability が最も高く、逆に有権者の意向を無視して政権が選択されるならば、Seabright の意味での Accountability は最も低いということの意味する。このように、Seabright の意味での Accountability は、「国民の選好に基づいた、国民のための政策」という、民主主義の理念が反映されており、民主主義の代理指標として相応しい性質を持っていると考えられる。そして、政治意識調査データの内閣支持率と政党支持率等のデータを利用して、民主主義指標を構築し、その指標に基づき日本の *DK* を推定する。この *DK* は減価率に依存していることから、4つの *DK* を推定し、代表的経済データである GDP との関係について考察する。第4節では、民主主義と市場の相互依存モデルを構築し、その民主主義のモデルに基づき、民主主義が所得に与える効果と、所得が民主主義に与える効果について考察する。第5節では、1961年～2013年の日本のデータを利用した実証分析結果を提示する。その主要な結果は、*DK* の蓄積が所得を上昇させるとともに、所得の上昇が *DK* の蓄積を促進させるというものであった。しかし、このようなメカニズムは普遍的ではなく、時代背景によって好循環が崩壊する可能性のあることが示された。特に、90年代以降の日本経済の長期停滞の背景要因には、経済的要因や経済政策だけでなく、政治的要因も含まれることが示唆された。そして、最後に要約と課題について述べる。

2. Democratic Capital

労働や土地だけでなく、生産された生産手段である資本を含めた生産要素の賦存量は、経済構造や経済発展の制約条件になっている。それゆえに、それらの賦存量は、財・サービスの生産方法と生産量を決定し、社会の豊かさを決定している。同様に、Persson and Tabellini (2006), (2008), (2009) に基づく、「民主主義について、市民および社会

が理解している蓄積量」である民主主義の資本 Democratic Capital は、人々の意思決定と政府の形態に影響を与えているとともに、資源配分や経済成長に、直接または間接的に影響を与えていることが予想される。このように経済的資源の賦存量とともに、民主主義の市民と社会的な資産のストックである *DK* の賦存量も、政治的安定だけでなく、経済安定や経済成長に影響を与えていることが考えられる。そして、「政府の価値ある形態の一つとしての民主主義に関する人々の共通な理解は、一夜で、または真空状態においてではなく、Democratic Capital という市民および社会的な資産であるストックの緩やかな蓄積を通して生まれている」(Persson and Tabellini (2009),p.89)。すなわち、*DK* は、長期間にわたって、少しずつ蓄積される社会的資本のひとつであり、ある期間における蓄積とともに過去からの蓄積量が、政治・経済、そして社会に直接的・間接的に影響を与えている。したがって、民主主義国においては、物的・人的資本と同様に、*DK* も毎年蓄積されており、その蓄積量は、民主主義と市場とをリンクさせるキーとなっている変数と考えられる⁽³⁾。

Hall and Jones (1999) は、社会的基礎資本 social infrastructure が、労働者生産性で測る世界各国間の長期的な経済パフォーマンスの格差の大部分を説明していることを明らかにした。彼らは世界各国のクロスセクションデータから、社会的基礎資本が物的・人的資本の蓄積を促進し、それによって高い生産性を備えた生産要素を確保することにより、高い労働生産性、すなわち、良好な経済的パフォーマンスを実現するというメカニズムを明らかにした。社会的基礎資本とは、個人が熟練を蓄積し、企業が資本蓄積をし、産出を生み出す経済環境を決定する制度や政府の政策を意味している (p.84)。彼らは労働生産性の格差が、社会的基礎資本の代理変数である2つの政策によって説明できることを明らかにした。一つは *GADP* という反転用政策 anti-diversion policy であり、もう一つは国際貿易の開放政策である。

Hall and Jones (1999) は、政府は生産性を上昇させる側面 (法と秩序

や官僚の質)と社会の所得を流用してしまう側面(転用政策:汚職、収容のリスク、契約破棄)とを区別し、この5つの変数の加重平均から、*GADP*という反転用政策 anti-diversion policy という指標を作成し、生産性を改善するひとつの社会資本を作成している。このように、かれらの社会的基礎資本は、生産性を促進する要因と生産性を悪化させる要因とが含まれており、資本が蓄積される側面と、資本が毀損する側面の両者を考慮した社会資本と考えられる⁽⁴⁾。

また、社会的関係資本 Social Capitalによる社会の相互依存関係を解明する分析概念がある。「社会的関係資本は市場を通さない外部性を伴うものであり」、その定義のひとつは、「社会における信頼・規範・ネットワーク」を含んでおり、…、人やグループ間の絆を意味している(稲葉(2011)、pp.2-3.)。この社会関係資本は、経済的側面よりもむしろ、家族・友人・地域社会など、経済的利害関係ではない、人的な絆を強調する幅広い社会的資本の概念と考えることができる。また、「社会における信頼・規範・ネットワーク」は、公共財・私的財・クラブ財の3つに分類できる(p.4)、と説明している。この定義によれば、マクロ経済的には、社会関係資本は混合的な資本財と考えられる⁽⁵⁾。このように社会的関係資本も、経済活動との結びつきを排除したものではないと思われるが、本稿の*DK*との大きな相違は、さまざまな社会的側面の包含とその蓄積に関する視点である。社会的関係資本は社会的側面を重要視している。一方、*DK*は政治的側面とその蓄積、そして、所得(生産性)に対する寄与を重要視している。

機械設備、工場、輸送機器等の物的資本や、教育と経験によって蓄積される知識と熟練である人的資本をはじめとして、あらゆる資本は、社会の生産性を高め、経済的豊かさの実現に寄与してきた。そして、同時に資本は、本源的生産要素である労働や土地とは異なり、すべて生産された生産要素であり、蓄積されるとともに減価するという特徴をもっている。さらに、資本は、自然災害、事故や戦争、そして、革命や政変という政治体制の変化によっても毀損する可能性があるとい

う、特徴もあわせもっている。特に、資本 Capital は、現在よりも未来を意識した意思決定に基づいており、資本の蓄積（投資）によって、将来所得が増加することを期待している⁽⁶⁾。このように資本は、豊かさへの寄与、蓄積と減価、および毀損という4つの特徴がある。本稿ではこれらの特徴を前提として、 DK を定義し、日本の DK を推定する。まず、民主主義の歴史が DK_t を蓄積させるという、Persson and Tabellini (2006), (2008), (2009) の簡単なモデルを紹介する。

第 t 期から τ 期前の第 $t-\tau$ 期について考える ($\tau=0, \dots, t_0$)。第 $t-\tau$ 期における民主主義の水準を $d_{t-\tau}$ とし、それは第 $t-\tau$ 期が民主主義体制であるならば1、そうでなければ0をとる二値変数であるとする。このとき、第 $t-\tau$ 期における DK を $z_{t-\tau}$ とすれば、それは第 $t-\tau$ 期における民主主義の水準 $d_{t-\tau}$ と、その前の期（第 $t-\tau-1$ 期）までに蓄積された $DK(z_{t-\tau-1})$ の残存分との和として次式のように表されたとする。ただし、 δ は DK の蓄積率である（減価率は $1-\delta$ である）。

$$(1) \quad z_{t-\tau} = d_{t-\tau} + \delta z_{t-\tau-1}, \quad \tau=0, \dots, t_0$$

$z_{t-t_0} = 0$ とし、(1)式を解けば次式が得られる。

$$(2) \quad z_{t-\tau} = d_{t-\tau} + \delta d_{t-\tau-1} + \delta^2 d_{t-\tau-2} + \dots + \delta^{t_0} d_{t-t_0}, \quad \tau=0, \dots, t_0$$

したがって、 $\tau=0$ のとき、すなわち、第 t 期における DK は、次式のようになる。

$$(3) \quad z_t = d_t + \delta d_{t-1} + \delta^2 d_{t-2} + \dots + \delta^{t_0} d_{t-t_0}$$

ところで、 z_t は、 $t_0 = \infty$ 、かつ、 $d_t = \dots = d_{t-t_0} = 1$ のとき、最大値 $1/(1-\delta)$ をとる。そこで、以下では、 z_t を $1/(1-\delta)$ で除した値を第 t 期における DK_t として以下のように定義する。

$$(4) \quad DK_t = (1-\delta)z_t$$

(4)式は、最小値0、最大値1をとる。いま、第 $t-t_0$ 期から第

$t-n-1$ 期まで独裁体制で、第 $t-n$ 期から民主主義体制になった場合、 DK_t は次式となる。

$$(5) \quad DK_t = (1-\delta)(1+\delta+\delta^2+\dots+\delta^n) = 1-\delta^{n+1}$$

したがって、民主主義体制の期間 n が長いほど、 DK_t は最大値 1 に近づくことがわかる。このように、Persson and Tabellini (2006), (2008), (2009) の DK は、蓄積率 δ (減価率 $1-\delta$) に依存して、民主主義の歴史とともに蓄積されており、民主主義の歴史的経験の蓄積量、言い換えれば、歴史的経験値として推定することができる。

3. 日本の Democratic Capital

前節では、Persson and Tabellini (2008) および (2009) により定義された DK を紹介した。それは、民主主義体制の期間が長いほど、最大値である 1 に近づいた。しかし、この定義により戦後日本の DK を測定すると、戦後日本は民主主義体制下にあるため、民主主義の水準は每期 1 をとり、 DK も 1 をとることになる。また、各期の民主主義の水準として、国際機関が提供する Polity IV などの民主主義指標を最大値が 1 になるように変換して用いるにしても、日本は常に各指標の最大値をとるため、 DK も常に最大値 1 をとることになる。したがって、 DK は時系列的に変動せず、その日本経済への影響や、その逆の日本経済の変動に伴う民主主義への影響を分析することはできない。

DK の時系列的な変動を捉えるためには、民主主義体制であるか否かという二値変数によって民主主義の水準を表現するのではなく、民主主義の質の微細な変動を捉えることができる連続変数によって民主主義の水準を表現することが必要となる。本稿では、こうした民主主義の質の微細な変動を捉えるべく、Seabright (1996) の accountability の概念を用いることにした。Seabright (1996) は中央集権と地方分権を比較するために自らが定義した accountability の概念を用いている。ここでいう accountability の低下とは、「ある所与の地域の厚生水準が政

府の再選を決定できる確率の低下」であると定義されている。この定義について横松・高木（2005）は、「政府の行った政策に応じてある地域がどの程度の支配力を持って再選の可否を決定できるかを表す尺度」という解釈を与えている。また、堀場（2008）は、Seabright（1996）の accountability に言及し、それは「政府の遂行した政策に関し、自身の判断にしたがって、選挙の際に政府を再選するか再選させないかを住民が選択できる確率」であるとしている。

Seabright（1996）の accountability は、政府の政策によってある地域の厚生水準が低いような場合に、そうした地域の厚生水準に基づき、どれだけ政府の再選の可否が決定されるかを表しているといえる。Seabright（1996）は中央集権と地方分権との比較に関心があったため、地域がどれだけ政府の再選に影響を及ぼすことができるかにより accountability を定義しているが、Seabright における「地域」を「個人」に置き換えて、地域レベルではなく個人レベルないしは国民レベルから accountability を定義してもよいと考えられる。

そこで、本稿では、国民の選好がどれだけ政府の再選に影響を及ぼすことができるかを表す尺度として accountability を定義し、これを民主主義の水準の代理変数として用いる。具体的には、Sakamoto & Takimoto（2015）に基づき、以下で述べる政権政党支持と内閣支持の分布の距離により、accountability を定義する。

第 $t-\tau$ 期における政権政党支持と内閣支持の分布を考える。第 $t-\tau$ 期における政権政党支持は、「支持する」、「支持しない」、「わからない」からなる。それぞれが有権者全体に占める割合の分布を $p_{t-\tau} = (p_{t-\tau}^1, p_{t-\tau}^2, p_{t-\tau}^3)$ のようにベクトルで表記する。同様に、第 $t-\tau$ 期における内閣支持は、「支持する」、「支持しない」、「わからない」からなる。それぞれが有権者全体に占める割合の分布を $c_{t-\tau} = (c_{t-\tau}^1, c_{t-\tau}^2, c_{t-\tau}^3)$ のようにベクトルで表記する。これらの表記に基づき、 $p_{t-\tau}$ と $c_{t-\tau}$ の距離を次式で定義する。

$$(6) \quad |p_t - c_t| = \sqrt{(p_{t-\tau}^1 - c_{t-\tau}^1)^2 + (p_{t-\tau}^2 - c_{t-\tau}^2)^2 + (p_{t-\tau}^3 - c_{t-\tau}^3)^2}$$

$p_{t-\tau}$ と $c_{t-\tau}$ は各々、ベクトルの要素が非負であり、ベクトルの要素の和が1となることに注意すれば、(6)式の最大値が $\sqrt{2}$ であることが容易にわかる。また、 $p_{t-\tau} = c_{t-\tau}$ のとき、(6)式は最小値0をとる⁽⁷⁾。以上に基づき、本稿では、最大値が1、最小値が0となるように、民主主義の水準の代理変数とする accountability を次式で定義する。

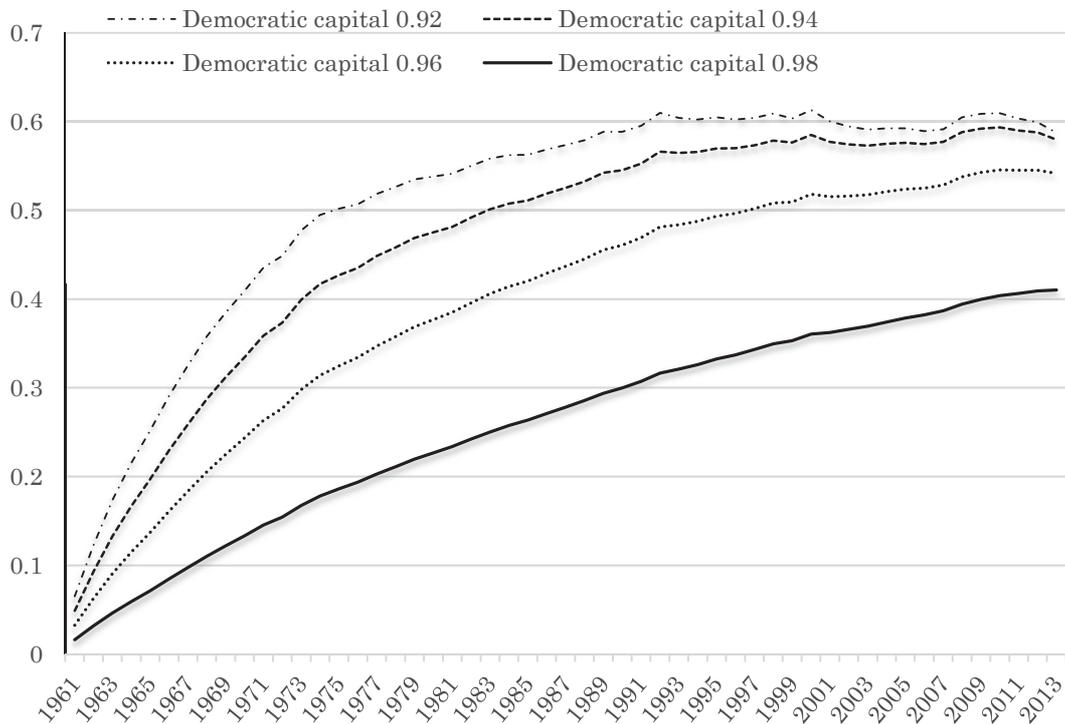
$$(7) \quad d_{t-\tau} = 1 - \frac{|p_{t-\tau} - c_{t-\tau}|}{\sqrt{2}}, \quad \tau = 0, \dots, t_0$$

(7)式の定義によれば、accountability、すなわち、民主主義の水準は、政権政党支持と内閣支持の分布の距離 $|p_{t-\tau} - c_{t-\tau}|$ が大きいほど低い。例えば、政権政党支持と内閣支持の分布が乖離していて、政権政党支持率よりも内閣支持率が高い場合、有権者は支持政党が多数派を構成できないため、消極的に内閣を支持していると考えられる。あるいは、いわゆるポピュリズムに訴える内閣が政権政党支持率を超える内閣支持率を引き出しているとも考えられる。前者は、支持率の低い政党によって内閣を構成せざるを得ないため、国民の選好が政府の再選に対して十分に影響を及ぼすことができず、accountability が低くなっているケースであり、後者は、accountability に対してポピュリズムが妨げになっているケースであると解釈することができる。

また、あまり多くはないと考えられるが、内閣支持率が政権政党支持率よりも低い場合もあり得る。この解釈としては、政権政党によって構成された内閣の政権運営能力が低く、支持が集まらないといった状況が考えられる。国民の支持する政権政党が掲げた公約が内閣によって実現されなければ、内閣支持率は政権政党支持率よりも低くなることが予想される。これは、内閣の政権運営能力の低さが妨げとなり、国民が政府の再選に影響を及ぼすことができず、accountability が低くなっているケースであると解釈することができる。

DK_t は (7) 式を (3) 及び (4) 式に代入することにより求めるこ

図1 日本の Democratic Capital



注1 DK0.92は、減価率8%、DK0.94は、同6%、DK0.96は、同4%、DK0.98は、同2%のDemocratic CapitalのDK。

とができる。図1は、蓄積率として92%（減価率は8%）、94%（同は6%）、96%（同は4%）、98%（同は2%）の4つのケースを考え、日本の各年のDKを図示している。政権政党支持や内閣支持に関するデータには、時事通信社の「時事世論調査データ」を用いた⁽⁸⁾。政権政党支持率や内閣支持率は、政治家の不祥事、内閣の改造、政権政党の交代といった政治状況や、景気変動、財政状況、経済政策といった経済状況によって変化する。図1は、このような変化に対応して、日本のDKが、時系列的に変化していることが示されている。図1において特徴的であることは、バブル崩壊後、減価率が高いほど、DKが単調に増加するのではなく、増減していることである。これは、バブル崩壊後、accountabilityが低く、DKの減価や毀損を上回るDKの蓄積がなされていない状況を表していると考えられる。

表1は、5つの日本のDKと実質GDP (rgdpc) との相関係数であ

表1 DKとGDPの相関係数

変数	DK1dot	DK1	DK1dot2	DK192	DK1dot4	DK194	DK1dot6	DK196	DK1dot8	DK198	rgdpdot	rgdpf	
DK1dot	1	-0.0604	-0.0157	0.0749	-0.0262	0.0700	-0.0351	0.0636	-0.0423	0.0554	-0.0407	0.0830	
		0.6768	0.9137	0.6053	0.8566	0.6290	0.8090	0.6608	0.7707	0.7022	0.7789	0.5707	
DK1	-0.0604	1	0.2991	-0.5941	0.3051	-0.6107	0.3100	-0.6146	0.3131	-0.6055	0.5038	-0.5600	
		0.6768		0.0349	<.0001	0.0312	<.0001	0.0285	<.0001	0.0268	<.0001	0.0002	<.0001
DK1dot2	-0.0157	0.2991	1	-0.8147	0.9998	-0.7580	0.9993	-0.6915	0.9987	-0.6192	0.4474	-0.5822	
		0.9137		0.0349		<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	0.0011	<.0001
DK192	0.0749	-0.5941	-0.8147	1	-0.8233	0.9895	-0.8297	0.9563	-0.8338	0.9007	-0.7372	0.8681	
		0.6053	<.0001	<.0001		<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	
DK1dot4	-0.0262	0.3051	0.9998	-0.8233	1	-0.7684	0.9999	-0.7034	0.9995	-0.6323	0.4586	-0.5959	
		0.8566	0.0312	<.0001	<.0001		<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	0.0008	<.0001	
DK194	0.0700	-0.6107	-0.7580	0.9895	-0.7684	1	-0.7764	0.9884	-0.7815	0.9530	-0.7753	0.9283	
		0.629	<.0001	<.0001	<.0001		<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	
DK1dot6	-0.0351	0.3100	0.9993	-0.8297	0.9999	-0.7764	1	-0.7128	0.9999	-0.6427	0.4675	-0.6067	
		0.809	0.0285	<.0001	<.0001	<.0001		<.0001	<.0001	<.0001	0.0006	<.0001	
DK196	0.0636	-0.6146	-0.6915	0.9563	-0.7034	0.9884	-0.7128	1	-0.7187	0.9878	-0.7925	0.9718	
		0.6608	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001		<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	
DK1dot8	-0.0423	0.3131	0.9987	-0.8338	0.9995	-0.7815	0.9999	-0.7187	1	-0.6494	0.4733	-0.6138	
		0.7707	0.0268	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001		<.0001	0.0005	<.0001	
DK198	0.0554	-0.6055	-0.6192	0.9007	-0.6323	0.9530	-0.6427	0.9878	-0.6494	1	-0.7895	0.9924	
		0.7022	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001		<.0001	<.0001	
rgdpdot	-0.0407	0.5038	0.4474	-0.7372	0.4586	-0.7753	0.4675	-0.7925	0.4733	-0.7895	1	-0.7629	
		0.7789	0.0002	0.0011	<.0001	0.0008	<.0001	0.0006	<.0001	0.0005	<.0001	<.0001	
rgdpf	0.0830	-0.5600	-0.5822	0.8681	-0.5959	0.9283	-0.6067	0.9718	-0.6138	0.9924	-0.7629	1	
		0.5707	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001		

注1 データは、1961年度～2013年度、上段はPearsonの相関係数、下段はp値。

注2 DK1は各年の民主主義指標 d_t 、DK192は、減価率8%、DK194は、同6%、DK196は、同4%、DK198は、同2%のDemocratic CapitalのDK。

注3 dotは対前年度成長率である。実質GDPは平成17年基準。

る⁽⁹⁾。DKの上昇率(dot)とGDP成長率(dot)との相関係数も示している。後者のDKの上昇率とGDP成長率との相関係数は小さく、両者の相関関係は弱いものと予想される。前者の、相関関係は、減価率が低くなるにともなって、相関係数が高くなっている。すなわち、減価率が2%のDKと実質GDPとの相関係数は、0.99であり、4%は0.97、6%は0.93、8%では0.87である。

物的・人的資本が、生産性の代表的ストックであるように、この相関係数の推定値は、日本のDKも、生産性(所得)に与える蓄積量と考

えることができる。そこで以下では、この DK と実質 GDP の相互依存関係のモデルを構築し、日本の民主主義と市場経済との相互依存関係についての実証分析を試みる。

4. 民主主義と市場の相互依存モデル

政治経済学は、民主主義（政治）と市場（経済）とが、相互依存関係にあることを前提としているが、民主主義のモデルと市場のモデルの2つを統合した分析枠組は、不完全である。それゆえに、所得と民主主義との相互依存関係のメカニズムを解明することが困難となっている。その理由として、「人民による人民のための統治」(Acemoglu (2006),p.17)、や「人民の選好に従った統治」(Lijphart (1999),p.4) である民主主義を検証可能なモデルとして構築することが困難となっている。また、「政治市場は経済市場よりも非効率である。ここでの「非効率」ということの意味は、公式・非公式な制度が、それを含意するインセンティブ構造を非常に不完全な仕方ではしか具現化できないということである」(North (1990), p.106)。本稿における DK は、他の物的・人的資本と同様に、一層、生産性を上昇させるために投資する、というインセンティブが内包されている。そして、民主主義の状態を把握し、実証可能な民主主義と市場の相互依存モデルを構築する。

本節では、民主主義と市場の相互関係を解明する簡単な検証可能なモデルを構築する。まず、マクロの t 期の生産関数は、物的資本、民主主義の資本、人的資本の3つの生産要素の関数であり、次式の実証可能な Cobb-Douglas 型関数を仮定する。

$$(8) \quad Y_t = K_t^\alpha (DK_t H_t)^{1-\alpha}$$

Y_t, K_t, DK_t, H_t は、それぞれ GDP、物的資本、民主主義の資本、人的資本であり、 α は技術パラメータである。そして、人的資本 H_t は次式で表わされる。

$$(9) \quad H_t = e^{\phi(E_t)} L_t$$

L_t は労働者数、労働者1人当たりの人的資本 $h_t = e^{\phi(E_t)}$ は、教育 E_t の関数である。(8)式を労働者1人当たりの所得 $y_t = Y_t/L_t$ で表すならば、生産関数は次式となる。

$$(10) \quad Y_t = \left[\frac{K_t}{Y_t} \right]^{1-\alpha} h_t DK_t$$

この式は生産性（労働者1人当たりの所得）が、資本係数 K_t/Y_t 、1人当たりの人的資本 h_t 、民主主義の資本 DK_t の3つ資本要因によって決定されていることを表している。特に、この生産関数は、豊かさが物的資本や人的資本だけでなく、民主主義の資本 DK に依存していることを示している。そして、その DK の蓄積のインセンティブは、豊かさの実現にあることを表している。

第2節において、民主主義における DK_t の蓄積は、 t 期の民主主義の状態 d_t に依存していることを示した。それは、その期の民主主義が、民意を反映しているかどうかであり、国民の選好に基づき、国民のための政策が実行されているかに依存している。それは、政府の形態、選挙制度、官僚の質、さらには、政府のガバナンスに影響を与える様々な要因があげられる。その最も重要な要因が accountability で表される民主主義の状況 d_t である。

この d_t 以外で、 DK_t に影響を与える最も大きな要因は、現在の所得水準である。生産要素は、他の生産要素と代替・補完関係にある。したがって、 DK_t は、 DK_t の価格とともに、他の生産要素価格である利子率や賃金に依存している。本稿では、この生産要素価格を所与として、生産水準に依存して生産要素量が決定されているものと仮定する。したがって、1人当たりの所得 y_t は、 DK_t の蓄積に決定的な影響を与えていることを予想するものである。この仮定は、Lipset (1959) の仮説と整合的であるが、本稿の1人当たりの所得 y_t が、 DK_t の蓄積を促進する背景要因は、所得水準にともなう生産要素に対する需要に基づ

いている。このように1人当たりの所得 y_t は、 DK_t の蓄積を促進し、そして、その DK_t の蓄積は、1人当たりの所得 y_t を上昇させるという、市場と民主主義の相互依存関係が、本研究のキーである。

また、生産関数の技術的な代替・補完関係は、 DK_t の蓄積に大きな影響を与える。Hall and Jones (1999) や Persson and Tabellini (2009) の研究が示すように、物的・人的資本だけでなく、生産性を上昇させる社会的資本は、国内の経済的・政治的要因以外に、外国の経済的・政治的要因にも依存している。特に、グローバル化は、国内の経済的・政治的要因に影響を及ぼしている。Hall and Jones (1999) は、社会的基礎資本に影響を与える要因の一つにグローバル化をあげている。また、Persson and Tabellini (2009) は、 DK を国内と外国の DK に分けて、外国の DK が政治制度に影響を及ぼしている実証分析を示している（しかし、この外国の DK の国内の経済成長への直接的影響は確認されていない (p.123)。このグローバル化は、労働と物的・人的資本との間に、代替関係を引き起こすことが予想されるが（坂井 (2016)）、本稿のモデルは、補完関係を前提としている。

このような DK_t に与える要因として、民主主義の状況 d_t 、1人当たりの所得 y_t 、そしてグローバル化 X_t の3つの要因に依存しているものとして、以下の関数を仮定する。いずれの要因も DK_t の蓄積を促進させるという、 DK_t と正の関係を仮定している。

$$(11) \quad DK_t = z_t(d_t, y_t, X_t)$$

以上の市場と民主主義の相互依存モデルと前節の日本の民主主義指標 d_t と民主主義の資本 DK_t の推定結果に基づく、本稿の計量モデルは以下で表される。

$$(12) \quad \log y_t = \lambda + \beta \log DK_t + \gamma \log k_t + \delta \log h_t + e_t$$

$$(13) \quad \log DK_t = \eta + \theta \log y_t + \mu \log X_t + v_t$$

なお、 $k_t = K_t/Y_t$ であり、 e_t は v_t は誤差項である。また、グローバリゼーションの係数 μ も含めて、すべての係数を正と予想している⁽¹⁰⁾。

(12) と (13) 式から、 $\log y_t$ と $\log DK_t$ の誘導形方程式は、以下となる。

$$(14) \quad \log y_t = \frac{\lambda + \beta\eta}{1 - \beta\theta} + \frac{\gamma}{1 - \beta\theta} \log k_t + \frac{\delta}{1 - \beta\theta} \log h_t + \frac{\beta\mu}{1 - \beta\theta} \log X_t + \frac{\beta v_t + e_t}{1 - \beta\theta}$$

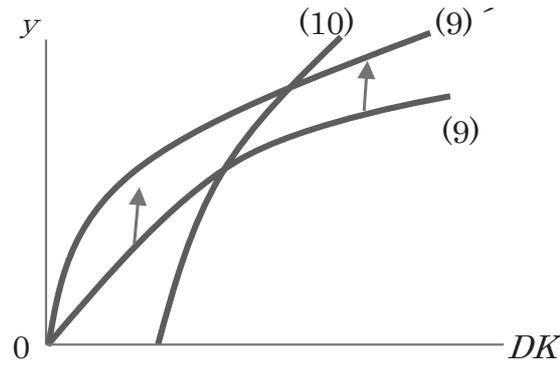
$$(15) \quad \log DK_t = \frac{\eta + \theta\lambda}{1 - \beta\theta} + \frac{\theta\gamma}{1 - \beta\theta} \log k_t + \frac{\theta\delta}{1 - \beta\theta} \log h_t + \frac{\mu}{1 - \beta\theta} \log X_t + \frac{\theta e_t + v_t}{1 - \beta\theta}$$

β と θ が 1 以下であるならば、 $(1 - \beta\theta) > 0$ であり、誘導形の係数はすべて正である。すなわち、われわれのモデルは、所得は DK に正の効果と、 DK は所得に正の効果を与えるだけでなく、人的資本や物的資本、さらに、グローバリゼーションは、すべて所得と DK に正の効果を与えることを仮定している。このことは、所得の増加が、民主主義の資本 DK を蓄積させ、その民主主義の資本 DK の蓄積は、所得を増加させるという、市場と民主主義の好循環を予想させるモデルとなっている。

図 2 は、物的資本係数 k や人的資本 h の増加が、所得 y を増加させるとともに、民主主義の資本 DK を増加させるメカニズムである。図 2 の原点を通る曲線は、生産関数である (10) 式の図示である。また、横軸を横切る曲線は、 DK に対する需要である (11) 式を図示している。両曲線の勾配の関係は、 $\beta < 1/\theta$ が仮定されている。そして、この両曲線の交点が、市場と民主主義の相互作用の結果として実現する所得 y 民主主義の資本 DK の組み合わせである。図 2 は、 k や h の増加による生産関数の上方へのシフトが、所得 y と民主主義の資本 DK の両者を増加させることを示している。

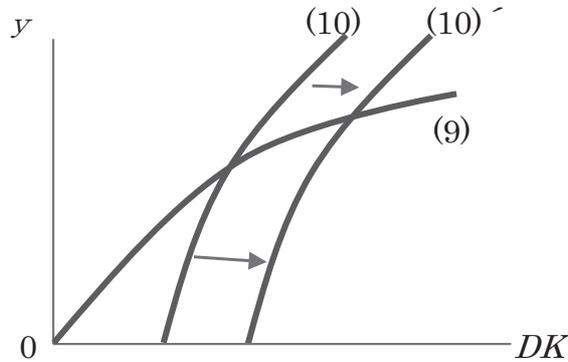
また、図 3 はグローバリゼーション X の増加が、 DK を増加させるとともに、所得 y を増加させるメカニズムが示されている。図 3 の民主主義の資本 DK の需要が増加し、 DK に対する需要曲線を右にシフトさせ、民主主義の資本 DK の増加と所得 y のどちらも増加すること

図2 k と h の所得と民主主義に与える効果



注：仮定： $1/\theta > \beta$

図3 X の所得と民主主義に与える効果



注：仮定： $1/\theta > \beta$

を示している。

以下では、このような市場と民主主義の好循環が、日本の所得 y と民主主義の資本 DK との間の相互関係のメカニズムとして、確認できるかどうかについての実証分析を行う。

5. 実証分析

本節では、日本のデータを利用して、市場と民主主義の相互依存関係の実証分析を行う。標本期間は、1961年度～2013年度である。労働者1人当たりの所得 y_t は、就業者一人当たりの実質GDP（平成17年基準）、資本係数 K_t/Y_t は、民間資本ストックの産業資本ストックと経済活動別国内総生産（平成17年基準、実質、暦年）、教育 E_t は、大学進学

率の上昇率、グローバル化率は、(輸出+輸入)/実質 GDP である。なお、変数名とデータの詳細は、付録に提示している。

表 2 から表 6 は実証分析結果である。市場経済は、GDP や失業率の変動を繰り返すだけでなく、成長率の変動、物価変動、為替レート等さまざまな変動に直面している。また、政治は、投票率や政党支持率の変動だけでなく、政権政党の交代の政変や憲法改正を含む国家形態の変革（議院内閣制から大統領制、二院制から一院制など）もあり得る。このような経済と政治の変化を前提とするならば、民主主義 (*DK*) と経済(所得)の好循環が、時代や国家を超えて普遍的に成り立っているメカニズムとは考えにくい。そこで、本稿では経済変動と政治変動を踏まえて、3つの標本期間を設定し、実証分析を行っている。一つは、1961年～2013年までの全期間、他の2期間は、1961年～1993年と、1994年～2013年である。後者の時代区分は、バブル崩壊前と後の日本経済と、その時代の経済政策を踏まえたものである。

① 全期間

標本期間が1961年～2013年である4つの減価率別の推定結果が、表2～表5に示されている。いずれも2 SLSの推定結果と誘導形方程式が示されている。

まず、各表の第2列の生産関数の推定結果は、人的資本の係数は有意ではなく、不安定結果となっている。*DK*と資本係数 K/Y のパラメータの推定値は、すべてのケースにおいて、有意水準1%で統計的に有意であり、安定的な推定結果となっている。減価率が低い値から高い順において、その*DK*の推定値は、0.48、0.51、0.54、0.56である。また、資本係数の推定値は、0.32、0.44、0.54、0.62であった。この両係数とも減価率が高くなるほど、大きい値となっている。資本係数の推定値は、物的資本所得の分配率から、0.5前後と予想されるが、減価率によって幅のある推定結果となった。

民主主義の資本*DK*と物的資本の所得に与える効果は、減価率に

よって異なっているが、4 ケースの平均では、 DK の推定値が 0.52、資本係数 K/Y の推定値が 0.48 であり、民主主義の資本 DK が物的資本 K/Y よりも、所得に与える効果が大きい結果となっている。特に、減価率が 2% の場合では、 DK の推定値は 0.48、一方、資本係数の推定値は 0.32 であり、民主主義の資本 DK の所得に対する効果は、物的資本のそれよりも、1.5 倍の大きさとなっている。この推定結果は、企業や個人の物的資本の蓄積とともに、民主主義の資本 DK の蓄積も同様に、日本の豊かさの実現に寄与してきたことを意味している。

この日本の民主主義の資本 DK の蓄積は、どのような要因によって促進されたかどうかの推定結果は、各表の第 3 列に示されている。まず、所得の推定結果は、 δ が 0.98 と 0.96 の場合、1% と 5% で有意であるが、他の 2 つのケースでは、符号は正であるが、有意ではなく、不安定な結果となっている。有意なケースでは、 δ が 0.98 の場合の推定値は 1.4、0.96 では 1.1 であり、所得が DK の蓄積を推進する極めて強力な要因であることを示している。しかし、 δ が小さくなるにしたがって、その推定値は低下しており (0.75 と 0.47)、所得の DK に与える影響は小さくなっている。この推定結果は、所得が民主主義の資本 DK に与える正の効果을予想させるものであるが、民主主義の資本 DK が所得に与える正の効果との比較において、強固ではないことを示唆している。

また、 DK の蓄積に与える他の要因であるグローバル化は、すべてのケースで正であるが、有意ではない。このグローバル化と所得を説明変数とする民主主義の資本 DK の蓄積のモデルは、 δ の値が小さいほどその妥当性は低くなっている。そこで以下では、減価率の低い、 δ の値が 0.98 と 0.96 の場合の誘導形方程式の推定結果は、以下の通りである。

各表の第 4 列と第 5 列が、1 人当たりの所得 y と民主主義の資本の DK の誘導形方程式である。構造方程式の推定結果は、民主主義が所得を増加させ、その所得の増加が民主主義を促進させるという因果関係

となっている。したがって、2つの誘導形方程式の係数は、すべて正となっている。構造方程式の推定結果は、資本係数のみが有意であり、人的資本とグローバル化は有意でないが、いずれの要因も、所得と民主主義に正の影響を与えてきたことが考えられる。特に、有意である資本係数 K/Y は、表2と表3の誘導形方程式の所得 Y/L の推定値が、0.84と0.95であり、また、 DK の推定値が、0.4と1.0となっている。このことは、物的資本の1%の蓄積が、1人当たりの所得を0.8～1%上昇させるとともに、民主主義の資本 DK を0.4%から1%上昇させてきたことを意味している。

このように以上の推定結果は、戦後から現在まで、民主主義の資本 DK は、他の生産された生産要素と補完関係にあつて、豊かさの実現に寄与してきたことを示している。特に、物的資本 K/Y と DK の補完関係は、豊かさを促進させる強力な要因となっていたことが窺える。このことが、日本の民主主義（政治）と所得（経済）の好循環を実現させた背景要因と考えられる。

図4と図5は、表2と表3の結果を要約したものである。物的資本 k の増加が、所得 Y/L と DK を増加させるメカニズムが示されている。いずれの図も、生産関数の勾配が、 DK に対する需要の勾配よりも小さく、民主主義と所得の好循環を生み出す政治と経済の相互依存関係となっている。

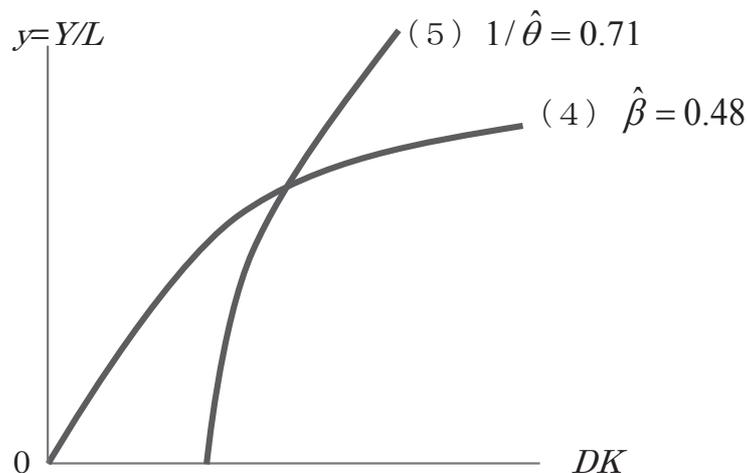
表2の β の推定値0.48と θ の推定値1.4から、次の関係が成立している。 $\hat{\beta}=0.48 < 1/\hat{\theta}=0.71$ 。図4は、この推定値の関係に基づき図示したものである。したがって、日本の物的資本の増加が、所得と DK を増加させるとともに、 DK を増加させる諸要因が、 DK の増加と所得を増加させるというメカニズムが、日本の政治と経済に組み込まれていたことが予想される。

同様に、図5は、表3の β の推定値0.51と θ の推定値1.1から、 $\hat{\beta}=0.51 < 1/\hat{\theta}=0.91$ の関係が成立していることに基づき、日本の所得と DK の関係を図示したものである。したがって、戦後の60年代から半

表2 労働生産性とDKの推定結果 $\delta = 0.98$

	(1)	(2)	(3)	(4)
従属変数	労働生産性 : $\log(Y/L)$	Democratic Capital : $\log(DK)$	労働生産性 : $\log(Y/L)$	Democratic Capital : $\log(DK)$
切片	2.6519	-3.5779	2.5638	-0.1442
$\log(DK)$	0.4798 (0.0679) a			
資本ストック : $\log(K/Y)$	0.3218 (0.1044) a		0.8423	0.3961
人的資本 : $\log(H/L)$	0.0515 (0.1634)		0.0011	0.0005
労働生産性 : $\log(Y/L)$		1.4009 (0.0455) a		
グローバリゼーション		0.1435 (0.5716)	0.3402	0.6030
推定方法	2SLS	2SLS	誘導型	誘導型
標本	1961-2013	1961-2013	1961-2013	1961-2013
F値	656.39	357.97		
調整済み決定係数	0.9747	0.9333		
ダービン・ワトソン比	0.5062	0.3222		

注：() 内の値は標準誤差であり、aは1%、bは5%、cは10%で有意である。

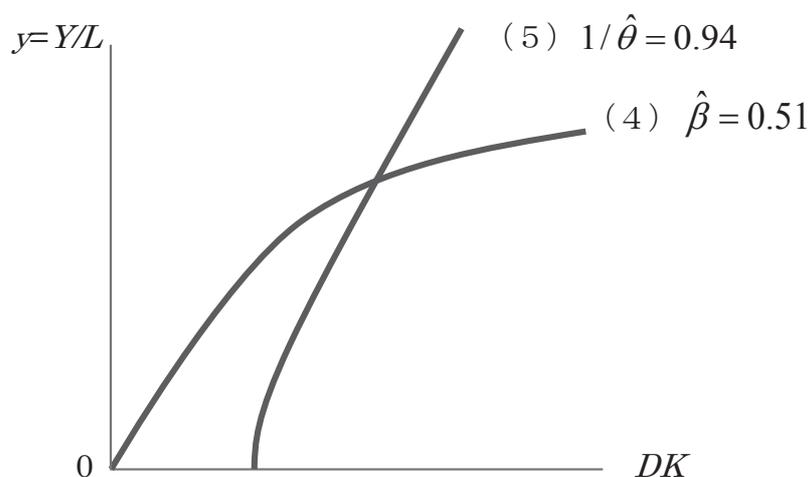
図4 全期間 $\delta = 0.98$ の推定結果の要約

この推定結果は、DKを増加させる諸要因は、DKと所得を増加させる。

表3 労働生産性とDKの推定結果 $\delta = 0.96$

	(1)	(2)	(3)	(4)
従属変数	労働生産性 : $\log(Y/L)$	Democratic Capital : $\log(DK)$	労働生産性 : $\log(Y/L)$	Democratic Capital : $\log(DK)$
切片	2.6401	-2.6716	2.7859	0.2867
$\log(DK)$	0.5085 (0.0791) a			
資本ストック : $\log(K/Y)$	0.4368 (0.0977) a		0.9495	1.0083
人的資本 : $\log(H/L)$	0.0557 (0.1801)		0.1211	0.1286
労働生産性 : $\log(Y/L)$		1.0619 (0.5275) b		
グローバリゼーション		0.2172 (0.6620)	0.2401	0.4722
推定方法	2SLS	2SLS	誘導型	誘導型
標本	1961-2013	1961-2013	1961-2013	1961-2013
F値	542.99	177.16		
調整済み決定係数	0.9696	0.8736		
ダービン・ワトソン比	0.4906	0.2520		

注：() 内の値は標準誤差であり、aは1%、bは5%、cは10%で有意である。

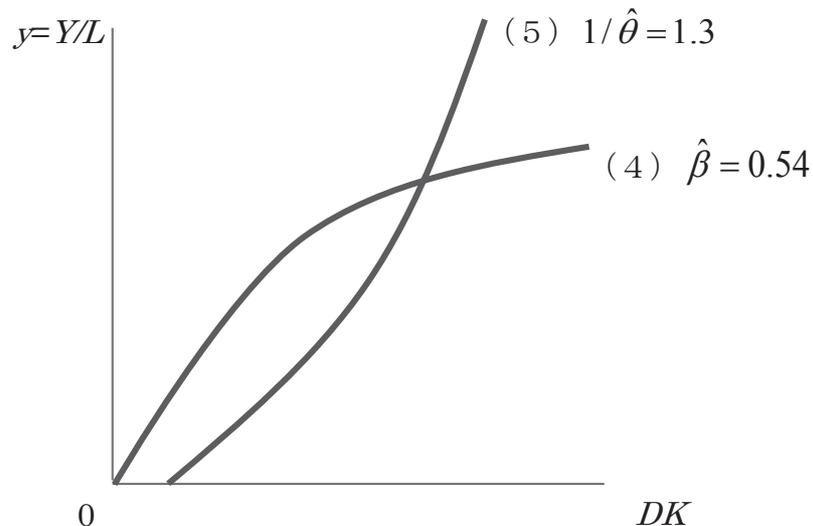
図5 全期間 $\delta = 0.96$ の推定結果の要約

この推定結果は、DKを増加させる諸要因は、DKと所得を増加させる。

表4 労働生産性とDKの推定結果 $\delta = 0.94$

	(1)	(2)	(3)	(4)
従属変数	労働生産性 : $\log(Y/L)$	Democratic Capital : $\log(DK)$	労働生産性 : $\log(Y/L)$	Democratic Capital : $\log(DK)$
切片	2.6391	-1.9357	2.6768	0.0704
$\log(DK)$	0.5361 (0.0902) a			
資本ストック : $\log(K/Y)$	0.5365 (0.0900) a		0.8969	0.6721
人的資本 : $\log(H/L)$	0.0372 (0.1929)		0.0622	0.0466
労働生産性 : $\log(Y/L)$		0.7494 (0.5860)		
グローバリゼーション		0.3228 (0.7354)	0.2892	0.5395
推定方法	2SLS	2SLS	誘導型	誘導型
標本	1961-2013	1961-2013	1961-2013	1961-2013
F値	463.46	95.27		
調整済み決定係数	0.9666	0.7871		
ダービン・ワトソン比	0.4820	0.2154		

注：() 内の値は標準誤差であり、aは1%、bは5%、cは10%で有意である。

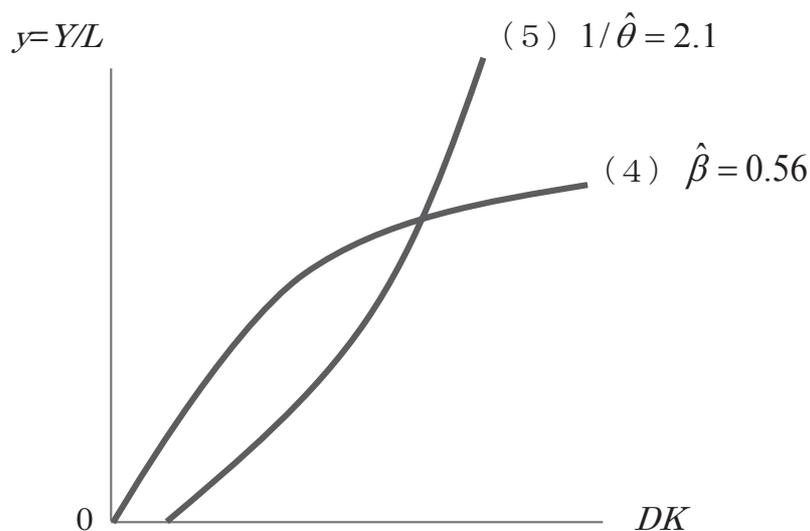
図6 全期間 $\delta = 0.94$ の推定結果の要約

この推定結果は、 DK を増加させる諸要因は、 DK と所得を増加させる。

表5 労働生産性とDKの推定結果 $\delta = 0.92$

	(1)	(2)	(3)	(4)
従属変数	労働生産性 : $\log(Y/L)$	Democratic Capital : $\log(DK)$	労働生産性 : $\log(Y/L)$	Democratic Capital : $\log(DK)$
切片	2.6451	-1.350	2.5638	-0.1442
$\log(DK)$	0.5642 (0.1012) a			
資本ストック : $\log(K/Y)$	0.6188 (0.0825) a		0.8423	0.3961
人的資本 : $\log(H/L)$	0.0008 (0.2015)		0.0011	0.0005
労働生産性 : $\log(Y/L)$		0.4703 (0.6270)		
グローバリゼーション		0.4430 (0.7869)	0.3402	0.6030
推定方法	2SLS	2SLS	誘導型	誘導型
標本	1961-2013	1961-2013	1961-2013	1961-2013
F値	408.19	55.62		
調整済み決定係数	0.9599	0.6817		
ダービン・ワトソン比	0.4819	0.1981		

注：() 内の値は標準誤差であり、aは1%、bは5%、cは10%で有意である。

図7 全期間 $\delta = 0.92$ の推定結果の要約

この推定結果は、DKを増加させる諸要因は、DKと所得を増加させる。

世紀における日本の民主主義と市場は、民主主義の資本蓄積が所得の上昇と、所得の上昇が民主主義の資本蓄積を促進するという、好循環を実現する政治と経済の相互依存関係にあったことが予想される。

② 1961年～90年代

表6は、 $\delta=0.98$ の標本期間が1961年～1993年の推定結果である。全期間との比較において、生産関数は安定的であるが、民主主義の資本 DK の需要関数が不安定な結果となっている。特に、所得 Y/L の推定値は、有意でなく、所得（生産）水準に依存して、生産要素である民主主義の資本 DK の需要を引き起こすという、明確な関係が確認できない。また、 $\delta=0.96$ についても同様な結果であった。

しかし、2つの構造方程式のパラメータはすべて正であり、したがって、所得と DK の誘導形方程式の係数もすべて正となっている。また、構造方程式の推定値から、 $\hat{\beta}=0.42 < 1/\hat{\theta}=3.3$ の関係が成立している。このことは、この期間の実証分析も、 DK の蓄積と所得の上昇、そして、所得の上昇と DK の蓄積という、好循環のメカニズムの可能性が示唆されている。

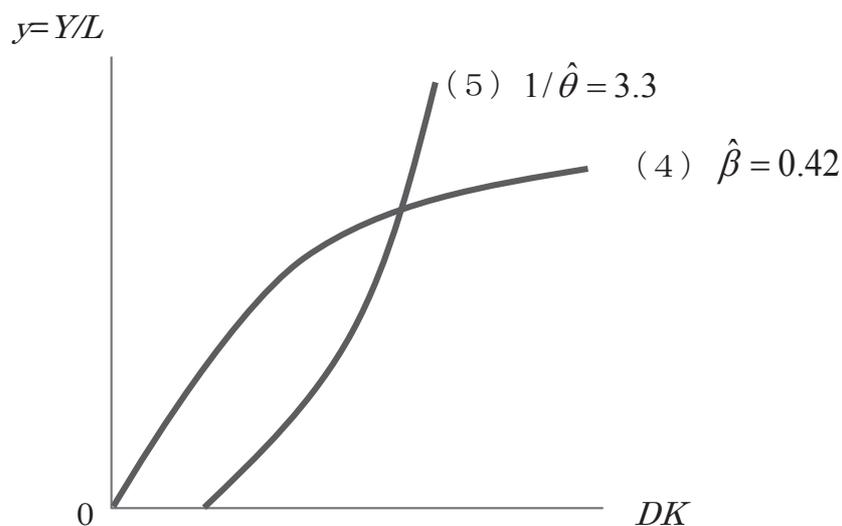
③ 90年代～2013年

表7は、 $\delta=0.98$ の場合で、本期間が1994年～2013年の推定結果である。所得の構造方程式の資本ストック K/Y と DK の構造方程式のグローバル化のパラメータが負となっている。特に、資本ストック K/Y のパラメータが負となっている所得の構造方程式は不安定である。したがって、 DK の推定値が1.27と高い値となり、生産関数と DK の需要関数の勾配の関係は、 $\hat{\beta}=1.3 > 1/\hat{\theta}=0.41$ となっている。このことは、この期間において、生産関数を上方にシフトさせる物的資本 k や人的資本 h の増加が、所得の低下と DK の蓄積を低下させ、かつ、 DK の蓄積の低下がさらに所得の低下を引き起こすという、民主主義と市場の負の連鎖のメカニズムが、日本に起こった可能性を示唆

表6 労働生産性とDKの推定結果 $\delta = 0.98$

	(1)	(2)	(3)	(4)
従属変数	労働生産性 : $\log(Y/L)$	Democratic Capital : $\log(DK)$	労働生産性 : $\log(Y/L)$	Democratic Capital : $\log(DK)$
切片	2.720	-5.0869	0.6684	-4.8876
$\log(DK)$	0.4197 (0.0687) a			
資本ストック : $\log(K/Y)$	0.5214 (0.2090) b		0.5959	0.1777
人的資本 : $\log(H/L)$	0.1211 (0.1910)		0.1385	0.0413
労働生産性 : $\log(Y/L)$		0.2982 (0.9621)		
グローバリゼーション		2.2639 (1.5530)	1.0861	2.5877
推定方法	2SLS	2SLS	誘導型	誘導型
標本	1961-1993	1961-1993	1961-1993	1961-1993
F値	294.52	146.49		
調整済み決定係数	0.9660	0.9037		
ダービン・ワトソン比	0.5621	0.6224		

注：() 内の値は標準誤差であり、aは1%、bは5%、cは10%で有意である。

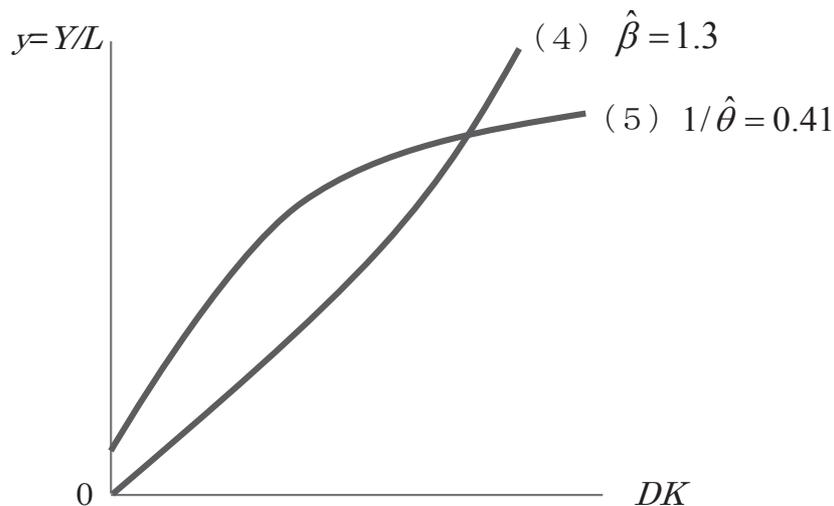
図8 1961-1993年 $\delta = 0.98$ の推定結果の要約

この推定結果は、 DK を増加させる諸要因は、 DK と所得を増加させる。

表7 労働生産性とDKの推定結果 $\delta = 0.98$

	(1)	(2)	(3)	(4)
従属変数	労働生産性 : $\log(Y/L)$	Democratic Capital : $\log(DK)$	労働生産性 : $\log(Y/L)$	Democratic Capital : $\log(DK)$
切片	0.8150	-5.0177	3.2705	1.9405
$\log(DK)$	1.2654 (0.2007) a			
資本ストック : $\log(K/Y)$	-0.2166 (0.1363)		0.1042	0.2535
人的資本 : $\log(H/L)$	0.4554 (0.2893)		-0.2190	-0.5329
労働生産性 : $\log(Y/L)$		2.4333 (0.8501) b		
グローバリゼーション		-0.5109 (0.3490)	0.3110	0.2457
推定方法	2SLS	2SLS	誘導型	誘導型
標本		1994-2013	1994-2013	1994-2013
F値	72.00	42.47		
調整済み決定係数	0.9181	0.8136		
ダービン・ワトソン比	1.1692	1.2206		

注：() 内の値は標準誤差であり、aは1%、bは5%、cは10%で有意である。

図9 1994-2013年 $\delta = 0.98$ の推定結果の要約

この推定結果は、DKを増加させる諸要因は、DKと所得を低下させる。

している。失われた20年と表現される日本経済の長期停滞は、経済的要因や経済政策が強調されるが、政治的要因も重要な背景要因の一つであることを、この実証分析は示していると考えられる。

また、*DK*の構造方程式のグローバリゼーションのパラメータが負であることから、所得と*DK*の誘導形方程式の係数も負となっている。このことは、グローバリゼーションが必ずしも、所得の増加と民主主義の資本*DK*の蓄積を推進する要因ではなく、逆に、両者に負の影響を与える可能性のあることを示唆している。

この1990年代以降の実証分析結果は、民主主義と市場経済が、常に好循環を実現する相互依存的な関係を維持できないことを意味しており、その好循環の関係が、市場経済の変動や政治的変動、さらには、外的ショックによって崩壊してしまうことを暗示している⁽¹¹⁾。

6. むすび

豊かな国は民主主義国であり、所得が民主主義を強固にし、民主主義が所得を増加させるというメカニズムが、経済と政治の相互作用として機能していることが予想される。本稿は、この経済と政治の相互作用のメカニズムについて挑戦した。特に、所得（経済）と民主主義（政治）の好循環は、市場経済と民主主義による集約的意思決定の政治体制の両者を、国民が支持する強力なインセンティブとなり得る。しかし、多くの国が市場経済と民主主義の両者の価値を受け入れている一方で、両者の価値を否定し、市場経済と民主主義の好循環を否定的にとらえている国や政治的指導者が多いことも予想される（Persson and Tabellini (2003), p.101, Polity IV）。

われわれは、民主主義の資本 Democratic Capital という、生産性に関するストックの指標を構築し、この指標が経済とリンクしている政治と経済の相互依存モデルに基づき、日本の所得（経済）と民主主義の強固さとの好循環のメカニズムについての検証を試みた。その実証分析結果は、日本の市場経済と民主主義との好循環を示すものであった

が、それは、時代背景によって崩壊する可能性があることも同時に明らかとなった。

われわれの社会は、常に経済変動や政治変動に直面している。それゆえに、社会科学は、経済と政治の好循環のメカニズムを提示する必要がある。政治経済学は、政治と経済の相互依存関係のメカニズムの解明がテーマであるが、政治と経済とをリンクさせるキーとなる変数が不明確である。本稿はそのキーとなる変数が、所得とともに、Democratic Capitalであるという挑戦を行った。このDemocratic Capitalを近似するデータの構築は、今後の研究課題であるとともに、Democratic Capitalの所得に対する寄与や需要構造、そして、他の生産性のストックとの関係の解明も研究課題である。特に、バブル崩壊後、日本の好循環を崩壊させた経済および政治の歴史的事実の解明は、重要な研究課題である。

- * 本稿作成の過程において、坂本智幸氏（科学技術振興機構 低炭素社会戦略センター研究員）から貴重なコメントを頂いた。記して感謝申し上げたい。残る過誤は筆者の責任である。

注

- (1) 民主主義が所得に与える効果は、初期段階では正であるが、民主主義が強固になった段階では、必ずしも正ではなくなるという研究がある(Barro (1997))。Barro (1999) では、成長に関する民主主義の効果は不確実である、という実証研究を提示している。しかし、Acemoglu (2014)、(2015) は、民主主義が成長の要因である、という実証分析結果を提示している。また、Acemoglu, et al. (2008) は、所得の民主主義に与える効果である Lipset/Ariatole 仮説を棄却している。一方、Persson and Tabellini (2008) は、独裁から民主主義への移行は、成長を1%加速させるという実証分析を示しているが、統計的に有意ではない。なお、民主主義が所得(経済成長)に与える効果と経済成長(所得)が民主主義に与える効果に関するサーヴェイは、坂井・坂本(2012)を参照。
- (2) Persson and Tabellini (2009) は、「democratic capitalの蓄積は、その国自身の歴史的経験と近隣諸国からの学習を通して生じている」(p.89)と説明している。彼らの democratic capitalには、domestic democratic capitalと foreign democratic capitalの2つの構成要素がある。前者は、そ

の国自身の民主主義と独裁の経験に依存して蓄積され、後者は、他の国で起こる民主主義と独裁の影響にともなって蓄積されている ((2006), p.4, (2009), p.101,103)。以上の democratic capital の説明は、各国の国民が自国と諸外国の歴史的事実による経験や知識に基づく、「民主主義に関するその国の知性の蓄積量」と理解することができる。

- (3) Persson and Tabellini の一連の研究における *DK* は、経済的結果に関して直接的効果を伴うことなく、民主主義の安定性に影響を与える変数として、実証分析を行っている。Persson and Tabellini (2009) は、民主主義体制において、*DK* の増加が所得の増加を予想しているが、独裁体制では、*DK* の増加が所得の低下を予想している。かれらは、民主主義体制下では、所得と *DK* の好循環を予想しているが、非民主主義体制では、好循環を否定している (p.99)
- (4) 政府は所得を増加させる側面と、社会の所得を流用する側面とがある。この両者を考慮した社会的基礎資本は、制度と政府の政策を反映している。この社会的基礎資本の代理変数である *GADP* (反転用政策) と *DK* との間に、正の相関関係は確認されていない (Persson and Tabellini (2009), p.105)。
- (5) 社会的関係資本の定義については、多くの研究者の提案がある。稲葉 (2011) の定義を含むサーヴェイは、稲葉・吉野 (2016) 第2章が参考になる。最近の研究を踏まえて、稲葉は以下のように定義している。「①社会関係資本を広義で捉え、②市場メカニズムの適用には慎重であり、③信頼と信頼性を共に含め、④規範と互酬性を同時に扱い、⑤意図されないもともども意図すれば変えられるものである」(稲葉・吉野 (2016), p.66)。
- (6) Becker (1975) の人的投資の定義は、「人々のもつ資源を増大することによって、将来の貨幣的および精神的所得の両者に影響を与えるような諸活動」である (p.11)。また、Acemogul (2008) の人的資本の定義は、「労働者に備わっている特有な価値を高めている技能、教育、能力や他の生産性に関するストック」(p.85) である。このように、人的資本は、将来所得の増加を意図した経済活動であると考えることができる。
- (7) 要するに、政権政党支持＝内閣支持、政権政党支持しない＝内閣支持しない、政権政党支持わからない＝内閣支持わからない、という関係が成立している。
- 例えば、 $(p_t^1, c_t^1) = (0.5, 0.5)$ 、 $(p_t^2, c_t^2) = (0.3, 0.3)$ 、 $(p_t^3, c_t^3) = (0.2, 0.2)$ の場合、内閣支持率＝政権政党支持率が成立し、有権者の選好する政策を提案している政党が、政権を担い、その政策を実際に実行している。この政治状況は、有権者の選好する政策が、有権者によって実行されていると考えられる。すなわち、Accountability が最も高く、民主主義は完璧に機能していると考えることができる。
- (8) 時事通信社の「時事世論調査データ」は、内閣支持率、内閣不支持率、各政党支持率、無党派層率等データが、1960年から2014年まで、月別に

集計されている。本稿は、このデータから、内閣支持率や政権政党支持率について、「どちらでもない」比率を導出し、(8)式に基づき、毎月の日本の民主主義指標を作成している。

- (9) 本稿の統計・計量分析は、SAS を利用している。
- (10) γ は物的資本分配率 α から、近似的に 0.5 であると予想されるが、本稿では、この制約を課した推定は行っていない。
- (11) Persson and Tabellini (2009) は、本稿の結果とは異なり、 DK は民主主義を安定化させ、成長に強い影響を与えることを予想している。 DK は、他の生産性に関するストックとは補完関係でなく、代替関係も予想されるが、 DK の蓄積の停滞が他の生産性に関するストックの蓄積を損なうことも予想される。

付録：変数とデータの出所

1人当たり所得 y_t ：実質 GDP/就業者 (10 億円/万人)

実質 GDP (実質国内総支出：平成 17 年基準実質、10 億円)

平成 10 (2002) 年度確報、平成 24 (2012) 年度確報、2014 年度国民経済計算

GDP デフレーター (支出側、デフレーター：固定基準年方式)

平成 10 (2002) 年度確報、平成 24 (2012) 年度確報、2014 年度国民経済計算

労働者 L_t ；就業者数 (万人) (総務省統計局：長期時系列表 1 a-1 主要項目 (労働力人口・就業者・雇用者・完全失業者・非労働力人口・完全失業者) - 全国、月別結果)

教育 E_t ：大学進学率 (大学進学率対前年度上昇率の 7 年移動平均) (学校基本調査 年次統計 25-12 就学率及び進学率 (昭和 23 年～平成 28 年))

資本係数 K_t/Y_t ：全産業資本ストック/経済活動別国内総生産 (実質、年度)

資本ストック K_t ：全産業資本ストック：10 億円) 民間企業資本ストック取付ベース実質 (平成 17 年平均価格評価) 平成 26 年度確報値 (平成 17 年基準：93SNA)

平成 26 年度確報値 (平成 17 年基準：93SNA) (平成 6～26 年度)

平成 21 年度確報値 (平成 12 年基準：93SNA) (昭和 55～平成 21 年度)

平成 12 年 4-6 月期 1 次速報 (昭和 30～) (平成 2 年基準：68SNA)：内閣府「資本ストック年報」

産業国内総生産 Y_t (平成 17 年基準実質、10 億円)：経済活動別国内総生産

2014 (平成 26) 年度 国民経済計算確報 (2005 年基準・1993SNA)

2009 年度国民経済計算 (2000 年基準) 内閣府「経済活動別：長期遡及生産系列編」(平成 2 暦年基準)

デフレーター：経済活動別国内総生産 (固定基準年方式：平成 17 暦年基準)

2014 (平成 26) 年度 国民経済計算確報 (2005 年基準・1993SNA)

2009年度国民経済計算（2000年基準）：内閣府「経済活動別：長期週及生産系列編」（平成2暦年基準）

グローバル化率 X_t ： $((\text{輸出} + \text{輸入}) \div \text{実質 GDP}) \times 100$ ：各年国民経済計算年報

参考文献

- Acemoglu, Daron (2009), *Introduction to Economic Growth*, Princeton Univ. Press.
- Acemoglu, Daron and James A. Robinson (2006), *Economic Origins of Dictatorship and Democracy*, Cambridge.
- Acemoglu, Daron, Simon Johnson, James A. Robinson, and Pierre Yared (2008), "Income and Democracy," *American Economic Review*, 98 (3), 808-842.
- Acemoglu, D., S. Naidu, P. Restrepo and J.A. Robinson (2014), "Democracy does Cause Growth," NBER working paper 20004.
- Acemoglu, Daron, S. Naidu, P. Restrepo and J.A. Robinson (2015), "Democracy does Cause Growth," MIT Economics.
- Barro, Robert J. (1996), "Democracy and Growth," *Journal of Economic Growth*, 1, 1-27.
- Barro, Robert J. (1997), *Determinants of Economic Growth: A Cross-Country Empirical Study*, MIT Press. 大住圭介/大坂仁訳 (2001) 『経済成長の決定要因—クロス・カントリー実証分析』九州大学出版会。
- Barro, Robert J. (1999), "Determinants of Democracy," *Journal of Political Economy*, 107, S158-S183.
- Becker, Gary S. (1975) *Human Capital : A Theoretical and Empirical Analysis, with Special Reference to Education*, Second edition, Columbia University Press, 佐野陽子訳 (1976) 『人的資本』東洋経済新報社。
- Hall, Robert E. and Charles I. Jones (1999), "Why do some countries produce so much more output per worker than others?" *Quarterly Journal of Economics*, 114, 83-116.
- 堀場勇夫著 (2008) 『地方分権の経済理論：第1世代から第2世代へ』東洋経済新報社。
- 稲葉陽二著 (2011) 『ソーシャル・キャピタルのフロンティア—その到達点と可能性』ミネルヴァ書房。
- 稲葉陽二・吉野諒三共著 (2016) 『ソーシャル・キャピタルの世界』ミネルヴァ書房。
- Lijphart, Arend (1999), *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, Yale University Press. 粕谷祐子訳 (2005) 『民主主義対民主主義』勁草書房。

- Lipset, Seymour M. (1959), "Some Social Requisites of Democracy: Economic Development and Political Legitimacy." *American Political Science Review*, 53 (1): 69-105.
- North, Douglass (2005), *Understanding the Process of Economic Change*, Princeton Univ. Press. 著瀧澤弘和・中林真幸監訳 (2016) 『制度原論』 (東洋経済新報社)。
- Persson, Torsten and Guido Tabellini (2003), *The Economic Effects of Constitutions*, MIT Press.
- Persson, Torsten and Guido Tabellini (2006), "Democratic Capital: The Nexus of Political and Economic Change," NBER working paper 12175.
- Persson, Torsten and Guido Tabellini (2008), "The Growth effect of Democracy," Edited by Elhanan Helpman, *Institutions and Economic Performance*, Harvard University Press. pp.544-585.
- Persson, Torsten and Guido Tabellini (2009), "Democratic Capital: The Nexus of Political and Economic Change," *American Economic Journal: Macroeconomics*, 1 (2), 88-126.
- 坂井吉良 (2016) 「グローバル化が所得分配と所得税率に与える影響」『政経研究』第 53 巻第 2 号、pp.620-646。
- 坂井吉良・岩井奉信 (2011) 「憲法の制度的枠組みが生産性に与える効果に関する研究」『政経研究』第 48 巻第 3 号、pp.109-138。
- 坂井吉良・坂本直樹 (2012) 「選挙制度による財政政策の相違と経済パフォーマンス」、『政経研究』第 49 巻第 2 号、pp.100-129。
- Sakamoto, N. and Takimoto, T. (2015), "Tax, Spend, and Democracy Indices in Japan," Yamagata University FLSS DP, 2015-E01.
- Seabright, Paul (1996), "Accountability and Decentralization in government: An incomplete contracts model," *European Economic Review*, Vol.40, No.1, 61-89.
- 横松宗太・高木朗義著「防災経済分析の課題と研究展望 (第 18 章)」多々納裕一・高木朗義編著『防災の経済分析：リスクマネジメントの施策と評価』 pp.315-333、勁草書房。

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) kenjimu@law.nihon-u.ac.jp

執筆者紹介

掲載順

倉島隆 前日本大学教授
 武繩卓雄 日本大学准教授
 築場保行 日本大学教授
 坂井吉良 山形大学人文社会科学部准教授
 坂本直樹

機関誌編集委員会

委員長 渡邊 容一郎
 副委員長 柳瀬 昇
 委員 大岡 泰
 江島 拓也
 大久保 聡
 賀来 健
 河合 利修
 楠谷 清
 栗原 千
 清水 恵
 友原 史
 西岡 雄
 渡辺 克典
 岩井 徳夫
 山井 義和
 小野 美典
 喜多野 義典
 中野 静人
 野村 未和
 白方 千晴
 芳賀 千豊

政経研究 第五十四卷第一号

平成二十九年六月二十日 印刷
 平成二十九年六月三十日 発行
 非売品

編集責任者 池村正道
日本大学法学会

発行者 日本大学政経研究所
 電話〇三(五二七五) 八五三〇番

東京都千代田区猿樂町二二一四 A&Xビル
 印刷所 株式会社メデイオ
 電話〇三(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 54 No. 1 June 2017

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLE

Takashi Kurashima, *A Study of Marchamont Nedham's Political Principles: Focusing on his Interest Theory*

NOTE

Takuo Takenawa, *Correction of Input Coefficients in Input-Output Analysis by RAS Method and Analysis of Production Technology Structure Using the Method*

ARTICLES

Yasuyuki Yanaba, *The Light and Shadowy Aspects of Alibaba, e-Commerce Giant: Risks of Investing in VIE-based Internet Firms which Sell Counterfeit Items and whose Shares are Owned by "Princelings"*

Yoshinaga Sakai, Naoki Sakamoto, *A Study on the Mutual Relationship between Japanese Democratic Capital and Income*